

# 澁川市障害福祉プラン

澁川市障害者計画（第6期）

澁川市障害福祉計画（第7期）

澁川市障害児福祉計画（第3期）



令和6年3月

澁川市

表紙の作品

作成者：富永童威（とみなが とうい）

## はじめに

渋川市では、『第5期渋川市障害者計画・第6期渋川市障害福祉計画・第2期渋川市障害児福祉計画』を令和3年3月に策定し、「共生社会実現のまち 渋川市」を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。



この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人と人との交流が制限されたことにより、地域福祉活動や、障害福祉サービスを提供する現場は、大きな影響を受け、これらを必要とする人々の生活に、深刻な影響を及ぼすこととなりました。

このような社会情勢の中でも、本市は相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害福祉施策を継続して取り組んでまいりました。

このたび、現計画が令和5年度で最終年度を迎えることから、引き続き施策を推進するため、基本理念「すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現」を継承し、『渋川市障害福祉プラン(第6期渋川市障害者計画・第7期渋川市障害福祉計画・第3期渋川市障害児福祉計画)』を策定いたしました。

本計画の実現に向け、市民の皆様をはじめ、事業者、関係機関の皆様の、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました関係者の皆様及びアンケート調査に御協力をいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

渋川市長

高木 勉



# 目次

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画策定にあたって.....	3
1. 計画策定の背景と趣旨.....	3
2. 障害者支援に関する政策動向について.....	4
3. 計画の位置付け.....	12
4. 計画の対象者.....	13
5. 計画の期間.....	13
6. 計画の策定体制.....	14
7. 計画の推進.....	15
8. SDGsについて.....	16
第2章 障害のある人をめぐる状況.....	17
1. 渋川市の現状.....	17
2. 障害者へのアンケート調査結果の概要・考察.....	22
3. その他の市民へのアンケート結果の概要.....	31
4. 前期計画の進捗評価.....	37
5. 渋川市独自の事業展開.....	48
第3章 計画の基本的な考え方.....	50
1. 基本理念.....	50
2. 基本的な取組姿勢.....	51
3. 基本目標.....	52
4. 基本目標と施策の体系.....	53
<b>第2部 渋川市障害福祉プラン</b> .....	<b>55</b>
第1章 渋川市障害者計画（第6期）.....	57
基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会 <sup>※</sup> の実現.....	57
基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育.....	64
基本目標3 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり.....	68
基本目標4 支え合い、共に生きるまちづくり.....	70
基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療.....	76
基本目標6 人にやさしい快適なまちづくり.....	82
基本目標7 情報アクセシビリティ <sup>※</sup> の向上.....	86
第2章 渋川市障害福祉計画（第7期）.....	87
1. 計画の成果目標.....	87
2. 障害福祉サービス <sup>※</sup> の見込量.....	93
3. 地域生活支援事業 <sup>※</sup> の見込み量.....	100

第3章 渋川市障害児福祉計画(第3期).....	107
1. 計画の成果目標.....	107
2. 障害児支援の見込量.....	109
3. 支援を必要とする子どもへの取組.....	111
資料編.....	113

#### 本計画書における、用語の表記について

従来、「障害者」と表記されてきた言葉については、  
本計画内では「障害のある人」という表現を用いています。

ただし、法律名・法律の説明分・制度名や、アンケート調査結果の記載等につきましては、  
原文の引用が多いことから、その限りではありません。

#### 本計画書における、「※」表記について

本計画内で記載されている、各専門用語の右上に「※」表記があるものは、  
P122以降の【用語解説】にて用語の説明文を掲載しています。

例：「共生社会※」など

計画書の“各項”初出の用語に「※」を付しており、全ての用語について付しているもの  
ではありません。

# 第1部

## 総論





# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

人権意識の高まりや、共生社会<sup>\*</sup>の実現を目指した条約や法整備は、国内外ともに進んでいます。平成18年12月に国連総会で採択された「障害者権利条約」は、障害のある人の権利を実現するための措置等について規定し、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。翌年、この条約に署名をした国は、障害者基本法の改正や障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定などの国内法の整備を進め、平成26年1月に条約を批准しました。一連の「障害」に関連した条約制定や法整備の推進により、障害のある人が直面する社会的障壁<sup>\*</sup>を取り除くことは、社会の責務であるという「障害の社会モデル」への理解が深まりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年の東京オリンピック・パラリンピックは一年の延期を余儀なくされ、共生社会実現の機運の阻害が、社会的に脆弱な立場におかれがちな人々に、より深刻な影響を及ぼしました。一方で、オンラインを活用したコミュニケーションは、情報に関するバリアフリー<sup>\*</sup>化を推進する手段であるという認識が拡大する契機となりました。このような情勢の中で、障害のある人の情報の取得及び利用、並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が、令和4年5月に施行されました。また、翌年の令和5年3月には、国の障害者基本計画（第5次）が策定されました。この計画では、「アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進」を各分野共通の横断的視点としつつ、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するとされています。

本市においては、令和3年3月に「渋川市障害者計画（第5期）・渋川市障害福祉計画（第6期）・渋川市障害児福祉計画（第2期）」を策定し、障害者施策を推進してきました。現行計画の期間が満了することから、上記のような社会的背景を踏まえ、共生社会実現のまちづくりをさらに進めるべく、「渋川市障害福祉プラン（渋川市障害者計画（第6期）・渋川市障害福祉計画（第7期）・渋川市障害児福祉計画（第3期）」を策定します。

## 2. 障害者支援に関する政策動向について

### (1) 国の基本計画

#### 障害者基本計画（第5次）

国では、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則とし、令和5年度～令和9年度を計画期間とした「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。「共生社会<sup>※</sup>の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援する」ことを基本理念としています。

#### 〈基本理念〉

共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁<sup>※</sup>を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

#### 〈主な内容〉

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティ<sup>※</sup>の向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

### (2) 関係法の制定・改正推移

#### ■ 発達障害者<sup>※</sup>支援法

- ・ 平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立し、発達障害の早期発見・早期支援や発達障害者の生活全般の支援が位置づけられました。また、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障害者がそれらの法律によるサービスの対象であることが明確化されました。

## ■ 障害者基本法改正

- ・平成23年4月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行となり、目的を明確化する観点から改正が行われました。また、地域社会における共生、差別の禁止が新たに規定されました。

## ■ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (通称：障害者虐待防止法)

- ・障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって大きな問題であることから、その防止を目的に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が、平成24年10月に施行されました。

## ■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (通称：障害者総合支援法)

- ・「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月に施行（一部平成26年4月施行）されました。同法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障害者の範囲に難病<sup>※</sup>等を追加し、制度の狭間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分<sup>※</sup>に改定、重度訪問介護<sup>※</sup>の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）<sup>※</sup>を共同生活援助（グループホーム）<sup>※</sup>に一元化、地域移行支援<sup>※</sup>の対象を拡大、地域生活支援事業<sup>※</sup>の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の主な改正が行われました。

## ■ 障害者優先調達推進法

- ・障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を目的に、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が、平成25年4月に施行されました。

## ■ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正 (通称：住宅セーフティネット法)

- ・平成29年に増加する民間の空き家を、住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者、子育て世帯、障害者等）向けの入居を拒まない賃貸住宅として活用する制度として制定され、令和4年に改正され、「物件の登録制度の創設」と「要配慮者の入居円滑化」の2点が新たに加われました。

## ■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (通称：バリアフリー<sup>※</sup>新法)

- ・高齢者や障害者が自立した日常生活や社会生活を行えるように、公共交通機関・道路・公園等、建築物の構造や設備の改善などを求め、バリアフリー化を進めるべく平成18年に制定されました。また、東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に令和4年に改正され、「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加し、「客席」に対する移動等円滑化誘導基準を設定されました。

## ■ 学校教育法等の一部改正

- ・ 障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずることが平成 30 年に盛り込まれました。

## ■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

- ・ 施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する法律として、平成 30 年に施行されました。

## ■ ユニバーサル社会<sup>\*</sup>の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定

- ・ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定め、平成 30 年に制定されました。

## ■ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正

- ・ 平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用分野における障害者差別の禁止及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることが盛り込まれました。また、令和 4 年に改正され、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

## ■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示され、令和元年に施行されました。

## ■ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定

- ・ 成年後見制度<sup>\*</sup>の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずることが盛り込まれ、令和元年に制定されました。

## ■ 成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

- ・ 平成25年6月に「成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなりました。

## ■ 障害者権利条約批准

- ・ 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。我が国では、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の成立により、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月に批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障害者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50か条からなり、法的な拘束力があります。

## ■ 障害者差別解消法

- ・ 障害を理由とする差別の解消を推進することで、すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月から施行されました。また、改正法により、令和6年4月1日からこれまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮<sup>\*</sup>の提供」が法的義務となります。

## ■ 医療的ケア児<sup>\*</sup>及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児を、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と法律として定義し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにしました。保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児等支援センター<sup>\*</sup>の指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とし、令和3年9月に施行されました。

## ■ 障害者総合支援法改正と市町村障害児福祉計画

- ・ 「改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」が平成28年6月に公布、一部を除き平成30年4月より施行され、①障害者の望む地域生活の支援、②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等の改正が行われました。②に関しては、各自治体における障害児福祉計画の策定が盛り込まれました。

## ■ 第二期成年後見制度利用促進基本計画

- ・ 平成29年度から令和3年度までの第一期計画において、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつあります。

他方、①成年後見人、保佐人及び補助人が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がされている。②第一期計画で目標として掲げられていた地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。③団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みである。こうした状況に適切に対応する必要があることから、権利擁護支援について明確化した第二期計画が令和4年3月25日に閣議決定されました。

## ■ バリアフリーぐんま障害者プラン8

- ・ 令和3年3月に、群馬県にて策定。

障害のある人の自立や社会参加の支援等のための群馬県の施策の基本的な考え方や方向性を明らかにし、障害福祉サービス<sup>\*</sup>や障害児通所支援<sup>\*</sup>の提供体制の確保、福祉的就労に関する工賃の向上に向けた取組等について定め、障害のある人のための施策の総合的な推進について定められました。

## ■ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

- ・ 令和4年5月に施行。正式名称「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害のある人の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし制定されました。

### (3) 障害福祉計画基本指針見直しについて

令和5年5月に厚生労働省より示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の主な改正事項は、以下の通りです。

#### 〈厚生労働省から示された基本指針見直しの主な事項〉

##### ■ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点<sup>※</sup>等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

##### ■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

##### ■ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

##### ■ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センター<sup>※</sup>の機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

##### ■ 発達障害者等支援の一層充実

- ・ ペアレントトレーニング<sup>※</sup>等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

##### ■ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センター<sup>※</sup>の設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

##### ■ 障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

## ■ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

## ■ 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

## ■ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT<sup>\*</sup>の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

## ■ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

## ■ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

## ■ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター<sup>\*</sup>等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

## ■ その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

### 〈成果目標についての主な見直し事項〉

## ■ 地域生活支援の充実

- ・ 強度行動障害<sup>\*</sup>を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【追加】（市町村）

## ■ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労移行支援<sup>\*</sup>事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【追加】（市町村）
- ・ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【追加】（都道府県）



## ■ 障害児支援の提供体制整備等

- ・ 各都道府県は医療的ケア児等支援センターを設置【追加】（都道府県）
- ・ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【追加】（都道府県・各政令市）

## ■ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【追加】（市町村）

### 〈活動指標についての主な見直し事項〉

## ■ 施設入所者の地域生活への移行等

- ・ 居宅介護<sup>※</sup>の利用者数、利用時間数（都道府県・市町村）
- ・ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数（都道府県・市町村）
- ・ 同行援護<sup>※</sup>の利用者数、利用時間数（都道府県・市町村）
- ・ 行動援護<sup>※</sup>の利用者数、利用時間数（都道府県・市町村）
- ・ 重度障害者等包括支援<sup>※</sup>の利用者数、利用単位数（都道府県・市町村）
- ・ 就労選択支援<sup>※</sup>の利用者数、利用日数【追加】（都道府県・市町村）
- ・ 共同生活援助の利用者数【※重度障害者の利用者数を追加】（都道府県・市町村）

## ■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）<sup>※</sup>【追加】（都道府県・市町村）

## ■ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【追加】（都道府県）

## ■ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 基幹相談支援センターの設置【追加】（市町村）
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【追加】（市町村）

## ■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【追加】（都道府県）
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【追加】（都道府県）

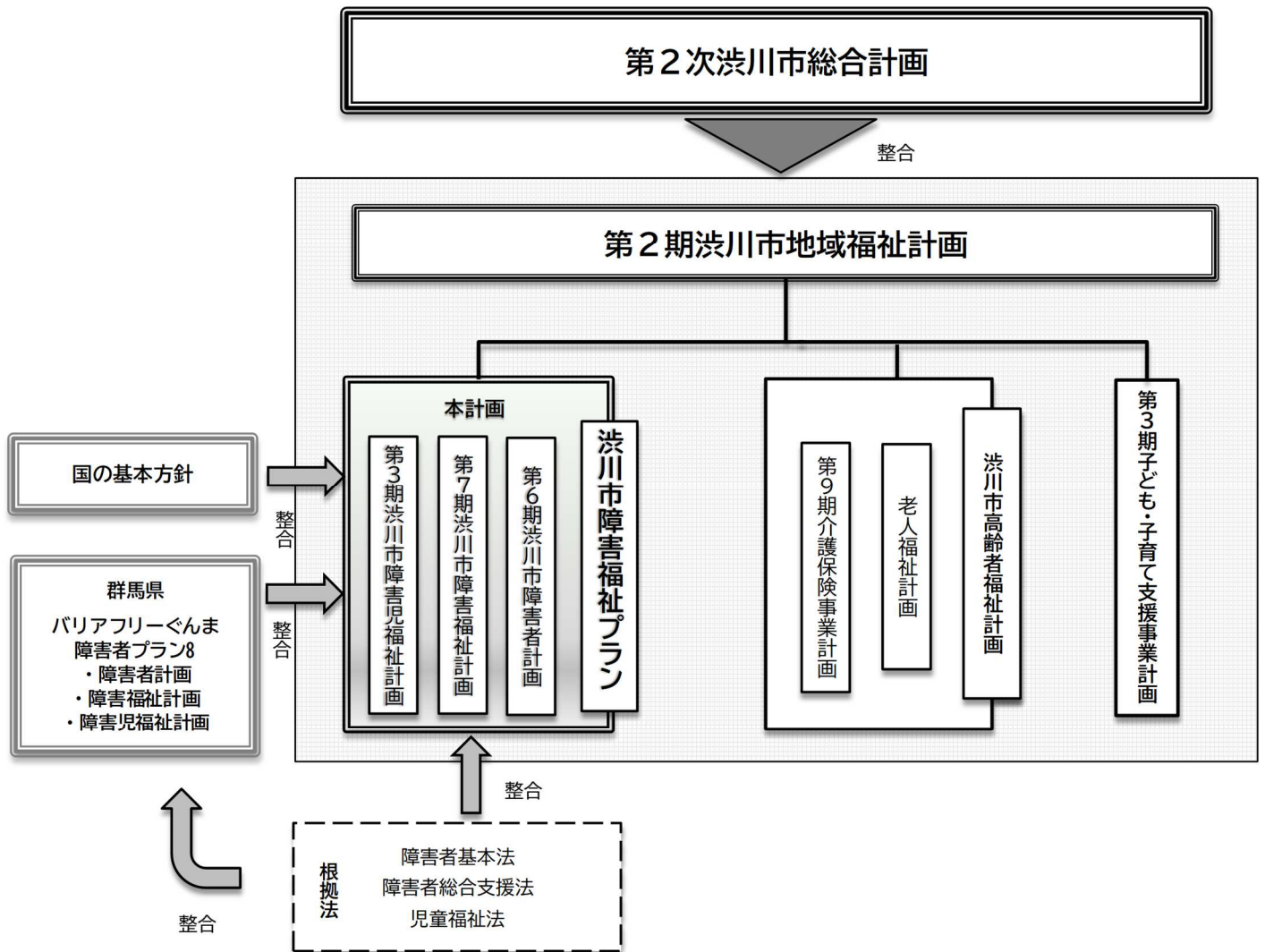
### 3. 計画の位置付け

#### (1) 計画の根拠法令

本計画の根拠法令は以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の性格
渋川市障害者計画 (第6期)	障害者基本法 第11条第3項	今後の障害者施策の基本方向を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
渋川市障害福祉計画 (第7期)	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス※・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
渋川市障害児福祉計画 (第3期)	児童福祉法 第33条の20第1項	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

#### (2) 計画の位置付け



## 4. 計画の対象者

本計画では、障害者基本法第2条で以下のとおり「障害者」と定義された人を施策の対象とします。ただし、具体的な福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

<p>障害者基本法第2条 (定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>
--

また、すべての市民が尊重され安心して暮らしができる共生社会※づくりを推進する本計画では、すべての市民が計画の対象者です。

## 5. 計画の期間

渋川市障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、渋川市障害福祉計画及び渋川市障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。期間中でも、必要に応じて内容の見直し・変更を行うことがあります。

年度	令和3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	～	15年	
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029		2033	
渋川市総合計画	第2次 平成30年度～令和9年度											
渋川市 地域福祉計画	第1期 平成26年度～令和5年度			第2期 令和6年度～令和15年度								
渋川市 障害者計画	第5期 令和3年度～令和5年度			第6期 令和6年度～令和11年度								
渋川市 障害福祉計画	第6期 令和3年度～令和5年度			第7期 令和6年度～令和8年度								
渋川市 障害児福祉計画	第2期 令和3年度～令和5年度			第3期 令和6年度～令和8年度								

## 6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、令和4年度に実施した、本市の障害のある人や子どもの意向を把握するためのアンケート調査結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障害福祉サービス<sup>※</sup>の需要などを総合的に検討し、施策の充実を図ります。

- ・ **渋川市障害福祉プラン推進懇話会**

福祉・保健医療・教育労働関係の団体の代表などで構成する推進懇話会を設置し、専門的見地から計画策定に係る事項を協議しました。

- ・ **渋川市障害福祉プラン推進委員会**

障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進する推進委員会を設置し、計画策定に係る事項を検討しました。

- ・ **渋川地域自立支援協議会<sup>※</sup>**

渋川市、吉岡町、榛東村の障害福祉関係者が地域課題を協議する自立支援協議会において、計画内容等の点検と意見聴取を行いました。

- ・ **渋川市障害福祉プラン策定に関するアンケート調査**

障害のある人を取り巻く課題やニーズ、要望などを把握し、計画見直しの基礎資料とするため調査を実施し、結果を計画に反映しました。

- ・ **市民意見公募（パブリックコメント）**

本計画への市民の意見を広く聴取するために、令和5年11月27日から令和5年12月26日の期間で市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、計画案をとりまとめました。

## 7. 計画の推進

### (1) 計画の推進・フォロー体制

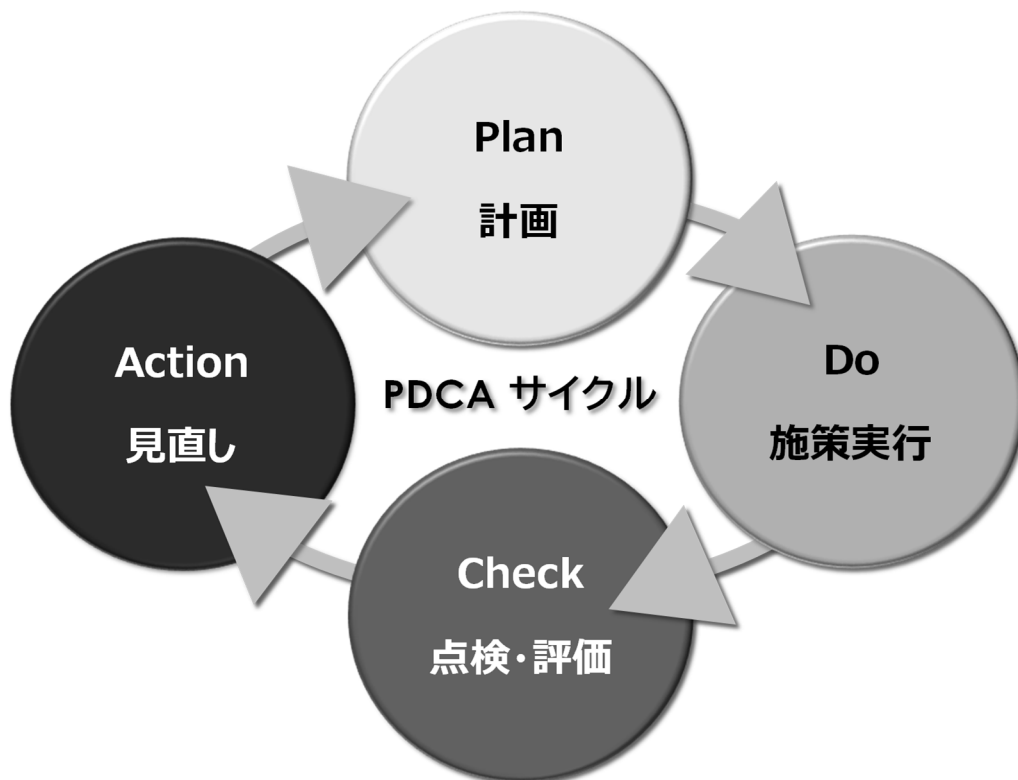
本計画は、障害福祉サービス※に加え、保健・医療、社会参加、就労、療育・教育、まちづくり、理解と交流、権利擁護など、幅広い内容を含む計画であることから、計画の推進にあたっては、様々な関連分野が加わり、総合的に施策を推進する必要があります。

そのため、庁内においては関係各部署による推進会議等を通じて部署間の連携強化と全庁的な取組を図るとともに、障害者関係団体を含む「市民参加」の体制で計画の推進にあたります。

さらに、広域的な視点による展開が望ましい施策や事業については、群馬県・近隣市町村・社会福祉協議会をはじめとする民間団体との連携のもとで推進していきます。

### (2) 計画の達成状況の点検と評価

計画策定後は、各年度において、施策の取組状況、サービス見込み量等の達成状況を「渋川市障害福祉プラン推進懇話会」、「渋川地域自立支援協議会※」に報告し点検・評価をします。また、その結果に基づいて翌年度の施策の見直しを行う「PDCAサイクル」を実施し、渋川市障害福祉プラン推進委員会を毎年度開催し、計画の進捗状況や達成状況に関する評価結果を、公開します。



※ PDCA サイクルのイメージ

## 8. SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年 9 月に国連において採択された、持続可能な開発目標であり、令和 12 (2030) 年までに目指すべき国際目標として、17 の目標が掲げられています。

本市では、総合計画において SDGs を位置づけ、17 の目標と各施策の対応を明示しており、本計画が該当する主要な施策「障害者（児）福祉の充実」では、特に以下の 2 つのゴールを位置づけています。

SDGs の目標である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、本計画でも各取組の方向性において、17 の目標すべてを見据えつつ、特に以下の 2 つのゴールの実現を見据えた推進を図ります。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 障害のある人をめぐる状況

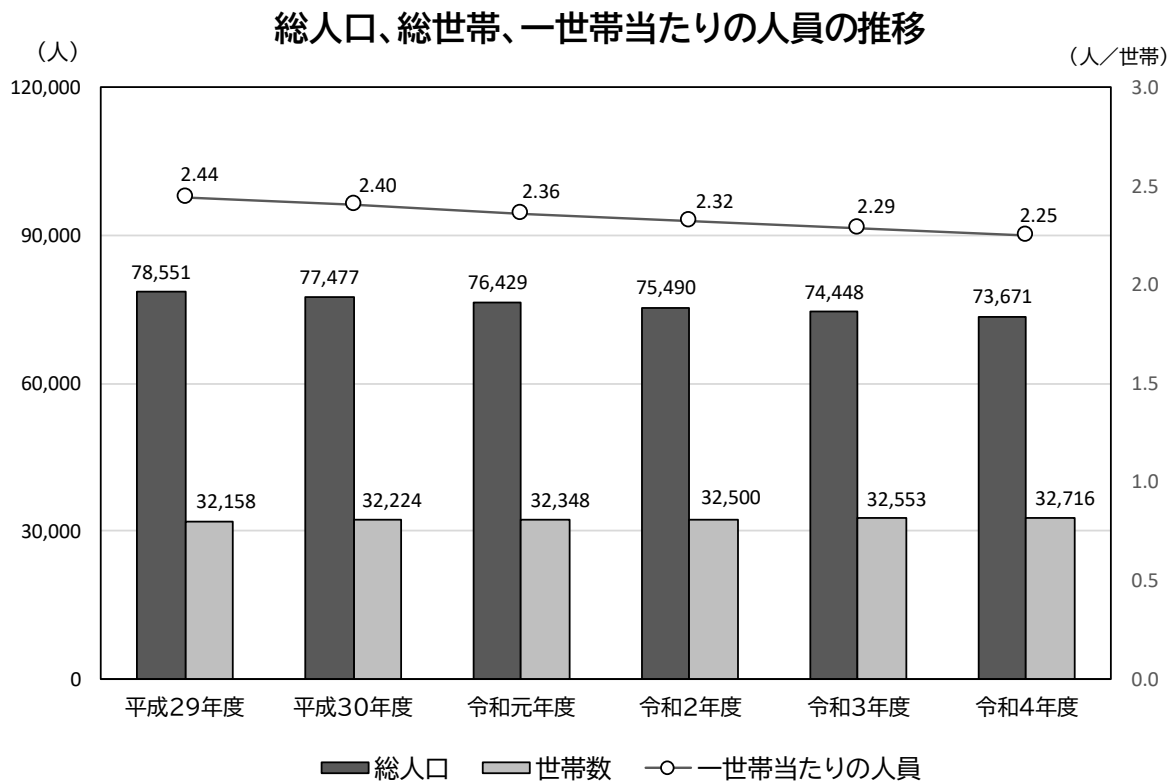
### 1. 渋川市の現状

#### (1) 渋川市の人口・世帯数の推移

本市の総人口は、令和5年3月末現在73,671人となっており、減少傾向が続いています。

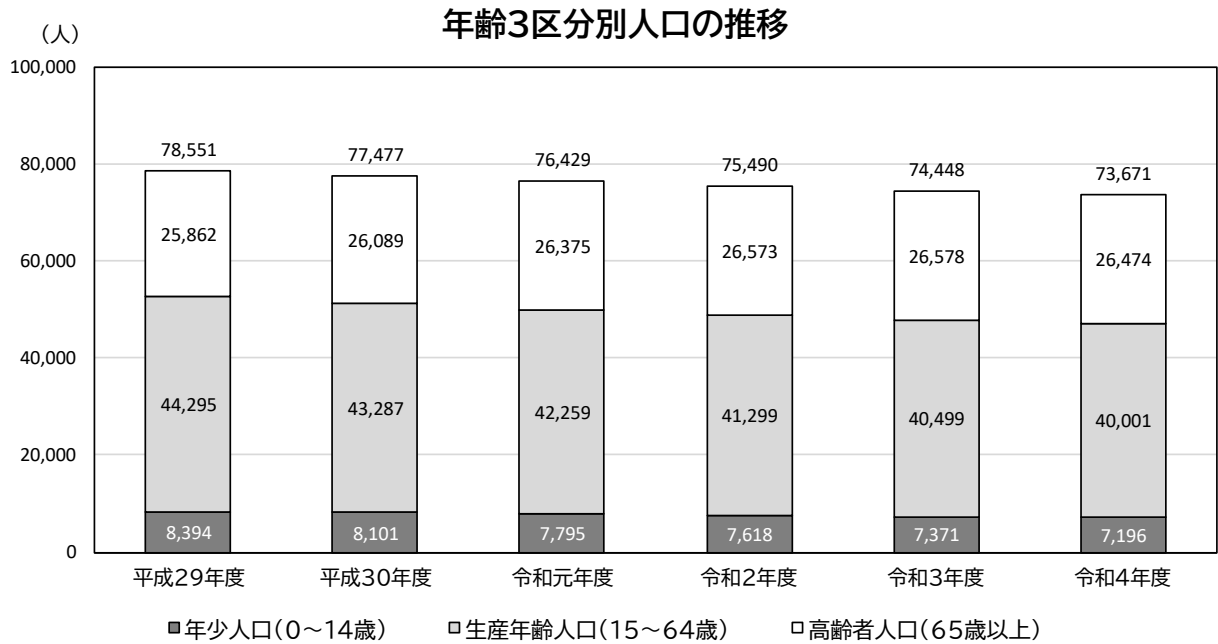
総世帯数は、令和5年3月末現在32,716世帯で、こちらは増加傾向となっています。

また、人口減少と世帯数増加により、一世帯当たりの人員については、2.25人と減少傾向となっています。



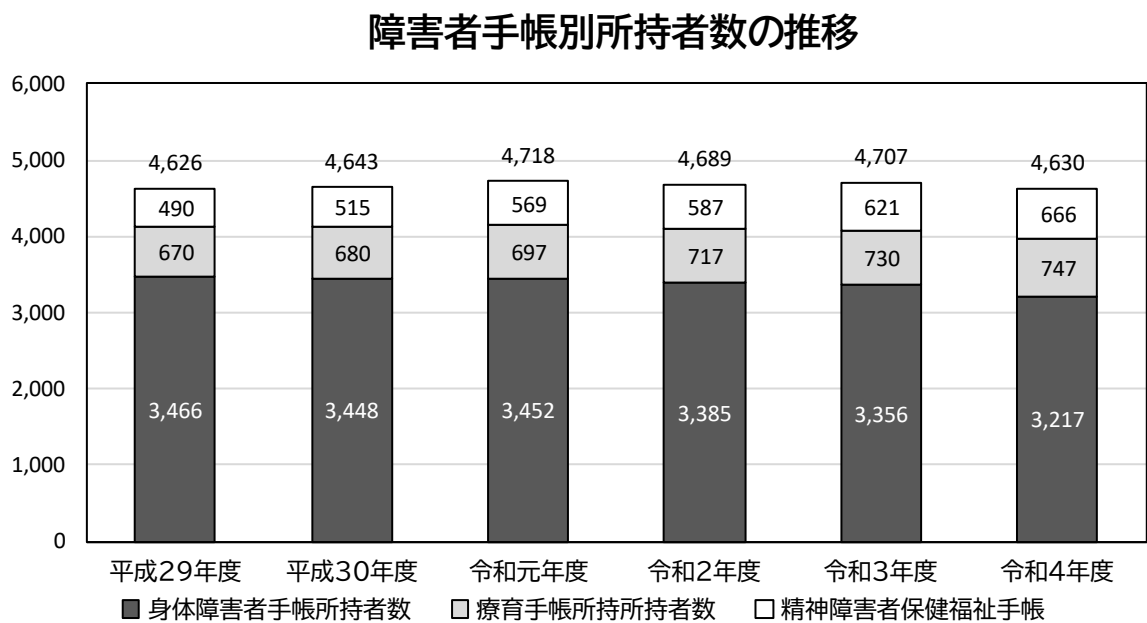
資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

また、年齢3区分別人口（年少人口・生産年齢人口・高齢者人口）の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にある反面、高齢者人口は、令和3年度までは増加傾向にありました。しかしながら令和4年度は、高齢者人口も減少に転じています。



## （2）障害者手帳所持者数の状況

障害手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳※所持者数は減少傾向となっており、令和5年3月末現在3,217人、療育手帳※所持者数及び精神障害者保健福祉手帳※所持者数は増加傾向となっており、それぞれ令和5年3月末時点で747人、666人となっています。





**【身体障害者手帳所持者数の状況】**

**・ 障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移**

身体障害者手帳所持者数の等級別推移をみると、令和5年3月末現在で、1級の手帳所持者数が1,207人と最も多く、次いで4級の手帳所持者数が661人となっています。

また、各等級とも手帳所持者数は減少傾向にあります。

**身体障害者手帳所持者数の等級別推移** (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,282	1,281	1,290	1,259	1,249	1,207
2級	506	510	504	495	477	453
3級	575	561	543	532	542	523
4級	672	677	694	693	689	661
5級	223	214	216	207	201	193
6級	208	205	205	199	198	180
合計	3,466	3,448	3,452	3,385	3,356	3,217

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

**・ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数**

障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年3月末現在、肢体不自由が1,568人と最も多く、次いで内部障害\*が1,138人となっています。

**障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移** (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	200	200	202	196	185	177
聴覚・ 平衡機能障害	315	316	314	311	318	291
音声・言語・ そしゃく機能障害	45	46	43	43	43	43
肢体不自由	1,799	1,755	1,752	1,700	1,641	1,568
内部障害	1,107	1,131	1,141	1,135	1,169	1,138
合計	3,466	3,448	3,452	3,385	3,356	3,217

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

**【療育手帳所持者の状況】**

・ **障害程度別療育手帳所持者数の推移**

障害程度別の療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年3月末現在、軽度（B2）の手帳所持者数が323人と最も多く、次いで重度（A）が238人、中度（B1）が186人となっています、また、全体的に療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

**障害程度別療育手帳所持者数の推移**

（単位：人）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級	重度(A)	233	232	239	241	239	238
	中度(B1)	201	207	206	209	214	186
	軽度(B2)	236	241	252	267	277	323
合計		670	680	697	717	730	747

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

**【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】**

・ **精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証\*所持者数の推移**

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者の推移をみると、どちらも増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年3月末時点で666人、自立支援医療受給者証所持者数は令和5年3月末時点で1,134人となっています。

**精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者数の推移**

（単位：人）

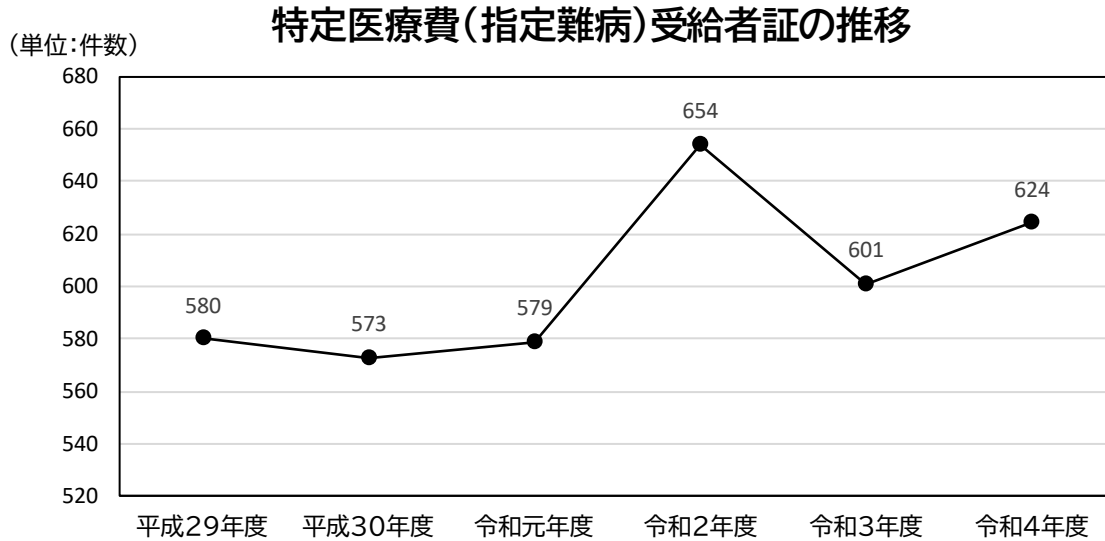
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	490	515	569	587	621	666
自立支援医療(精神通院)受給(利用)者証所持者数	900	941	1,001	1,101	1,056	1,134

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

### (3) 難病※患者の状況

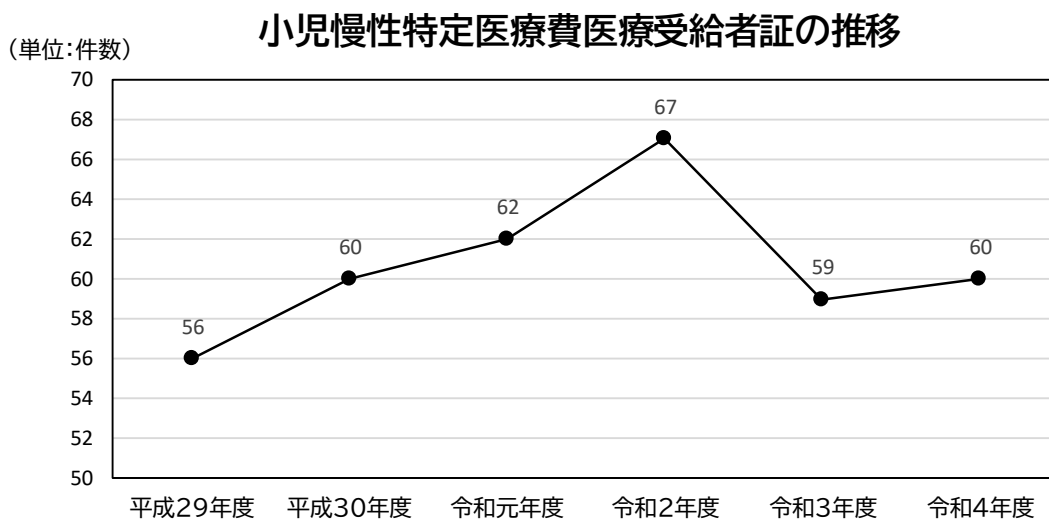
#### 【特定医療費（指定難病）受給者の状況】

特定医療費受給者証※の推移をみると、過去6年間で令和2年度が654件と最も多い件数でした。令和5年3月末現在で624件となっています。



### (4) 難病のある児童・生徒の状況

小児慢性特定医療費医療受給者証※の推移をみると、過去6年間で令和2年度は67件と最も多い件数でした。令和5年3月末現在では60件となっています。



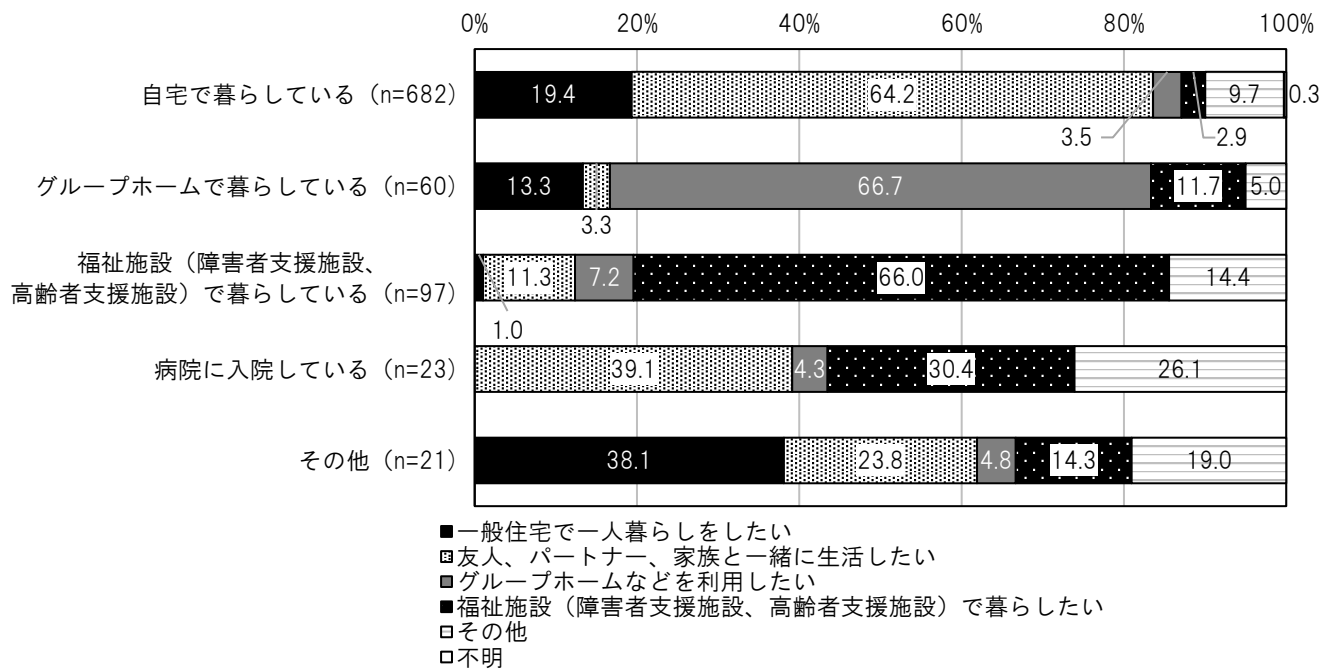
## 2. 障害者へのアンケート調査結果の概要・考察

### (1) 住まいや暮らしについて

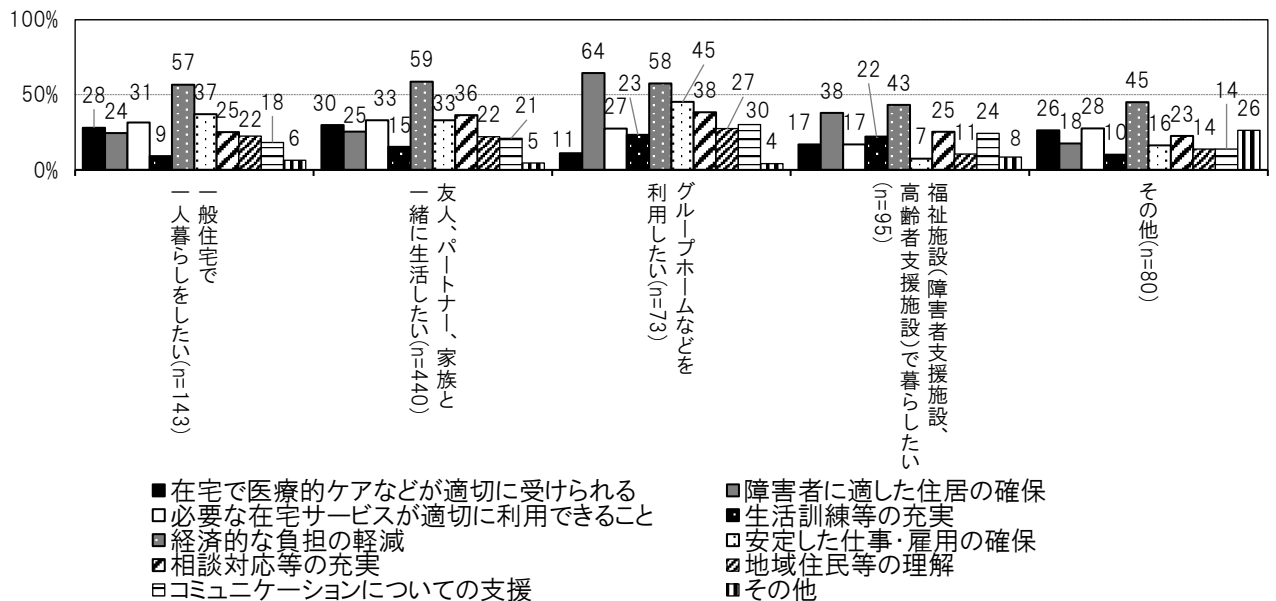
障害のある人が希望する居所については、下記のアンケート結果では、「現在の居所のままで良い」と考える方（病院に入院している人以外）の割合が最も高くなっています。

一方で、「一般住宅で一人暮らしをしたい」「グループホーム※などを利用したい」という意見もあり、「経済的な負担の軽減」、「安定した仕事・雇用の確保」、「障害者に適した住宅の確保」が必要な支援と考えられます。

・今後3年以内に希望する暮らし方(現在の暮らし方別)



・希望する暮らしのために必要な支援(希望する暮らし方別)

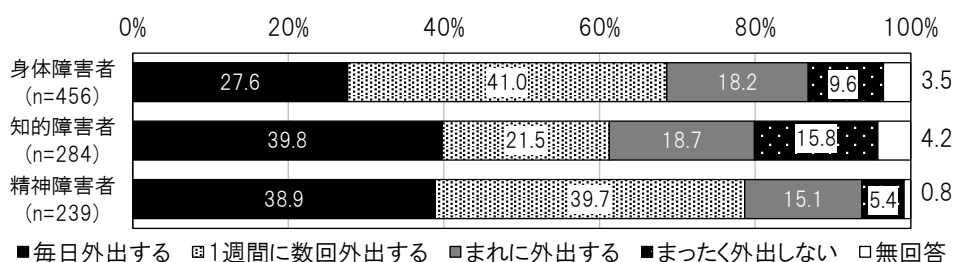


## (2) 日中活動や就労について

### ① 外出について

外出頻度については、障害種別においてバラつきがありますが、外出時に困ることについては、「予期せぬ事態が起こるのではないかと不安がつきまとう」の回答割合が各障害とも高く、予期せぬ事態への対応方法等の情報発信が必要と考えられます。

・障害別の外出頻度



・外出時に困ること

	(単位:%)	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	人数(人)	847	396	227	224
予期せぬ事態が起こるのではないかと不安がつきまとう		22.4	16.7	28.6	26.3
他人との会話がむずかしい		18.4	7.1	36.6	20.1
他人の視線が気になる		12.5	4.0	14.5	25.4
まわりの人の手助け・配慮を求めづらい、求められない		13.2	5.6	25.6	14.3
歩道が狭く、道路に段差が多い		10.6	13.1	10.6	6.3
気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉車両、福祉タクシー等)		13.3	13.4	15.4	11.2
建物などに階段が多く、利用しにくい		8.9	12.9	7.5	3.1
電車やバスなどの交通機関が利用しづらい		16.9	15.9	20.7	14.7

### ② 就労について

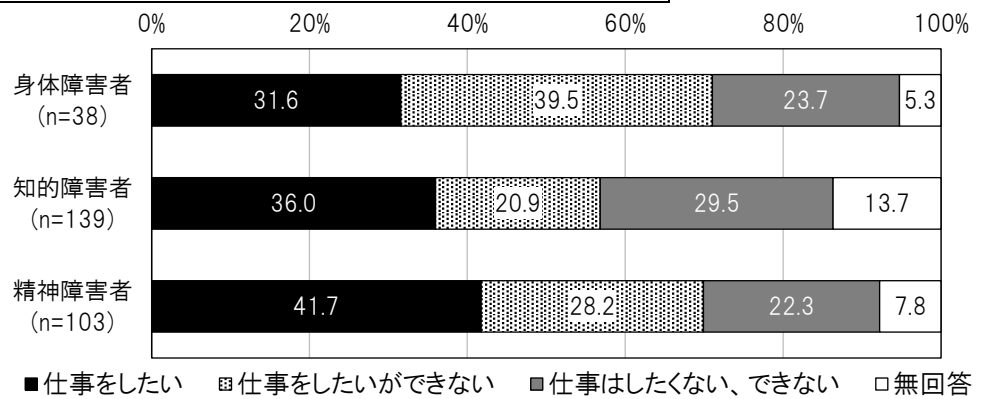
障害のある人で、平日の日中に収入を得る仕事をしている方は、全体の19.9%となっており、今後収入を得る仕事をしたいと回答した人(現在、収入を得る仕事をしていない人の中で)の割合は、身体障害者31.6%、知的障害者36.0%、精神障害者41.7%となっています

また、収入を得る仕事をしている人の不安や不満では、「収入が少ない」の回答が最も高くなっています。収入を得る仕事を行える環境を整備するとともに、賃金上昇への対策が必要と考えられます。

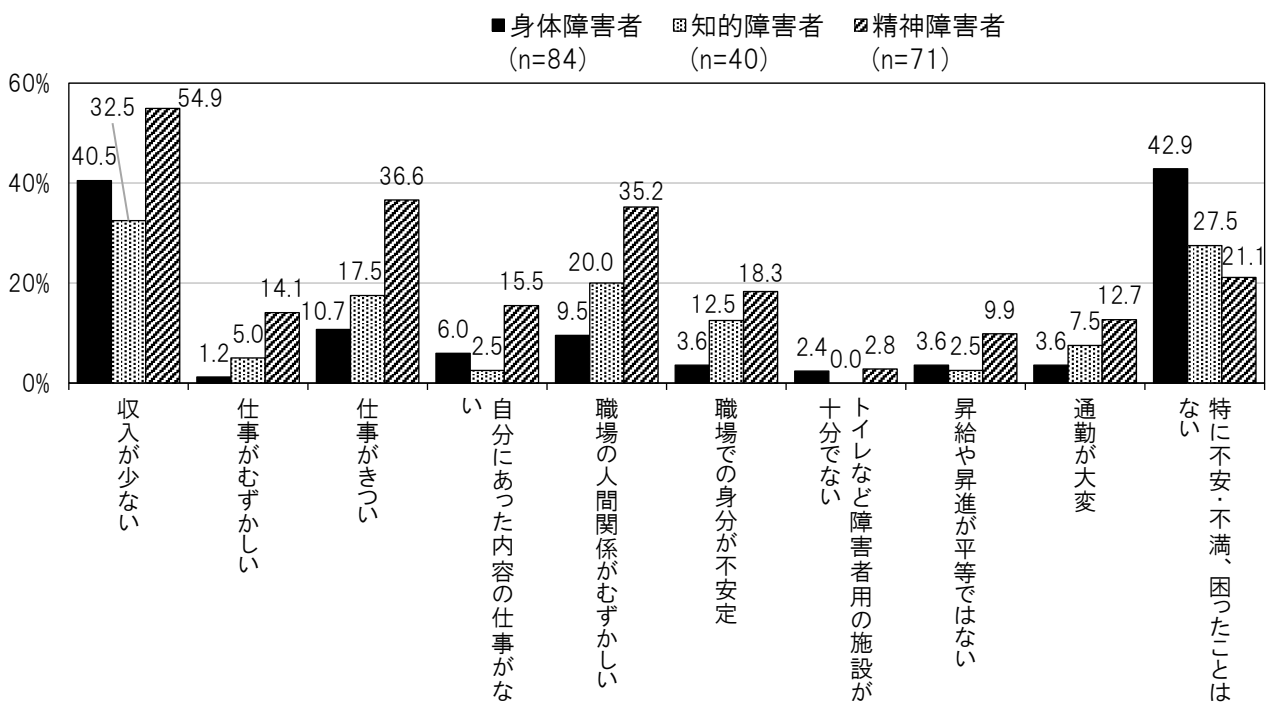
・平日の日中に仕事をしている人(障害種別)

	(単位:%)	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	人数(人)	979	456	284	239
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている		19.9	18.4	14.1	29.7

・今後収入を得る仕事をしたいか(18~64歳で現在収入を得る仕事をしてない人)



・収入を得る仕事をしている人の不安・不満

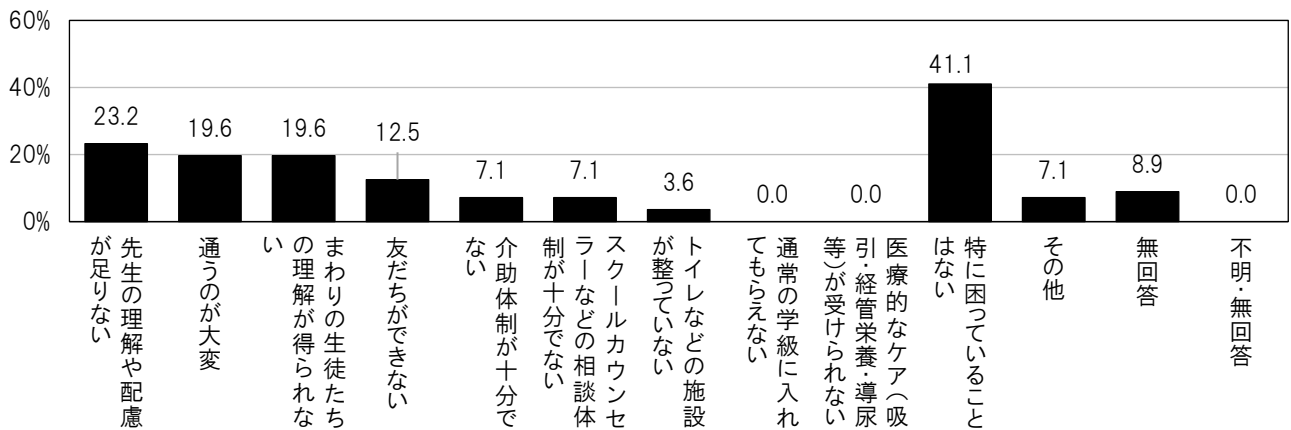


### (3) 幼稚園・学校などに望むこと

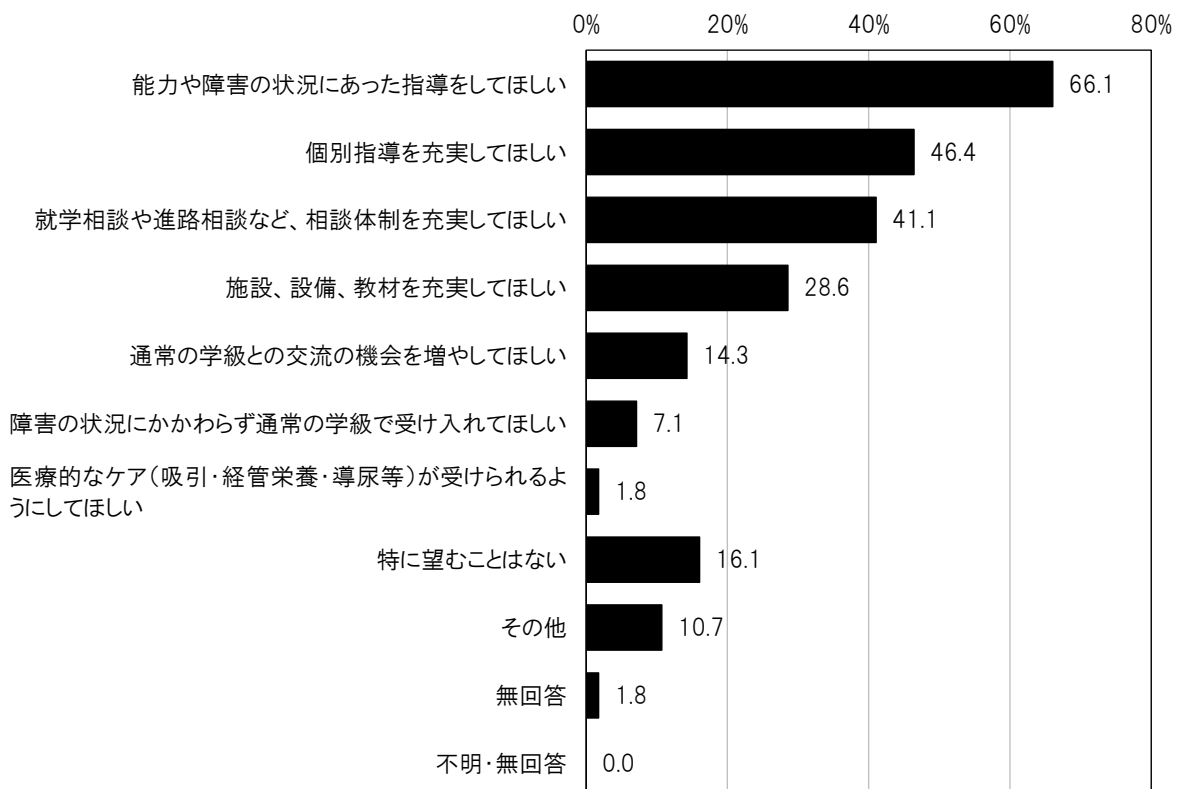
18歳未満で通園・通学している人が、通園・通学していて困ることでは、「特に困っていることはない」の回答割合が高い一方、「先生の理解や配慮が足りない」「通うのが大変」「まわりの生徒たちの理解が得られない」の回答割合も高くなっています。また、幼稚園や学校に望むことでは「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が66.1%となっています。

障害のある子どもが、将来にわたって生活に必要な力をつけることができるよう支援するための学ぶ場の充実と、学校教職員、福祉サービス事業所の職員等に対して、障害への一層の理解と人権の尊重を基本に据えた知識・技術の向上、研修の充実が必要と考えられます。

・通園・通学していて困ること(18歳未満で通園・通学している人) n=56



・幼稚園・学校などに望むこと(18歳未満で通園・通学している人) n=56

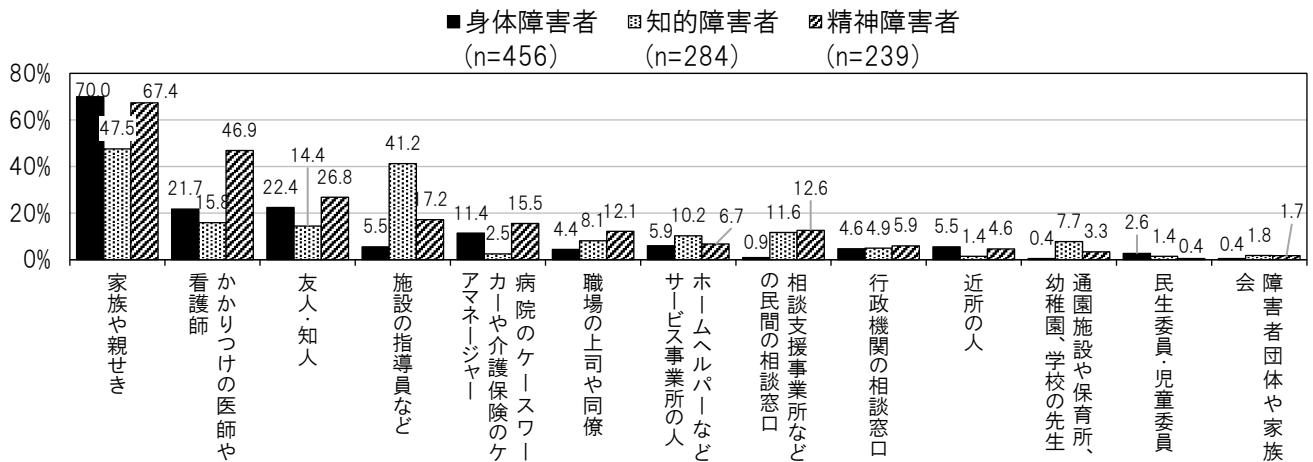


#### (4) 困りごと等の相談先や情報収集について

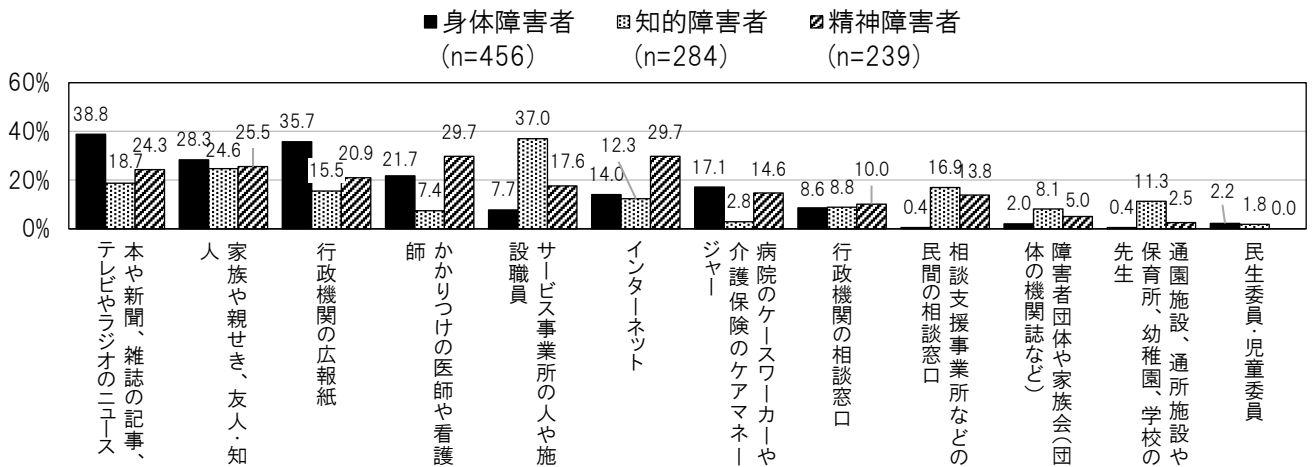
困りごと等の相談先は、「行政機関の相談窓口」や「民生委員・児童委員」を選択する人は少なく、家族や親戚、関係者からの相談を積極的に受け入れていくことが必要と考えられます。

また、情報入手方法については、自由意見から「どこからも入らない」「大体知らない」など情報を十分に入手できていないと考える方が多いと思われ、各種情報の周知・伝達方法を考慮し、確実に届ける仕組みが必要となります。

・困りごと等の相談先



・障害や福祉に関する情報の入手方法



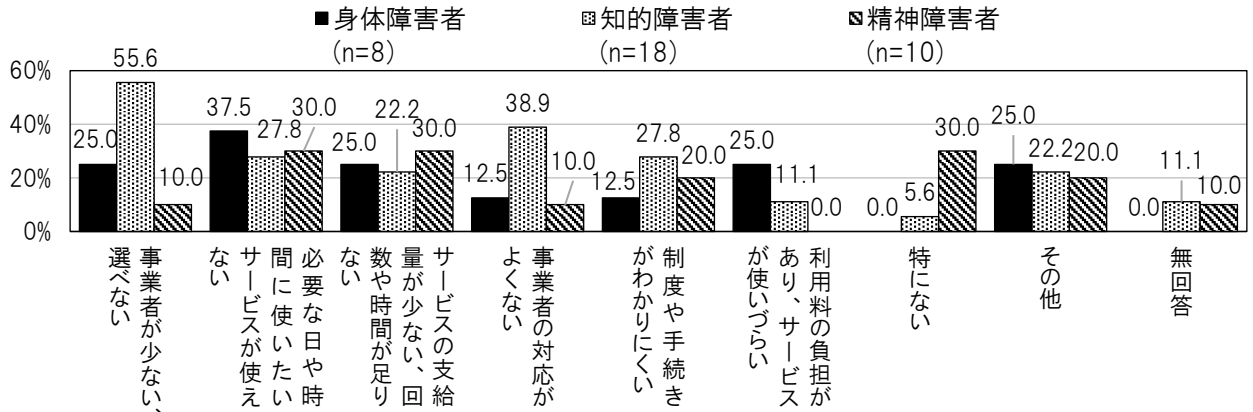
#### (5) 福祉サービス等の利用について

福祉サービスへの意見として、「必要な日や時間に使いたいサービスが使えない」「事業者が少ない、選べない」「入浴サービスが少ない」等の回答割合が高く、利用者ニーズに即したサービス提供体制の検討が必要です。

また、今後利用したいと思うサービスについては多岐のサービスに渡って利用意向が見られ、サービス見込み量の算定も踏まえ、利用者ニーズを反映させ、サービス提供体制を確保することが必要と考えられます。



・福祉サービスへの不満



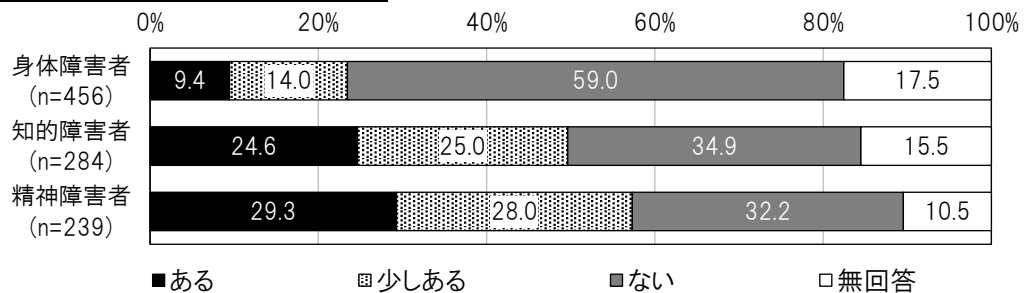
・今後3年以内に利用したいと思うサービス(抜粋)

	単位(%)	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	人数(人)	9/9	456	284	239
短期入所**	1.9	1.3	3.2	1.7	
自立生活援助**	1.9	1.1	0.7	5.0	
施設入所支援**	1.4	1.3	1.4	1.7	
移動支援	1.4	0.7	2.1	2.1	
自立訓練(機能訓練、生活訓練)**	1.3	1.1	1.1	2.1	
共同生活援助(グループホーム)	1.2	0.7	2.5	0.8	
就労継続支援(A型、B型)**	1.2	0.0	1.4	3.3	
就労定着支援**	1.2	0.7	0.0	3.8	
地域定着支援**	1.2	0.9	1.4	1.7	
日中一時支援**	1.2	0.7	2.5	0.8	
居宅介護**	1.1	1.8	0.0	1.3	

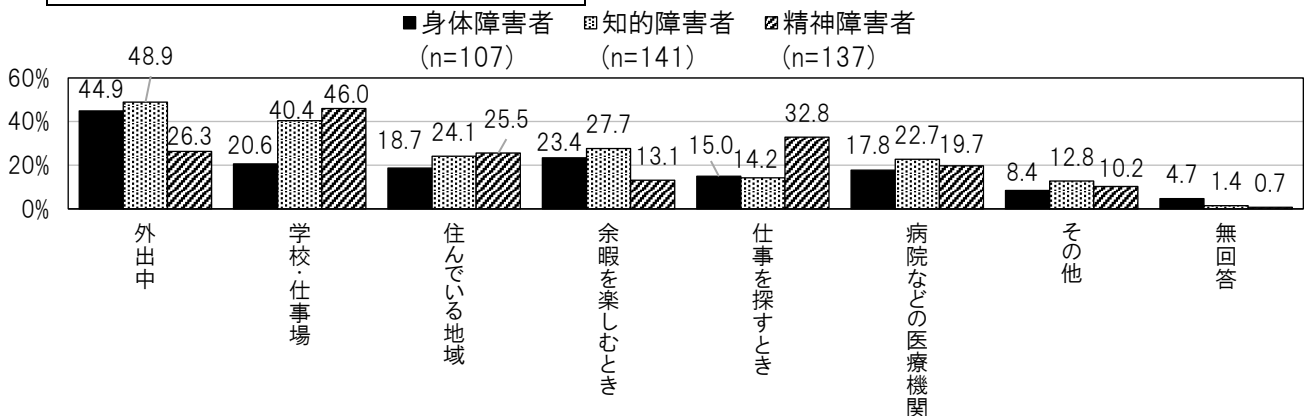
(6) 権利擁護について

「障害があることで嫌な思いをしたことがある」と回答した人は、下記のように一定数見られ、また、どのような場面で嫌な思いをしたかについては、「外出中」、「学校・仕事場」の回答割合が高くなっています。障害があることで嫌な思いをすることをなくすためには、障害を理解するとともに、「心のバリアフリー\*」を意識していくことが必要と考えられます。

・障害があることで嫌な思いをした事があるかについて



・どのような場面で嫌な思いをしたかについて

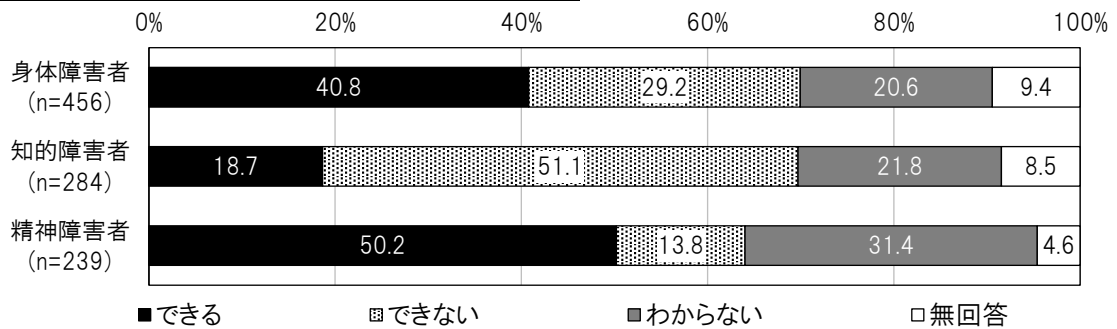


### (7) 災害時の避難等について

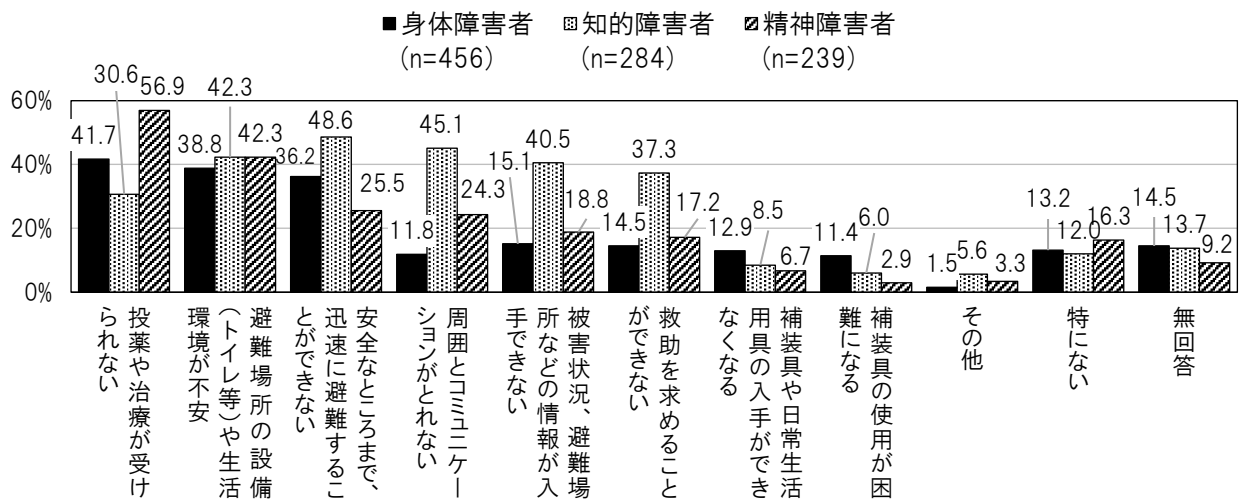
火事や地震などの災害時に一人で避難することが「できない」と回答した方の割合は、身体障害者で29.2%、知的障害者で51.1%、精神障害者で13.8%となっています。

また、災害時に困ることでは、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」などが多くっており、災害時の避難等について、自身や家族等だけでは避難が難しい場合や、避難場所において想定される困りごと等への事前準備を進めておくことが必要と考えられます

・火事や地震などの災害時に一人で避難できるかについて

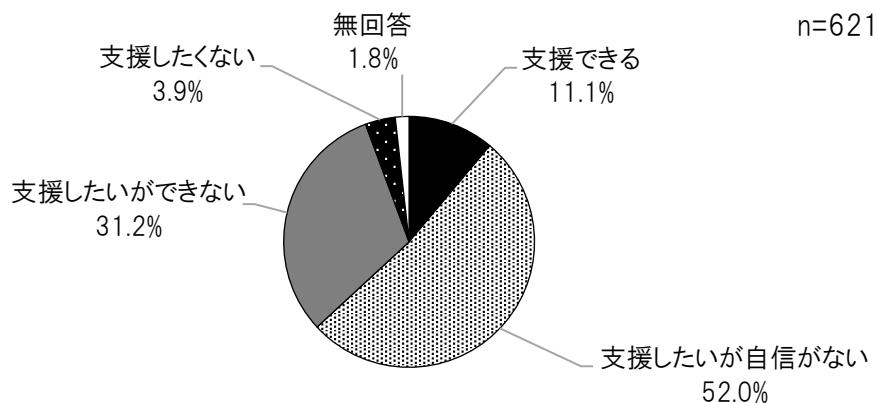


・災害時に困ること



※ その他の市民へのアンケートでは、災害発生時に要援護者の避難を支援できるかについて、「支援したいが自信がない」が52.0%、「支援したいができない」が31.2%となっており、市民への避難支援制度の周知を図るとともに、どのような支援体制の構築が可能かについて、地域の実情に合わせ、個別に検討していくことが必要と考えられます。

・災害発生時に要援護者の避難を支援できるかについて(その他の市民へのアンケートより)



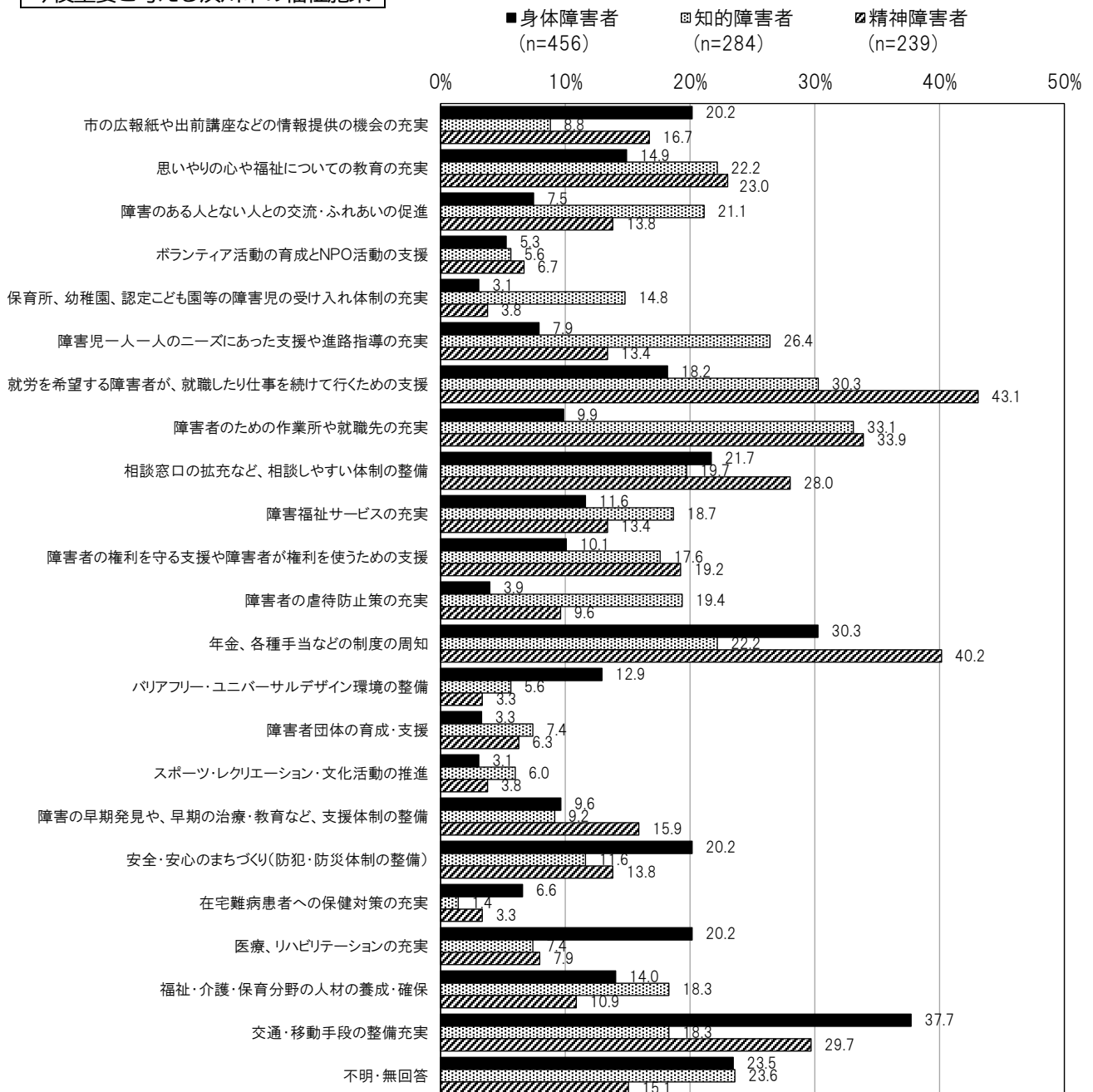
### (8) 渋川市の福祉施策について

今後重要と考える渋川市の福祉施策について、身体障害者では「交通・移動手段の整備充実」、知的障害者では「障害者のための作業所や就職先の充実」、精神障害者では「就労を希望する障害者が、就職したり仕事を続けていくための支援」の回答割合が最も高くなっています。

「交通・移動手段の整備充実」と回答した人の外出機会では、「医療機関への受診」や「買い物」が多くなっています。公共交通機関や介護・障害福祉サービス※だけでは、医療機関や買い物に行くことに不便を感じていると考えられます。

また、「障害者のための作業所や就職先の充実」及び「就労を希望する障害者が、就職したり仕事を続けていくための支援」と回答した人の平日の日中の過ごし方では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」や「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」といった意見が数多く見られています。様々な職種や作業内容等へチャレンジできる機会や環境の整備が必要であると考えられます。

今後重要と考える渋川市の福祉施策



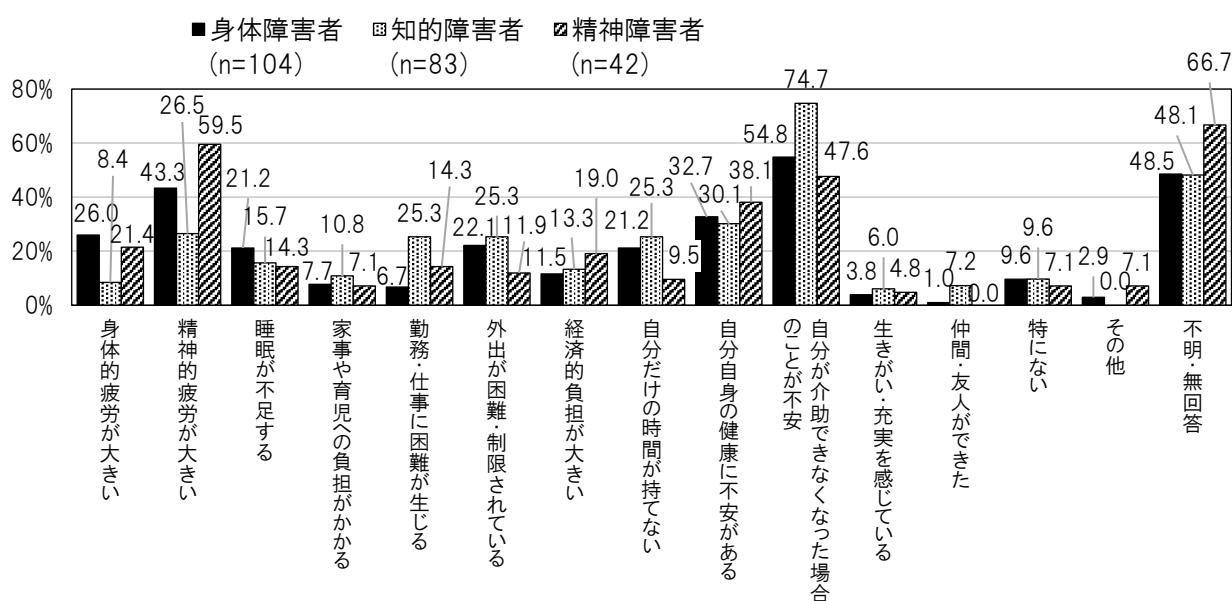
### (9) 介助者へのケアについて

介助をしていて感じることにについての回答割合では、身体障害者、知的障害者では「自分が介助できなくなった場合のことが不安」、精神障害者では「精神的疲労が大きい」が最も大きくなっています。

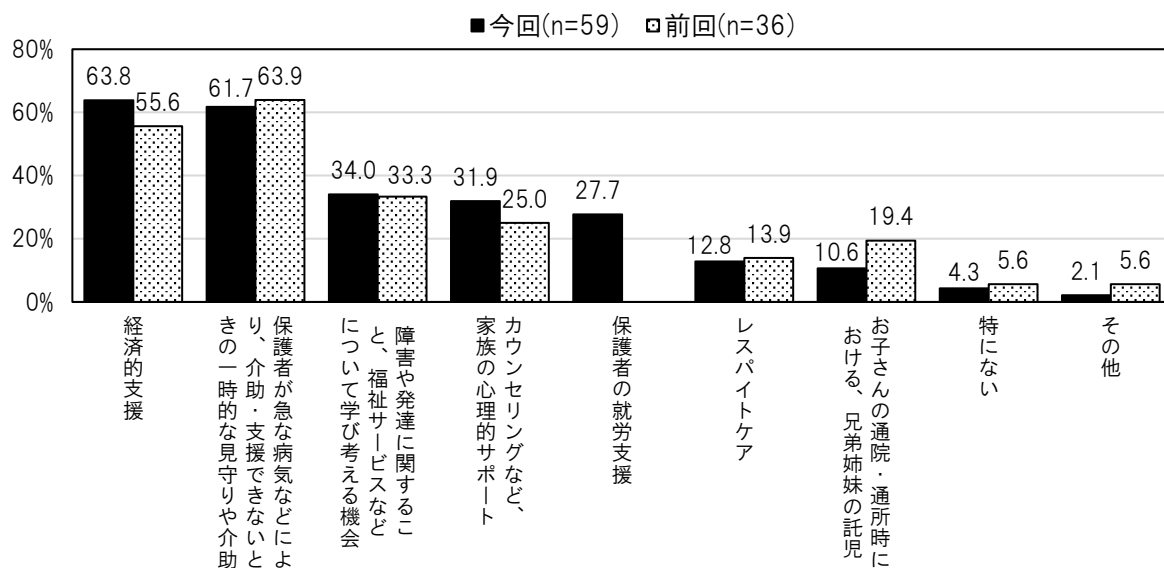
18歳未満のお子さんの介助をしている人についてみると、「特に支援して欲しいこと」として、全体では「経済的支援」が63.8%と最も高く、次いで「保護者が急な病気などにより介助・支援ができないときの一時的な見守りや介助」が61.7%となっています。

介助者が介助できなくなった時の選択肢の周知や対応の充実、また介助者の精神的な疲労に対するカウンセリングなどの心理的サポートの充実など、介助者の負担軽減に向けた取組を充実させることが必要と考えられます。

・介助をしていて感じること



・特に支援して欲しいこと(18歳未満のお子さんの介助者)

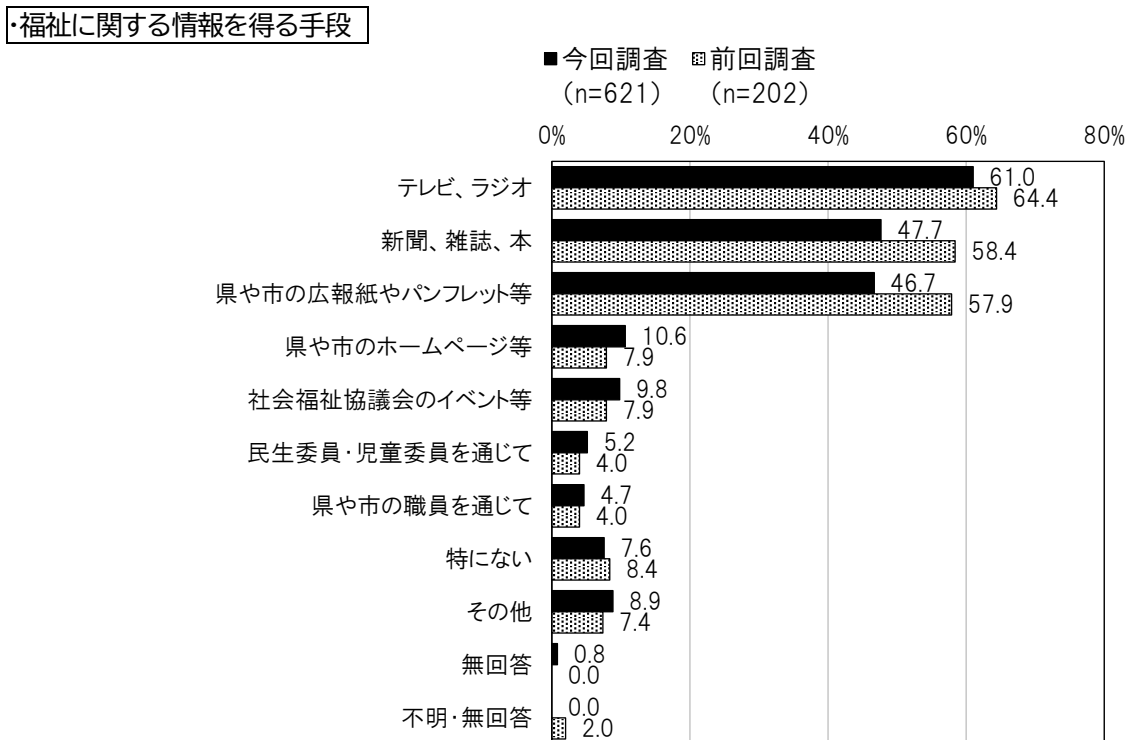
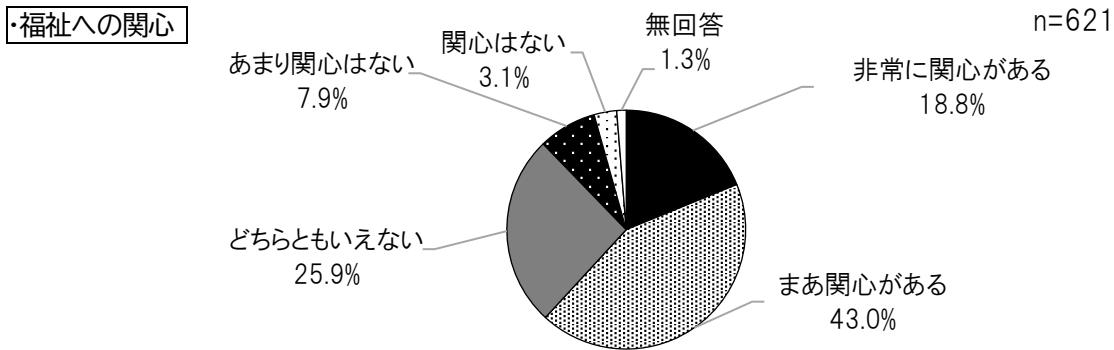


### 3. その他の市民へのアンケート結果の概要

#### (1) 福祉への関心について

福祉への関心については、「非常に関心のある人」が18.8%、「まあ関心のある人」が43.0%となっています。

福祉に関する情報を得る手段では、「テレビ、ラジオ」が61.0%で最も高くなっていますが、「新聞、雑誌、本」、「県や市の広報誌やパンフレット等」も、それぞれ47.7%、46.7%と高い割合を示しています。

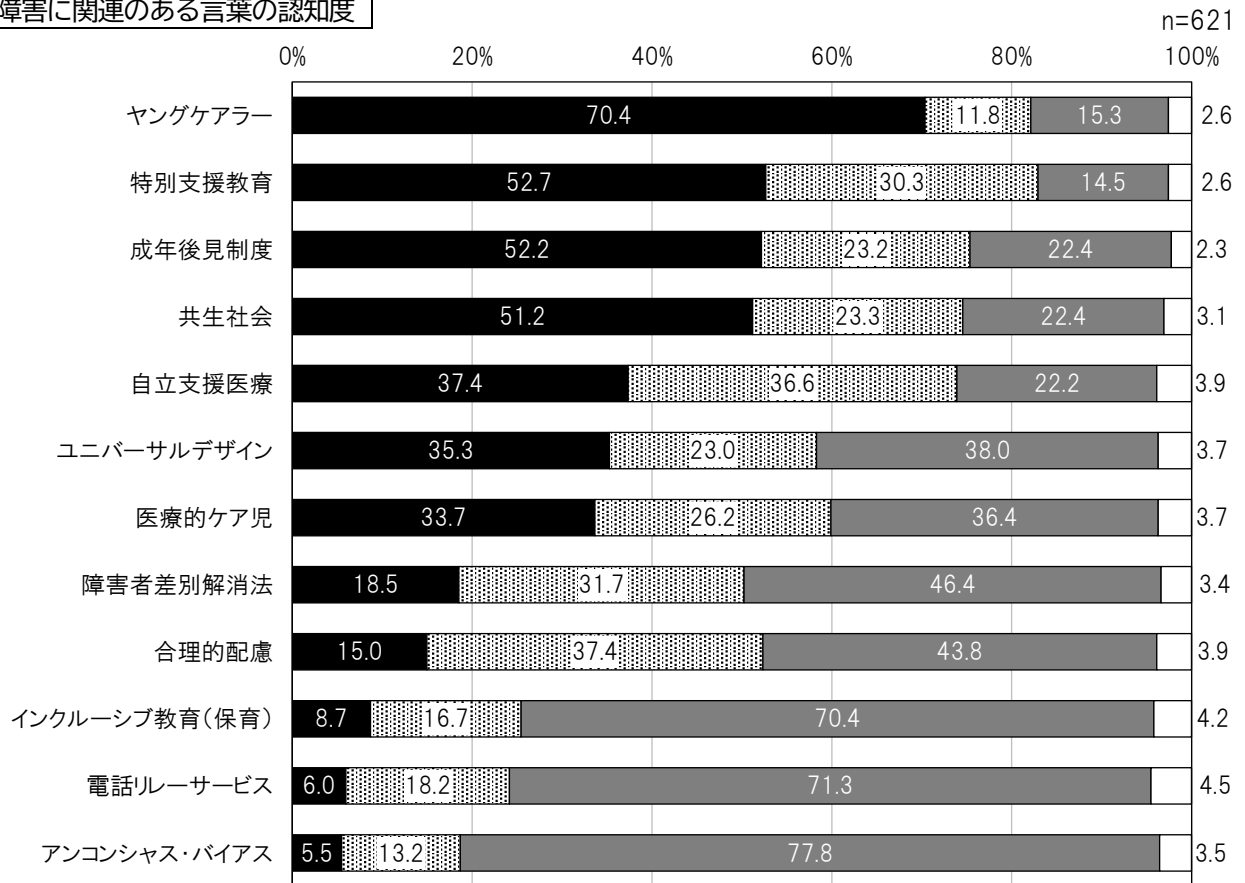


障害に関連のある言葉の認知度については、「ヤングケアラー<sup>※</sup>」、「特別支援教育<sup>※</sup>」、「成年後見制度<sup>※</sup>」、「共生社会<sup>※</sup>」では「聞いたことがあり、意味も知っている」が5割を超え高くなっています。

一方、「障害者差別解消法」、「合理的配慮<sup>※</sup>」、「インクルーシブ教育<sup>※</sup>（保育）」、「電話リレーサービス<sup>※</sup>」、「アンコンシャス・バイアス<sup>※</sup>」の回答割合は低くなっています。

障害者への理解を深めるため、これらの内容についての周知を進めていく必要があると考えられます。そのためには、役所等の公共の場、公共交通機関、商店街、一般の商業施設などにおける広報、PR活動の実施や、SNSの活用など、一般の人が障害者に関する情報と接する機会を創出するとともに、興味・関心を継続的に持ってもらうための取組が必要と考えられます。

・障害に関連のある言葉の認知度



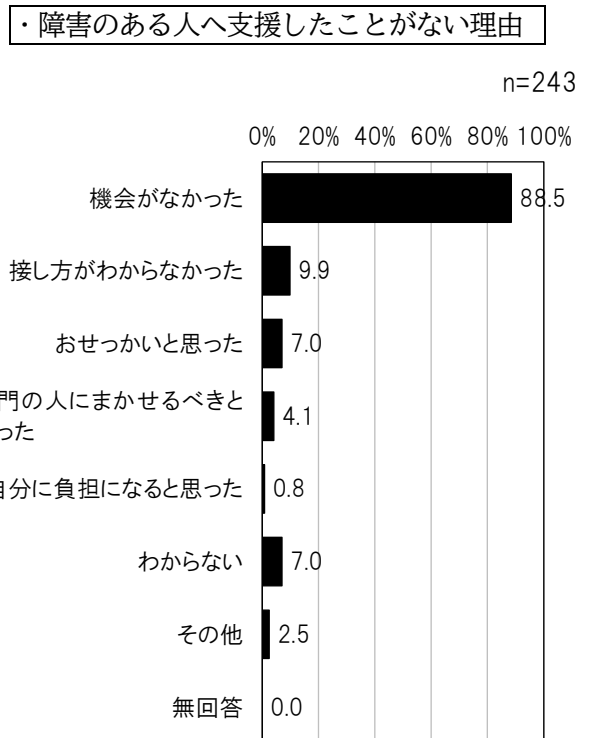
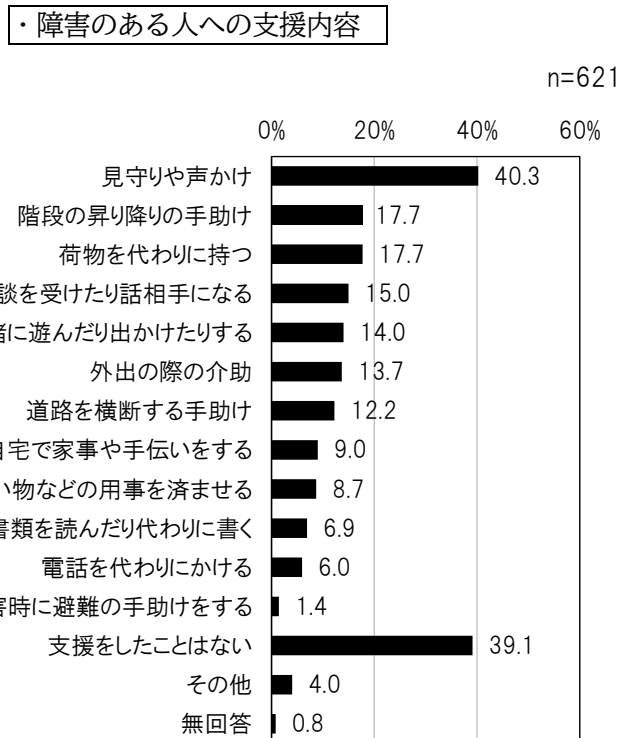
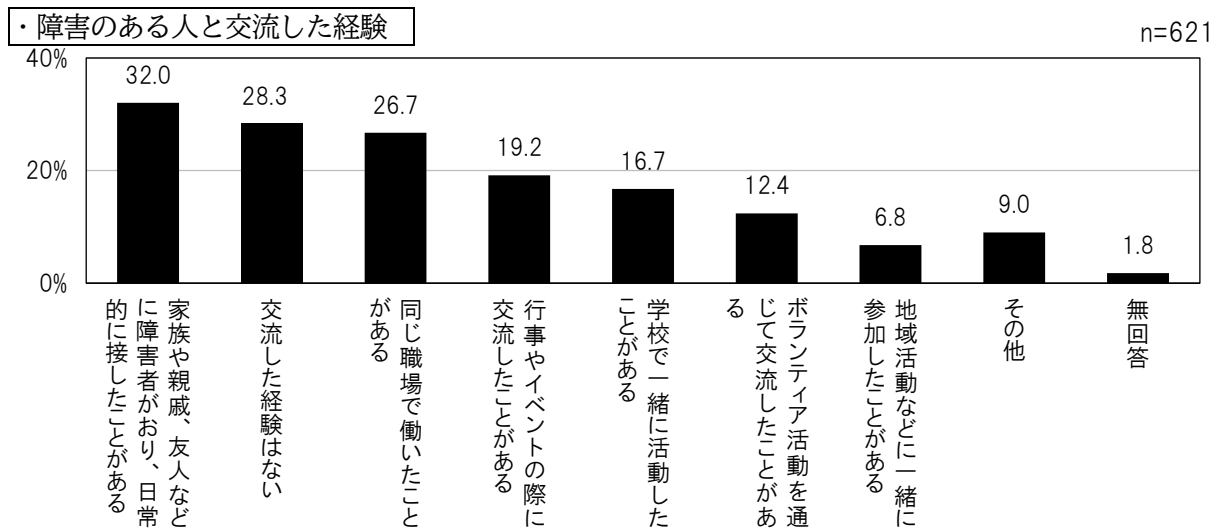
- 聞いたことがあり、意味も知っている
- ▨ 聞いたことはあるが、意味はわからない
- 聞いたことがない
- 無回答

## (2) 障害のある人との交流について

障害のある人との交流については、日常的に接している人が32.0%、交流した経験がない人が約28.3%となっています。

また、障害のある人への支援については、「見守りや声かけ」をしたことがある人が40.3%、「支援をしたことがない人」は39.1%となっています。支援をしたことがない理由では、「機会がなかった」が88.5%となっています。

障害のある人に関する施策などへの意見・要望において、「交流機会の充実」、「一般市民への情報発信に関すること」、「障害への理解の促進」、「障害のある人の社会参加の促進」といった意見が数多く見られています。交流機会の増加や障害に対する情報発信の充実など、一般市民にも自然に情報が届くことが必要と考えられます。



### (3) ボランティア活動について

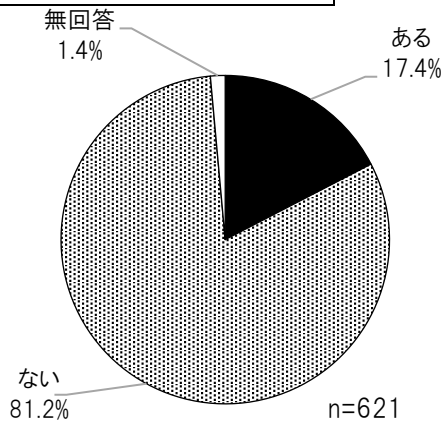
障害のある人へのボランティア活動の状況としては、「したことがある人」は17.4%、地区別では「北橘地区」や「小野上地区」で2割以上と比較的高くなっています。

ボランティア活動の内容では、「福祉施設での手伝い」が50.9%で最も高く、「障害者の交流イベントでの手伝い」も41.7%と高くなっています。

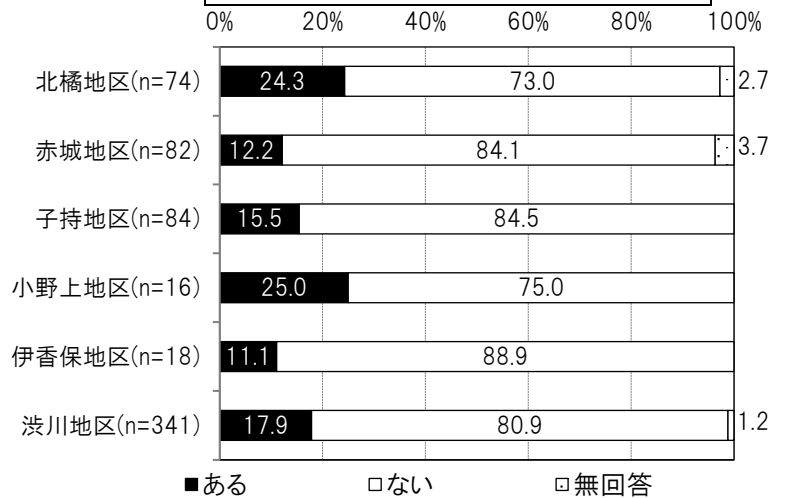
また、ボランティアの輪を広げていくために必要なことでは、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が44.9%と最も高くなっています。

ボランティアを必要とする人が身近にいることを知り、気軽に参加できる仕組みを構築するなど、地域に応じた取組を推進していくことが必要と考えられます。

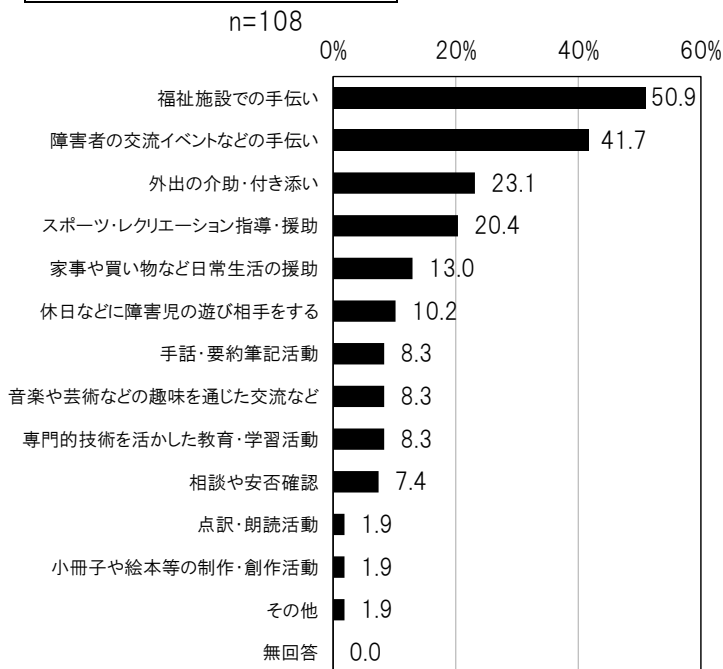
・ボランティア活動への参加経験



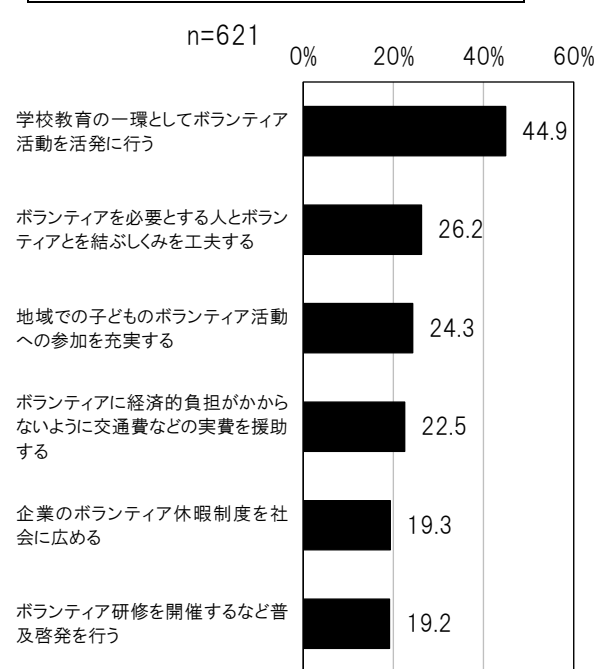
・ボランティア活動への参加経験(地区別)



・ボランティア活動の参加内容



・ボランティアを広げるために必要なこと



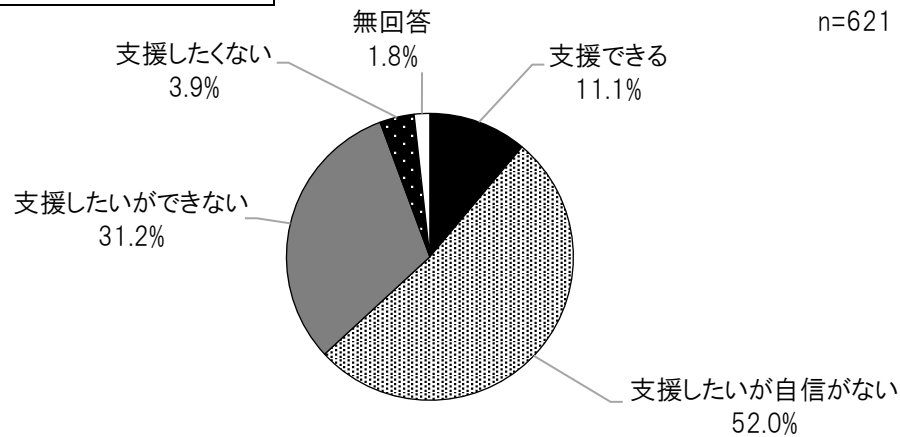


#### (4) 災害時の助け合いについて

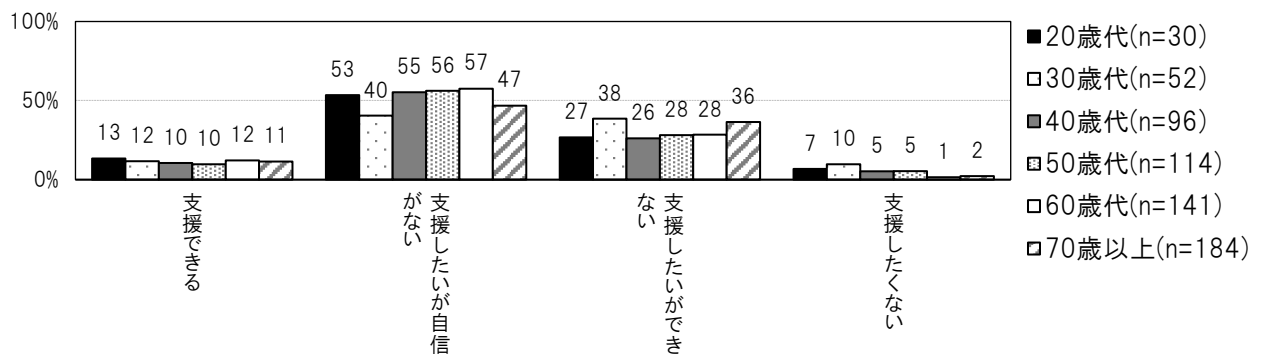
災害時の避難協力への支援については、「支援できる」は 11.1%、「支援したいが自信がない」が 52.0%となっています。年代別にみてもあまり違いはない状況となっています。

また、災害時や緊急時の支援体制では、「行政が中心の支援体制」が 36.2%と最も高く、次いで「民生委員・自治会が中心の支援体制」が 25.6%となっています。災害時や緊急時に、地域住民がどのような役割を担うのかなど、事前に準備を進めておくことが必要と考えられます。

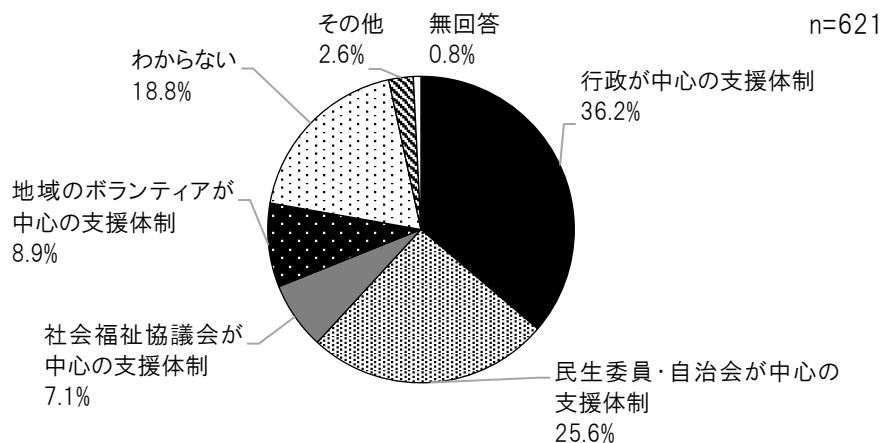
・災害時の避難協力への支援について



・災害時の避難協力への支援について(年代別)



・災害時の障害者支援に向けて整えるべき体制



### (5) 障害のある人への理解や支援について

「障害のある人ができる限り地域で障害のない人と一緒に生活していくこと」について、73.3%の人が「そう思う」と回答しています。

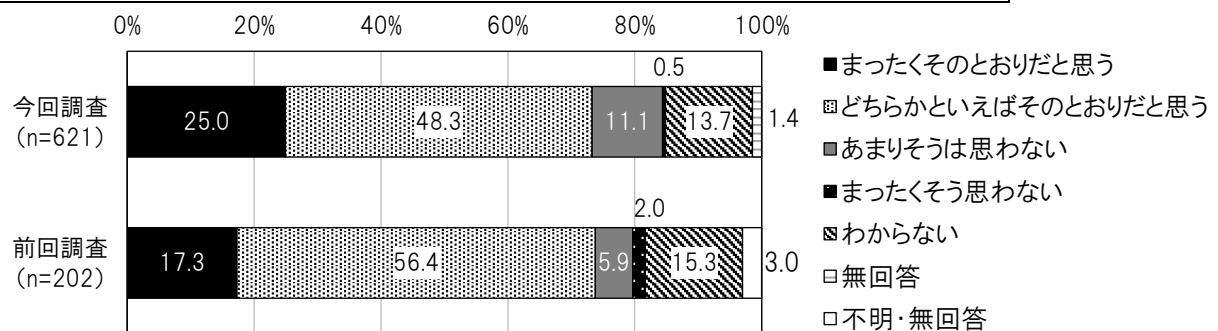
一方で、障害のある人への差別や人権侵害については63.8%の人が「感じる」と回答しています。

また、自身の感情として、「障害のために仕事ができない」と思ったことがある人は41.1%、「障害のある人に距離をおいてしまう」は27.2%、「障害のある人はかわいそうだと思う」は21.4%となっています。

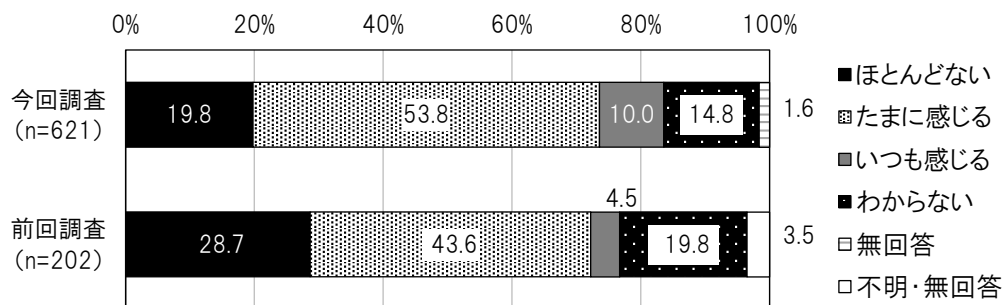
障害のある人とない人が一緒に生活していくためには、障害への理解を深めるとともに、差別や偏見をなくしていくことが必要です。

交流機会の創出や SNS を活用した障害に対する情報発信の充実など、一般市民に情報が自然と届く仕組みをつくる必要があります。

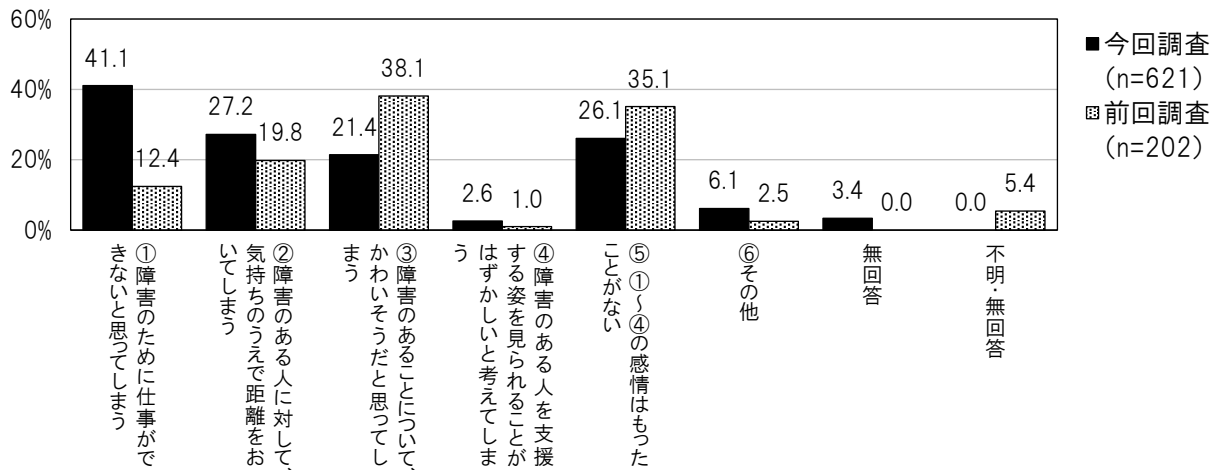
・障害のある人ができる限り地域で障害のない人と一緒に生活していくことについて



・障害のある人への差別や人権侵害を感じるかについて



・障害のある人に対する感情について



## 4. 前期計画の進捗評価

### (1) 第5期渋川市障害者計画の進捗評価

第5期渋川市障害者計画の進捗評価について、基本項目ごとに評価を行いました。

なお、進捗評価C及びDの事業は、主に新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止したり、実施回数を縮小したりした文化教養講座、レクリエーションなどイベント系の事業です。

#### ① 理解とふれあいに満ちた共生社会<sup>※</sup>の実現

令和4年度時点の進捗評価では、全体の23.1%（全39事業のうち9事業）が「進捗評価A」となっており、全体の71.8%（全39事業のうち28事業）が「進捗評価B」とされています。各基本施策における「進捗評価A」の割合では、『NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援』と『障害者の虐待防止』が33.3%で最も高くなっています。なお、『意思疎通支援の充実』は、1事業が「進捗評価C」、『お互いの理解の促進』では1事業が「進捗評価D」とされています。

基本施策	事業数	進捗評価（令和4年度）				
		A	B	C	D	E
1. お互いの理解の促進	8	2	5		1	
2. 意思疎通支援の充実	10	2	7	1		
3. 権利擁護及び差別の解消の推進	5		5			
4. 障害者の虐待防止	3	1	2			
5. 福祉教育の充実と交流の推進	4	1	3			
6. NPO・ボランティア活動及び 障害者団体の支援	9	3	6			
計	39	9	28	1	1	

#### \*評価の目安

A：計画通り（または計画以上に）順調に推移

B：概ね計画通り順調に推移している

C：計画よりやや遅れが生じている

D：停滞・未着手

E：廃止（統合・集約または廃止）

### ② 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

令和4年度時点の進捗評価では、全体の50.0%（全20事業のうち10事業）が「進捗評価A」となっており、また、「進捗評価B」についても全体の50.0%（全20事業のうち10事業）となっています。各基本施策における「進捗評価A」の割合では、『就学前療育の充実』が63.6%で、『教育の充実』の33.3%より高くなっています。

基本施策	事業数	進捗評価（令和4年度）				
		A	B	C	D	E
1. 就学前療育の充実	11	7	4			
2. 教育の充実	9	3	6			
計	20	10	10			
*評価の目安						
A：計画通り（または計画以上に）順調に推移      B：概ね計画通り順調に推移している						
C：計画よりやや遅れが生じている                      D：停滞・未着手						
E：廃止（統合・集約または廃止）						

### ③ 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

令和4年度時点の進捗評価では、全体の12.5%（全8事業のうち1事業）が「進捗評価A」と、全体の75.0%（全8事業のうち6事業）が「進捗評価B」となっています。

なお、『雇用の促進と安定』では、1事業が「進捗評価A」となっており、「進捗評価D」についても1事業となっています。

基本施策	事業数	進捗評価（令和4年度）				
		A	B	C	D	E
1. 雇用の促進と安定	7	1	5		1	
2. 就労機会の拡大	1		1			
計	8	1	6		1	
*評価の目安						
A：計画通り（または計画以上に）順調に推移      B：概ね計画通り順調に推移している						
C：計画よりやや遅れが生じている                      D：停滞・未着手						
E：廃止（統合・集約または廃止）						

#### ④ 支え合い、共に生きるまちづくり

令和4年度時点の進捗評価では、全体の2.6%（全39事業のうち1事業）が「進捗評価A」、全体の82.1%（全39事業のうち32事業）が「進捗評価B」となっています。

各基本施策における「進捗評価A」は、『障害福祉サービス<sup>\*</sup>等の充実』にて1事業となっており、また、「進捗評価D」では、『障害福祉サービス等の充実』で3事業、『スポーツ・レクリエーション文化活動の推進』についても3事業となっています。

基本施策	事業数	進捗評価（令和4年度）				
		A	B	C	D	E
1. 相談・情報提供体制の整備	3		3			
2. 障害福祉サービス等の充実	25	1	21		3	
3. 生活安定施策の充実	4		4			
4. スポーツ・レクリエーション文化活動の推進	7		4		3	
計	39	1	32		6	
*評価の目安						
A：計画通り（または計画以上に）順調に推移						
B：概ね計画通り順調に推移している						
C：計画よりやや遅れが生じている						
D：停滞・未着手						
E：廃止（統合・集約または廃止）						

#### ⑤ 健やかで安心して暮らせる保険・医療

令和4年度時点の進捗評価では、全体の13.8%（全29事業のうち4事業）が「進捗評価A」、全体の27.8%（全18事業のうち23事業）が「進捗評価B」とされています。

また、基本施策の『医療・リハビリテーション<sup>\*</sup>の相談体制の充実及び医療費の助成』にて、「進捗評価A」が4事業となっており、「進捗評価C」が2事業となっています。

基本施策	事業数	進捗評価（令和4年度）				
		A	B	C	D	E
1. 早期発見・早期療育体制の整備	11		11			
2. 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成	14	4	8	2		
3. 難病 <sup>*</sup> 患者及び在宅重度障害者への支援	4		4			
計	29	4	23	2		
*評価の目安						
A：計画通り（または計画以上に）順調に推移						
B：概ね計画通り順調に推移している						
C：計画よりやや遅れが生じている						
D：停滞・未着手						
E：廃止（統合・集約または廃止）						

### ⑥ 人にやさしい快適なまちづくり

令和4年度時点での進捗評価においては、全体の95.0%（全20事業のうち19事業）が「進捗評価B」とされています。なお、『交通・移動手段の整備充実』にて「進捗評価C」が1事業となっています。

基本施策	事業数	進捗評価（令和4年度）				
		A	B	C	D	E
1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン※環境の推進	5		5			
2. 交通・移動手段の整備充実	8		7	1		
3. 安全・安心のまちづくりの推進 （防犯・防災体制の整備）	7		7			
計	20		19	1		
<p>*評価の目安</p> <p>A：計画通り（または計画以上に）順調に推移      B：概ね計画通り順調に推移している</p> <p>C：計画よりやや遅れが生じている                      D：停滞・未着手</p> <p>E：廃止（統合・集約または廃止）</p>						

**(2) 第6期渋川市障害福祉計画の進捗評価**

渋川市障害福祉計画（第6期）において設定した以下の数値目標について、その達成状況は次のとおりとなっています。

**① 福祉施設入所者の地域生活への移行**

項目	基準値 (令和元年度末 施設入所者数)	目標値 (令和5年度末)	実績値 (令和5年3月末時点)
入所施設から地域生活への移行者数	146人	8人(移行人数)	2人(移行人数)
設定基準… 基準令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行。			
施設入所者数の削減見込み	146人	2人(削減人数)	0人(削減人数)
設定基準… 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。			

**② 精神障害（発達障害※及び高次脳機能障害※を含む）にも対応した地域包括ケアシステム※の構築**

活動指標			
項目	目標/実績	令和3年度	令和4年度
協議の場の開催回数	目標	6回	6回
	実績	6回	6回
精神障害者の地域移行支援※の利用者数	目標	1人	1人
	実績	1人	3人
精神障害者の地域定着支援※の利用者数	目標	34人	39人
	実績	24人	22人
精神障害者の共同生活援助※の利用者数	目標	57人	58人
	実績	62人	58人
精神障害者の自立生活援助※の利用者数	目標	1人	1人
	実績	4人	4人

③ 地域生活支援拠点※等が有する機能の充実

項目	令和3年度実績	令和4年度実績
年1回以上の運用状況の検証の実施	0回	1回
設定基準… 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。		

活動指標			
項目	目標/実績	令和3年度	令和4年度
地域生活支援拠点の設置か所数	目標	圏域で設置済 (8か所)	圏域で設置済 (8か所)
	実績		
検証及び検討の実施回数について 年間の見込み数	目標	1回以上	1回以上
	実績	0回	1回



④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年3月末時点)
一般就労移行者数	6人	9人 (1.50 倍増)	6人
設定基準… 令和5年度までに、令和元年度実績の1.27 倍以上とする。			
就労移行支援※における 一般就労移行者数	3人	4人 (1.33 倍増)	3人
設定基準… 令和5年度までに、令和元年度実績の1.30 倍以上とする。			
就労継続支援A型※にお ける一般就労移行者数	2人	3人 (1.50 倍増)	1人
設定基準… 令和5年度までに、令和元年度実績の1.26 倍以上とする。			
就労継続支援B型※にお ける一般就労移行者数	1人	2人 (2.00 倍増)	2人
設定基準… 令和5年度までに、令和元年度実績の1.23 倍以上とする。			

⑤ 職場定着率の増加

項目	基準値 ※令和5年度 一般就労移行者数・目標	目標値	実績値 (令和5年3月末時点)
就労定着支援※事業の 利用者数	9人	6人 (67%)	8人
設定基準…令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が 就労定着支援事業を利用する。			

項目	目標値	実績値 (令和5年3月末時点)
就労定着支援事業の 就労定着率	70%	100%
設定基準…令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 とする。		

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値／実績値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保済・実施
設定基準… 令和5年度末までに、市町村または圏域において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	

活動指標			
項目	目標／実績	令和3年度	令和4年度
総合的・専門的な相談支援の実施	目標	実施	実施
	実績	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	目標	12件	12件
	実績	6件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	目標	6件	6件
	実績	3件	20件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	目標	3回	3回
	実績	6回	5回

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

項目	目標値／実績値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施
設定基準… 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	

活動指標			
項目	目標／実績	令和3年度	令和4年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	目標	2人	2人
	実績	15人	7人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	目標	実施・1回	実施・1回
	実績	1回	未実施
指導監査結果の関係市町村との共有	目標	実施・1回	実施・1回
	実績	1回	未実施

### (3) 第2期渋川市障害児福祉計画の進捗評価

渋川市障害福祉計画（第2期）において設定した以下の数値目標について、その達成状況は次のとおりとなっています。

#### ■ 障害児支援の提供体制の充実等

項目	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年3月末時点)
児童発達支援センター※の設置	圏域で設置済 (1か所)	圏域で設置済 (1か所)
設定基準… 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。		
保育所等訪問支援※を利用できる体制の構築	圏域で設置済 (2か所)	圏域で設置済 (2か所)
設定基準… 令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築をする。		
重症心身障害児※を支援する児童発達支援事業所※の確保	圏域で設置済 (1か所)	圏域で設置済 (1か所)
設定基準… 令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。		
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス※事業所の確保	圏域で設置済 (1か所)	圏域で設置済 (2か所)
設定基準… 令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。		
医療的ケア児※支援のための協議の場	圏域で設置済 (1か所)	圏域で設置済 (1か所)
設定基準… 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。		
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済 (3人)	配置済 (3人)
設定基準… 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。		

活動指標			
項目	目標／実績	令和3年度	令和4年度
ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラム等の受講者数	目標	0人	0人
	実績	0人	0人
ペアレントメンター*の人数	目標	0人	0人
	実績	0人	0人
ピアサポート*の活動への参加人数	目標	0人	0人
	実績	0人	0人

## 5. 渋川市独自の事業展開

本市では、障害のある人への支援施策の一環で、計画以外の取組として、独自の事業展開を行ってきました。

前回の計画期間内に実施した取組を紹介します。

事業名	事業概要
<p>災害時ヘルプバンドナ 普及推進事業</p>	<p>外見からは支援が必要であることが分かりにくい障害のある人や意思表示の難しい人でも、災害時等に着用することで周囲の人に支援や配慮が必要であることを伝えられるように「災害時ヘルプバンドナ」を作成し配布します。</p>  
<p>遠隔手話通訳サービス事業</p>	<p>本庁舎及び第二庁舎、各行政センターの窓口で、筆談などでは意思疎通が困難な聴覚に障害がある人で、手話での対応を希望される方に対して、タブレット端末のビデオ通話機能を使い、遠隔手話通訳サービスを行っています。</p> 

事業名	事業概要
<p>小児慢性特定疾病※児童等日常生活用具給付事業</p>	<p>これまで日常生活用具※の給付対象とならなかった障害者手帳を所持していない小児慢性特定疾病児童にも対象を拡大するもので、その児童の身体状態に応じて必要な日常生活用具を給付します。</p>
<p>18トリソミー※の子どもたち写真展</p>	<p>先天性疾患である18トリソミーについての理解を深め、併せて当事者家族同士の交流を図るため、「18トリソミーの子どもたち写真展」を開催しました。</p>  
<p>みんなの福祉事業所展</p>	<p>障害のある人等の理解を深めるため、渋川市内の福祉事業所が、各事業所の活動内容に関するパネル展示と自主生産品（焼き菓子、雑貨など）の展示即売を行いました。</p> 

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本市では、障害のある人やない人、日本人や外国籍の人、また年齢性別の異なる人など様々な人々が暮らしており、そうしたすべての人が、お互いを「尊重し合う」土壌を形成するために、これまで様々な施策を講じてきました。

すべての人が対等に人権を尊重され、障害のある人が社会の一員として主体的に行動し、かつ、その責任を分担するためには、日常生活で抱えている不安や、生活面での不都合を可能な限り取り除く必要があると言えます。

また、障害のある人が積極的に社会参加をしていくためには、一人ひとりがニーズに合った適切な支援を受けられる障害福祉のサービスの提供や、バリアフリー\*をはじめとした基本的な社会システムが必要です。

行政や一般企業、各種団体の支援や、市民の一人ひとりの共通の理解があって、めざすべき共生社会\*が実現します。

このような認識の下、障害のある人もない人も、等しく住みやすい街づくりを進めるため、本市では、本計画の基本理念として令和3年3月に策定された「第5期渋川市障害者計画・第6期渋川市市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」で掲げられた、「すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現」を継承し、障害のある人を取り巻く様々な問題の解決にさらに力を入れて取り組みます。

### 基本理念

**すべての人がお互いを尊重し、  
共に生きる社会の実現**



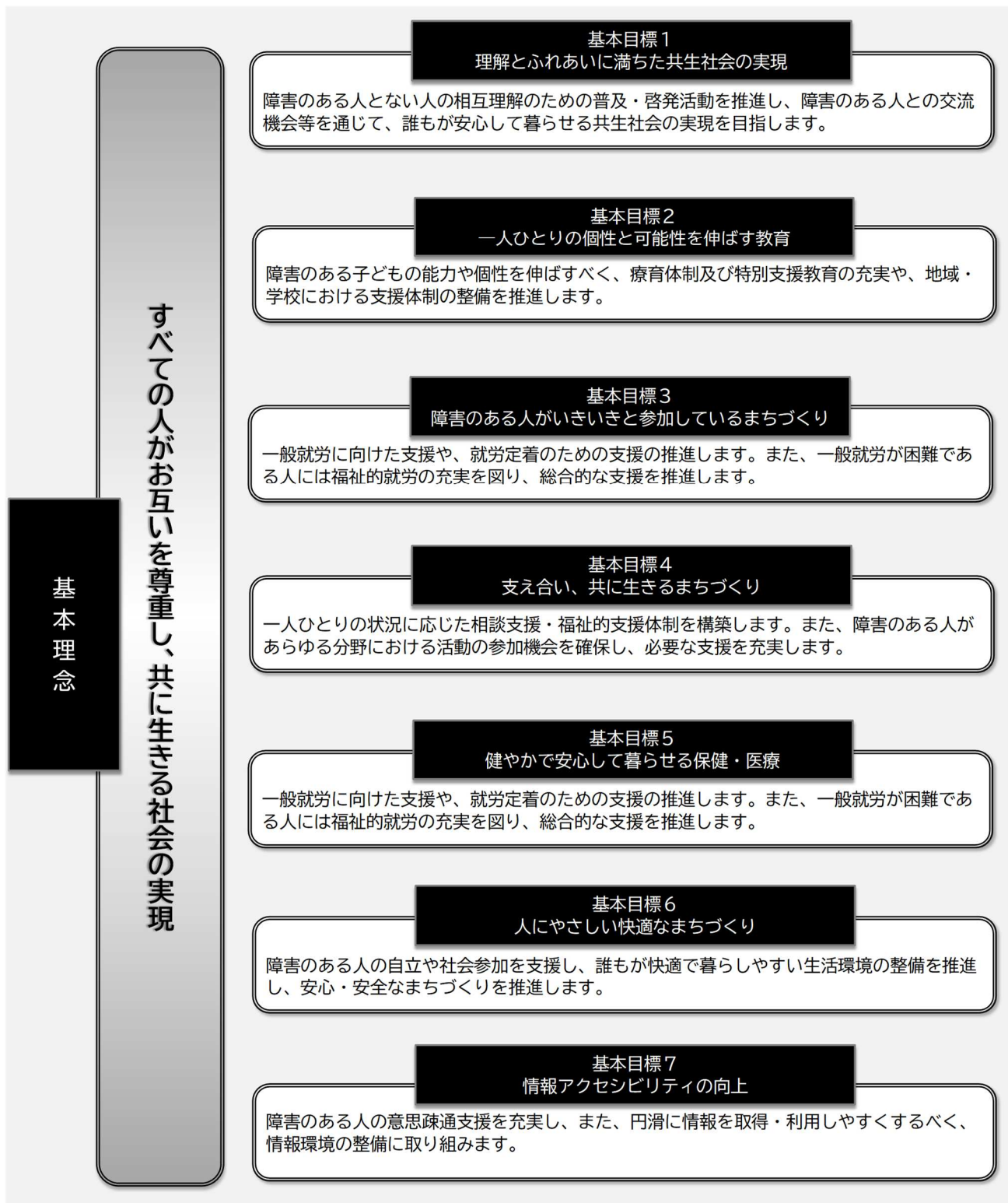
## 2. 基本的な取組姿勢

障害者計画の施策の推進については、前計画の考え方を引き継ぎ、下記の4つの項目を、基本的な取組姿勢とします。

項目	内容
1. 障害のある人への理解促進	障害のある人とない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、地域社会の理解促進に努めます。
2. 障害のある人本人の自己決定を尊重	障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加していけるよう支援します。障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人が適切に意思を表明することができるように相談窓口の充実を図ります。
3. 社会参加しやすい環境整備	障害のある人の社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるよう社会的障壁※の除去を推進します。
4. 障害福祉サービス※等の充実	障害のある人それぞれのニーズに合った日常生活及び社会生活を営むことができるように、「渋川市障害福祉計画・渋川市障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供を推進します。

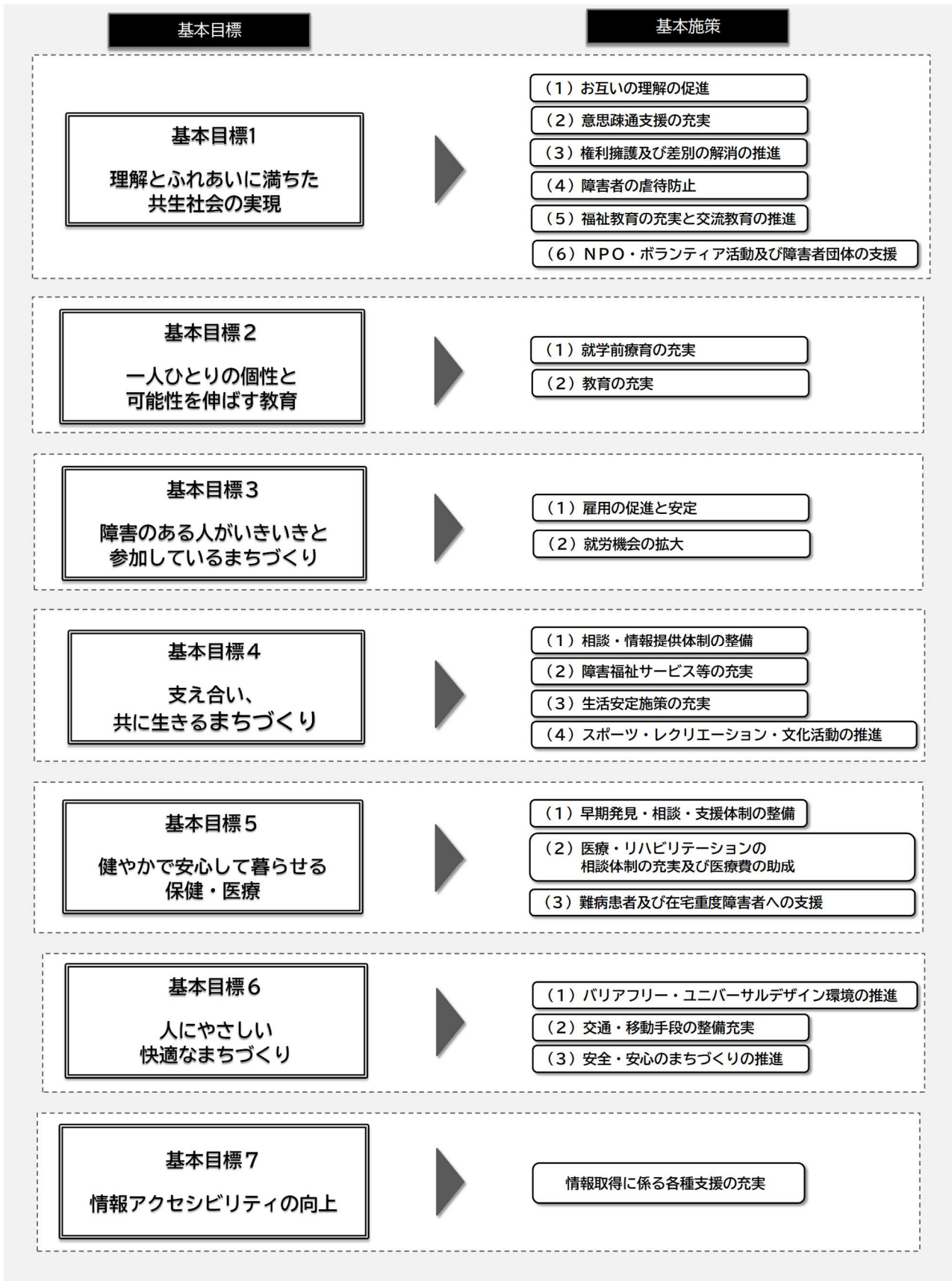
### 3. 基本目標

本計画は、前述の基本理念を踏まえた上で、以下の7つの基本目標を軸とし、推進を図っていきます。

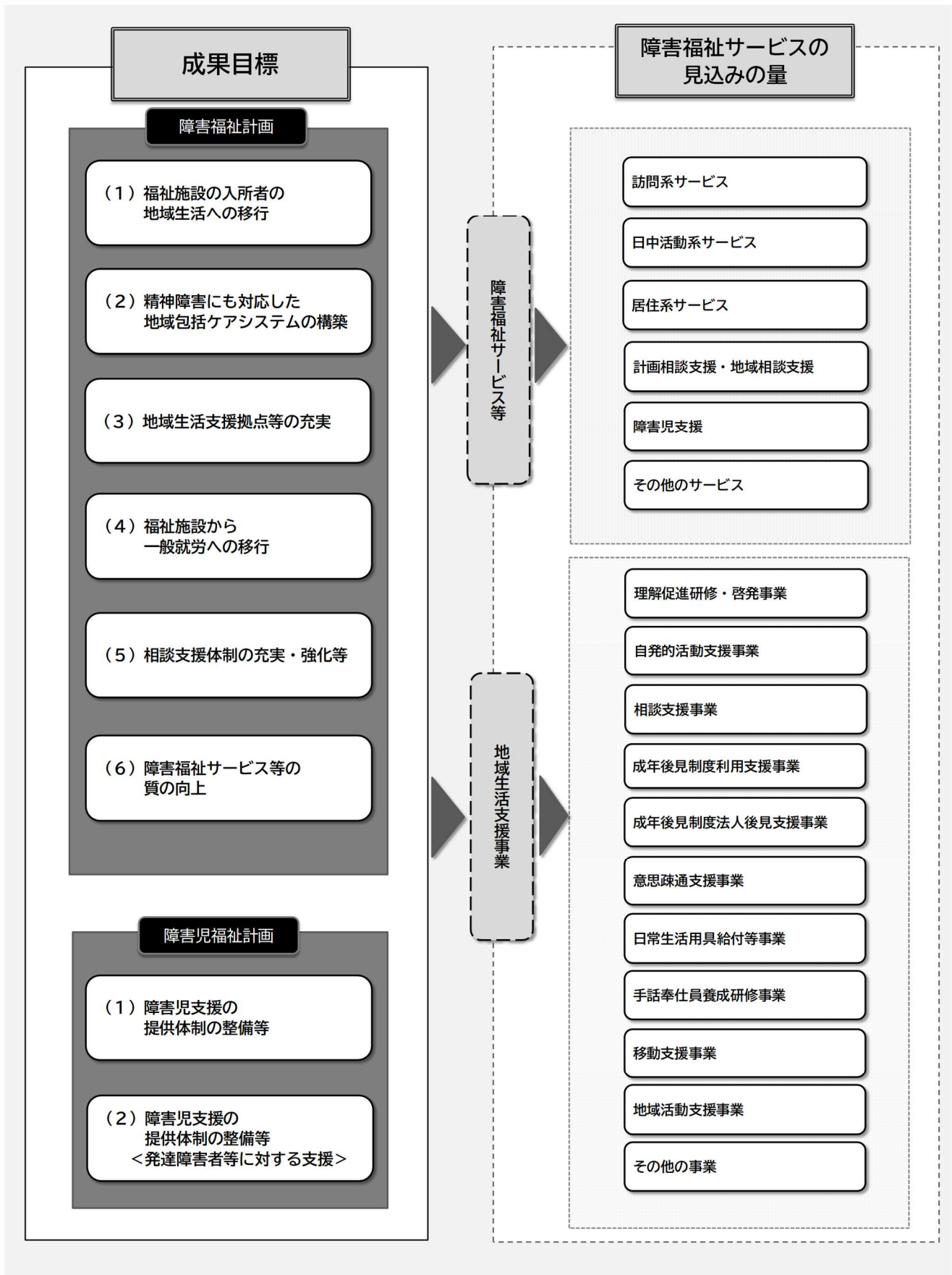


## 4. 基本目標と施策の体系

### ・障害者計画の体系



・障害福祉計画・障害児福祉計画の体系



## **第2部**

# **渋川市障害福祉プラン**



# 第1章 渋川市障害者計画（第6期）

## 基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会※の実現

### 現状と課題

アンケート調査によると、障害があることで差別や嫌な思いをした経験がある方の割合は、身体障害のある人で9.4%、知的障害のある人で24.6%、精神障害のある人が29.3%と、障害種別ではつきはあるものの、一定数の人が障害があることで嫌な思いを経験しています。

障害や障害のある人についての理解を深めることは、地域で暮らす人すべてが互いに尊重しながら、ともに生きる共生社会の実現のための土台となり得ます。そのためには理解促進に係る広報・啓発活動とともに、障害のある人となない人とが交流する機会を充実させる必要があります。

本市では、理解促進に係る広報・啓発活動とともに、障害のある人となない人とが交流する機会を創出し、障害のある人の権利擁護と虐待防止、福祉教育を通じた障害についての正しい知識の普及に努めます。また、ボランティア活動の促進により、障害のある人への支援の輪を広げる取組を推進します。

### (1) お互いの理解の促進

障害のある人に対する市民の理解促進や差別解消を図るため、さまざまな広報活動及び交流活動を充実させるとともに、正しい知識の普及に努めます。

### ① 障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及、啓発活動の充実

事業名	事業概要	担当課
障害者等理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修会開催や障害福祉サービス※事業所等の生産活動または創作的活動を紹介し啓発活動などを行う。	地域包括ケア課
知的障害者福祉月間広報事業	知的障害のある人に対する理解を深め、教育の推進及び福祉の向上・充実を図るため、知的障害者月間（9月1日～30日）に、スローガン（懸垂幕掲揚）や渋川市、榛東村及び吉岡町等へのパレードを実施する。	地域包括ケア課
図書資料購入事業	障害を理解するための図書や弱視の人にも読みやすい大活字本・点字図書を購入し、利用者に貸し出しを行う。また、視覚障害のある人用の朗読CD（文学作品）や広報しぶかわの朗読テープを配架し、貸し出しを行う。	図書館

事業名	事業概要	担当課
共生社会推進事業	“自分らしく”、“たがいに寄り添い”、“共に生きる” 社会「共生社会実現のまち渋川市」を創るため、その趣旨に賛同し、市との共同宣言を行った地域の多様な主体における取組を促すとともに、心のバリアフリー※の周知と理解促進に向けたセミナーを開催し、意識の醸成を図る。	DX・行政管理課

## ② 交流・ふれあいの場の拡大及び支援

事業名	事業概要	担当課
生涯学習推進事業	市内の全中学校及び特別支援学校※を対象に、少年の主張大会を実施する。 市内の小学6年生、中学2年生、高校生、特別支援学校の生徒から人権尊重ポスターを募集し、優秀作品で人権教育啓発カレンダーを作成し毎戸配布する。 市内の小学生、中学生、高校生、特別支援学校の生徒から俳句を募集し、句集を作成し配布する。 高校生の放課後自習室（愛称 すたでいばんく）内の展示スペースで、特別支援学校の生徒の作品展示を行う。 市民総合文化祭の総合作品展において、障害福祉サービス事業所の活動紹介を行う。	生涯学習課
ふれあいサロン推進事業	ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の親子など家に閉じこもりがちの人に対して、地域でサロンを開催することで、地域の人とのふれあいや仲間づくりを助長する。	社会福祉協議会
地域ふれあい活動事業	支援または見守り活動を要する高齢の人や障害のある人等に対して、近隣住民である地域ボランティア等の協力により、孤独感の解消と交流を深めることを目的に実施する。	社会福祉協議会
身体障害者文化教養講座実施事業	障害のある人の教養を高めるとともに、各教室を開催し、親睦と交流を深める。	地域包括ケア課
聴覚障害者支援活動事業	聴覚障害のある人に対し、各種教養講座等研修の場や交流の場を提供する。また、障害のある人とない人の交流の機会を創出する。	地域包括ケア課



## (2) 意思疎通支援の充実

障害のある人との意思疎通支援促進のため、手話教室の開催や、手話通訳者・奉仕員の派遣に取り組んでいき、また、手話奉仕員の育成も推進していきます。

### ① 手話言語条例に基づく取組の展開

事業名	事業概要	担当課
手話教室開催事業	手話の理解及び普及を図るため、一般市民向け、観光業従事者向け、医療従事者向け、小・中学生を対象とした手話教室を開催する。	地域包括ケア課
出前手話教室開催事業	手話の理解及び普及を図るため、市内に所在する小中学校を対象に手話教室を開催する。	地域包括ケア課
渋川市群馬県手話通訳者認定試験対策講座事業	地域における手話通訳者増員のため、手話通訳に必要な知識又は技術等を習得し、手話通訳活動を行う手話通訳者資格を取得するための試験対策講座を開催する。	地域包括ケア課
遠隔手話通訳サービス	本庁舎及び第二庁舎、各行政センターの窓口で、筆談などでは意思疎通が困難な聴覚に障害がある人で、手話での対応を希望される方に対して、タブレット端末のビデオ通話機能を使い、遠隔手話通訳サービスを行う。	地域包括ケア課

### ② 意思疎通支援体制の充実

事業名	事業概要	担当課
手話通訳者・要約筆記※者派遣事業	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。	地域包括ケア課
手話通訳者設置事業	聴覚障害のある人等が社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を設置し、意思伝達の手段を確保する。	地域包括ケア課
手話奉仕員養成講座事業	聴覚障害のある人等の支援者養成として、日常会話等の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催する。また、手話通訳者養成講座へつなげるためのフォローアップ講座を行う。	地域包括ケア課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）	聴覚障害のある人等が、病気・事故等のため警察や消防に緊急通報した場合、手話通訳者へ直接派遣依頼を認める。	地域包括ケア課

### (3) 権利擁護及び差別の解消の推進

行政サービス等における合理的配慮<sup>※</sup>を行い、障害のある人への権利擁護と、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

#### ① 日常生活自立支援事業の利用促進

事業名	事業概要	担当課
日常生活自立支援事業	障害や認知症等で判断が不十分な人を対象とし、「福祉サービス利用についての情報提供・相談」、「福祉サービスの利用・終了手続き」、「福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助」等を行う。その他、付随サービスとして「日常的金銭管理」、「書類預かりサービス」等を行う。	社会福祉協議会

#### ② 成年後見制度<sup>※</sup>の利用支援

事業名	事業概要	担当課
成年後見制度利用支援事業	自己の判断で適切に福祉サービスを利用することが困難な知的障害や精神障害のある人で、かつ親族がいない人に対して、成年後見人の申立費用、報酬費用を助成する。	地域包括ケア課 高齢者安心課

#### ③ 障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける合理的な配慮

事業名	事業概要	担当課
渋川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領	「渋川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」第8条の研修、啓発の規定に基づき、研修を実施する。	人事課

#### ④ 障害者差別解消法に基づく相談窓口及び協議会の充実

事業名	事業概要	担当課
障害者相談支援事業	障害のある人及びその家族、その他の関係する人からの相談に応じ、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決のための支援を行う。	地域包括ケア課
渋川地域自立支援協議会 <sup>※</sup>	障害を理由とする差別に関する相談事例を踏まえ、解消するための取組について渋川地域自立支援協議会で協議する。	地域包括ケア課

#### (4) 障害者の虐待防止

障害のある人の権利を守るため、「障害者虐待防止法」のもと、障害のある人への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害のある人に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

##### ① 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援

事業名	事業概要	担当課
障害者虐待防止対策事業	障害者虐待防止センター※において、「障害者虐待に係る通報等の受理（24時間365日）」と「障害のある人及び養護している人に対して家庭訪問・カウンセリング等による相談、指導及び助言」、「緊急時の一時保護のための居室確保」等を行う。	地域包括ケア課
家庭児童相談事業	要保護児童対策地域協議会※実務者会議を開催し、障害の有無にかかわらず、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等に関し、関係機関で情報交換と支援の協議を行う。	こども支援課

##### ② 障害者虐待防止のためのネットワーク

事業名	事業概要	担当課
渋川地域自立支援協議会 再掲	地域における障害者虐待の防止、障害のある人を養護する人に対する支援などを協議する。	地域包括ケア課

#### (5) 福祉教育の充実と交流教育の推進

各種関係機関が連携し、学校教育や体験学習により障害のある人に対する認識や知識を深め、地域全体での福祉教育を推進します。また、教育や交流活動を通じて、こころのバリアフリーについての理解を促進します。

##### ① 福祉教育体制の整備

事業名	事業概要	担当課
学校教育充実事業	校内研修における福祉教育の研修会等を実施する。	学校教育課
福祉学習支援事業	児童、生徒が体験学習の機会を通して、社会福祉の理解と関心を高め、日常生活の中で相互扶助、社会連帯の理想を浸透させるとともに、家庭及び地域社会の啓発と地域福祉の向上を図る。	社会福祉協議会

## ② インクルーシブ（包容）教育の推進

事業名	事業概要	担当課
学校教育充実事業 再掲	福祉教育としての学校の位置付けと人権に関する授業を実施する。 授業を始め学校の教育活動を通じての学級や人間関係づくりと児童生徒の活動に対する自主的・主体的な取組の指導、支援をする。	学校教育課

## ③ 福祉に関する啓発や実践活動の推進

事業名	事業概要	担当課
学校教育充実事業 再掲	「総合的な学習の時間」を中心とした福祉教育に関する体験的な活動の取組で、福祉に関する作文や標語、ポスターコンクールへの応募を行う。	学校教育課

## (6) NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援

地域でのボランティア活動の促進とネットワーク化を図るとともに、活動のための支援や環境整備を行い、ボランティアを必要とする人への情報提供に努めます。

### ① NPO・ボランティア活動の体制づくり

事業名	事業概要	担当課
NPO・ボランティア支援事業	NPO・ボランティア支援センターを設置し、共生社会の実現を目指して公益的な活動を行っている市内の団体やボランティアを始めたいと思っている人等の支援を行う。	市民協働推進課
社会福祉協議会ボランティアセンター	「ボランティアをしたい人」と「ボランティアしてほしい人」のマッチングを行うとともに、ボランティアをしたい人に講座や講演会等を開催する。	社会福祉協議会
ボランティアの組織化事業	社会福祉協議会とNPO・ボランティア支援センターで情報共有し、ボランティアについての相談者やボランティア登録者に対しての情報提供やボランティア連絡協議会による団体間の連携強化等の支援及び環境整備を行う。	社会福祉協議会

## ② NPO・ボランティアの育成

事業名	事業概要	担当課
NPO・ボランティア支援事業 再掲	NPO・ボランティア支援センターを設置し、共生社会の実現を目指して公益的な活動を行っている市内の団体やボランティアを始めたいと思っている人等への支援を行う。	市民協働推進課
ボランティア活動支援事業	作業所関係者、病院関係者、当事者、行政関係者等の各方面からの支援状況、ボランティアの現状と必要性を学び、ボランティアへの理解と育成を図る。	地域包括ケア課
手話奉仕員養成講座事業 再掲	聴覚障害のある人等の支援者養成として、日常会話等の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催する。また、手話通訳者養成講座へつなげるためのフォローアップ講座を行う。	地域包括ケア課
音訳ボランティア養成講座	音訳ボランティア活動の状況や音訳の基礎理論についての講義等により、ボランティアの養成を目的として講座を行う。	社会福祉協議会

## ③ 市民のボランティア体験の場の拡大

事業名	事業概要	担当課
つながるフェスティバル	多くの方が福祉活動やボランティア活動を体験することにより、福祉について考え、理解し、新たなつながりをつくり出すことを目的として実施する。	社会福祉協議会

## ④ 障害者団体の支援

事業名	事業概要	担当課
障害者団体の支援	障害者団体等の円滑な活動を推進するために、「渋川市ホームページ」や「障害福祉サービスのしおり」を活用し周知する。	地域包括ケア課

## 基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

### 現状と課題

18歳未満の通園・通学をしている人（またはその家族）を対象としたアンケート調査によると、幼稚園・学校などに望むことについては、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が66.1%と最も高く、次いで「個別指導を充実してほしい」が46.4%、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が41.1%となっています。また、通園・通学して困ることは、「先生の理解や配慮が足りない」が23.2%となっています。

障害のある子どもが、将来にわたって生活に必要な力をつけることができるよう支援するための学ぶ場の充実と、学校教職員、福祉サービス事業所の職員等に対して、障害への一層の理解と人権の尊重を基本に据えた知識・技術の向上、研修の充実が求められています。また、学校教育の中でも障害理解教育は欠くことはできません。

本市では、就学前から卒業後の生活までを通じて、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の促進と、教育機関関係職員への研修機会の充実を図ります。

### (1) 就学前療育の充実

支援の必要がある子どもに対する障害種別や発達・成長の段階に応じた適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの関係機関の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図ります。

#### ① 保育所・幼稚園・認定こども園の障害児療育の推進

事業名	事業概要	担当課
障害児保育事業	特別に保育者を配置して集団保育が可能な障害児を受け入れた民間の保育所または認定こども園を支援し、障害児保育の充実を促進する。	こども支援課
保育所	乳幼児が心身ともに健やかに育成され療育されるよう、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から保育所に通わせて保育を実施するほか、保護者などに対する児童の福祉に関する支援を行う。	こども支援課
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適正な環境を与えて、その心身の発達を助長するため、幼稚園において教育を実施するほか、家庭及び地域における幼児期の教育の支援を行う。	学校教育課

事業名	事業概要	担当課
認定こども園	地域において子どもが健やかに育成されるよう、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持って小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に実施するほか、保護者に対する子育て支援を行う。	こども支援課
就学前障害児支援利用給付金事業	国の幼児保育無償化制度の施行に伴い、当該制度の対象外となる0歳から3歳になって幼稚園・保育園・認定こども園に入園するまでの障害児を対象として、それらの児童が児童発達支援等の障害児通所支援※サービスを利用した際に保護者の利用者負担額を全額給付する。	地域包括ケア課

## ② 発達障害※・就学・療育等の相談体制の充実

事業名	事業概要	担当課
障害者相談支援事業 再掲	障害のある子どもの福祉サービス利用を円滑に進めるため、利用時に事業所に対し、家族の不安や希望する生活等についての必要な情報提供を行う。	地域包括ケア課
家庭児童相談事業 再掲	児童が家庭や学校等で適切な養育を受けられるよう、心身障害、知能・言語の遅れや家庭環境などの情報を市保健センター保健師、こども発達相談室、北部児童相談所等の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。	こども支援課

## ③ 一貫した早期相談・支援体制づくり

事業名	事業概要	担当課
年中児健診事業	発達障害(特性)のある子どもの早期発見や特性に応じた早期支援に取り組み、小学校へのスムーズな移行を行うため、市内居住の5歳到達児童を対象に健診を実施する。	健康増進課
こども発達相談室	発達に心配のある18歳未満の子どもとその家族に対して、専門職による個別相談を行い、個々の状態に応じて医療機関や福祉サービス、国や学校・保健センター・児童相談所などの連携により子どもの成長や発達の状況に合わせて、切れ目ない支援を行う。	健康増進課
言語指導教室運営事業	言葉の機能に障害が認められたり、言語発達遅滞が認められたりする幼児に対して、通級指導を実施し、障害の状況を改善する。	学校教育課

## (2) 教育の充実

地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育<sup>※</sup>の推進に努めるとともに、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの放課後の居場所づくりに取り組み、ノーマライゼーション<sup>※</sup>の理念から、共生社会<sup>※</sup>の実現に向けたインクルーシブ教育<sup>※</sup>システムの構築に向けてより一層、保護者や医療、福祉等の関係機関と連携し、個別の教育支援計画作成を普及させるなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を推進します。

### ① 早期からの一貫した教育支援及び進路指導の体制の充実

事業名	事業概要	担当課
特別支援学校 <sup>※</sup> 等の移行支援連絡会議等の参画	各地域に住む障害のある子ども本人、その保護者、支援者、学校職員が一堂に会し、お互いを知るとともに情報を共有する場を持ち、地域の支援者として福祉サービスの体系や内容の紹介、及び該当地域で対象となる福祉サービス提供機関について情報提供する。	地域包括ケア課
教育支援事業	障害のある児童・生徒の就学先を決定するための教育支援委員会を開催し、個別のケースについての審査を通じ共通理解を図る。また、有識者による巡回相談を実施し、就学先の決定の一助とする。	学校教育課

### ② 特別支援教育の充実

事業名	事業概要	担当課
教職員研修事業（特別支援教育研修会）	特別支援教育推進上の課題を把握し、一人ひとりのニーズに応じた教育の在り方と就学指導の充実を図る。	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習活動及び日常生活のサポートを行う。	学校教育課
学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業	市内小学校4校（渋川南小・古巻小・長尾小・三原田小）、中学校2校（渋川中・北橘中）にLD <sup>※</sup> ・ADHD <sup>※</sup> 等通級指導教室を設置し運営をする。 LD・ADHD等通級指導教室における指導の充実を図るとともに、通常の学級における適切な支援の充実を図る。	学校教育課
教育支援事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span>	対象の児童・生徒に対応した教材・教具等の整備を充実するとともに、担当職員の研修の充実と指導力の向上を図る。	学校教育課



事業名	事業概要	担当課
言語指導教室運営事業 再掲	言語の機能に障害が認められたり、言語発達遅滞が認められたりする児童・生徒に対して、通級指導を実施し、障害の状況を改善するとともに、個別のニーズに応じた教育を行う。	学校教育課
特別支援学級※運営事業	在籍する児童・生徒の障害に応じた適切な指導を行うために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するとともに、特別支援学級における指導の充実を図る。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な援助を行う。	学校教育課

## 基本目標3 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

### 現状と課題

アンケート調査によると、就労している障害のある人は19.9%で、5人に1人は就労している状況です。障害種別で見ると、身体障害のある人で18.4%、知的障害のある人は14.1%、精神障害のある人は29.7%となっています。また、障害のある人の就労にあたって整えるべき環境は、「障害にあった仕事であること」が56.7%と最も多く、次いで「周囲が障害者や障害のことを理解してくれること」が49.9%、「勤務する時間や日数を調整できること」が38.3%となっています。

障害のある人が自立し生きがいのある生活を送るために仕事を持つことは大切ですが、就労のための支援や就労環境の改善につながる支援が重要となっています。

### (1) 雇用の促進と安定

障害のある人の雇用を促進するために、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の機会の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細かな支援を実施します。

#### ① 就労の場の確保と拡大

事業名	事業概要	担当課
障害者雇用奨励事業 (社会福祉センター日常清掃業務委託)	障害のある人の一般就労機会の拡大及び定着のため、社会福祉センターの清掃を障害のある人の雇用促進の場とする。	地域包括ケア課
障害者就労施設等からの物品等の優先調達	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進をする。	地域包括ケア課
渋川地域自立支援協議会※就労支援部会	自立支援協議会就労支援部会を設置し、障害のある人の就労を様々な側面から支援を行えるよう協議をする。	地域包括ケア課
就職活動支援	障害について専門的知識を持つ相談員を配置し、仕事に関する情報提供や、就職相談を行う。	公共職業安定所

#### ② 就労後の就労定着支援※

事業名	事業概要	担当課
渋川地域自立支援協議会就労支援部会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span>	自立支援協議会就労支援部会を設置し、障害のある人の就労を様々な側面から支援を行えるよう協議をする。	地域包括ケア課

### ③ 福祉的就労への支援

事業名	事業概要	担当課
福祉的就労の支援	障害のある人の特性や希望に合った仕事や働き方の拡充など、基幹相談支援センター※を中心に、相談支援事業所、就労系の障害福祉サービス※事業所、地域活動支援センター※等による就労支援の取組を強化する。	地域包括ケア課
農福連携の推進	国の「農福連携ビジョン」を踏まえ、農業経営体や障害者就労施設等が取り組みやすくなるよう農福連携を推進する。	地域包括ケア課

#### (2) 就労機会の拡大

障害のある人が障害の特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、地域や事業者、福祉団体との連携、協力を得ながら、障害のある人が主体的に行動できる自立した就労の場としての福祉的就労の促進を進めます。

#### ・地域活動支援センターの実施

事業名	事業概要	担当課
地域活動支援センター事業	障害のある人等を通所させ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援をする。	地域包括ケア課

## 基本目標4 支え合い、共に生きるまちづくり

### 現状と課題

アンケート調査結果をみると、今後、特に重要であると思う本市の福祉施策について、身体障害のある人では「交通・移動手段の整備充実」が37.7%と最も高く、知的障害のある人では「障害者のための作業所や就職先の充実」で33.1%、精神障害のある人では「就労を希望する障害者が、就職したり仕事を続けていくための支援」が43.1%とそれぞれ最も高くなっています。

本市では、障害のある人が、安心して社会参加ができるようにするための環境づくり、また積極的に交流する機会の創出について推進していきます。

### (1) 相談・情報提供体制の整備

障害のある人やその家族が、実情に合った的確な情報提供や相談支援を受けられるよう、相談しやすい体制の整備、充実を図ります。また、障害により、情報を入手することが困難な人のために、必要な情報を入手できるよう、媒体や伝達手段、表現、表示方法等を工夫し、多様な手法を用いて的確に情報を提供していきます。

#### ① 障害者福祉サービスの広報

事業名	事業概要	担当課
障害福祉サービス※のしおり配布、ホームページ掲載	障害福祉サービスのしおりを作成し、新規手帳交付者等に配布及び市のホームページで障害福祉サービスの周知をする。	地域包括ケア課
広報しぶかわ掲載	広報しぶかわに、障害福祉サービス内容を掲載し市民に周知する。	地域包括ケア課

#### ② 障害者相談支援事業の充実

事業名	事業概要	担当課
障害者相談支援事業 再掲	基幹相談支援センター※（渋川広域障害福祉なんでも相談室）の機能を拡充し、他の相談事業所と連携し、地域の様々な課題に対応して、障害のある人が住み慣れた地域で豊かでゆとりある生活を送れるよう、相談事業の充実・強化を図る。	地域包括ケア課

## (2) 障害福祉サービス等の充実

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送れるよう、それぞれの障害の特性や生活スタイルや環境に応じた各種サービスの充実や手当等の支給など、自立の助長とその家族等の負担や不安を軽減するための様々な措置を講じ、障害のある人の地域生活を支援します。また、より質の高いサービスを提供するために、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

### ① 障害福祉サービス等の実施

事業名	事業概要	担当課
渋川地域自立支援審査会運営	障害者総合支援法に基づき、介護給付を申請した人に対して、障害支援区分※認定基準に照らし、審査判定を行う。	地域包括ケア課
障害児通所支援※事業	18歳未満の障害のある子どもに対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練などを行う。	地域包括ケア課
障害者自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく、利用者への個別給付となる補装具※給付やその他サービスを提供する。	地域包括ケア課

### ② 地域生活支援事業※等の充実

事業名	事業概要	担当課
障害者等理解促進研修・啓発事業 再掲	障害のある人に対する理解を深めるための研修会開催や障害福祉サービス事業所等の生産活動または創作的活動を紹介し啓発活動などを行う。	地域包括ケア課
身体障害者温泉療養訓練事業	障害のある人に温泉等への宿泊の機会を設け、生きがいを高めるとともに、機能回復と親睦を図る。	地域包括ケア課
身体障害者文化教養講座実施事業 再掲	障害のある人の教養を高めるとともに、各教室を開催し、親睦と交流を深める。	地域包括ケア課
聴覚障害者支援活動事業 再掲	聴覚障害のある人に対し、各種教養講座等研修の場や交流の場を提供する。また、障害のある人とない人の交流の機会を創出する。	地域包括ケア課
障害者スポーツ・レクリエーション実施事業	障害があるため外で運動をする機会の少ない人が一堂に集い、親睦と交流を深めるとともに、体力の維持及びリハビリテーション※効果等を図る。	地域包括ケア課

事業名	事業概要	担当課
ボランティア活動支援事業 再掲	作業所関係者、病院関係者、当事者、行政関係者等の各方面からの支援状況、ボランティアの現状と必要性を学び、ボランティアへの理解と育成を図る。	地域包括ケア課
障害者相談支援事業 再掲	障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。	地域包括ケア課
成年後見制度※利用支援事業 再掲	自己の判断で適切に福祉サービスを利用することが困難な知的障害や精神障害のある人で、かつ親族がいない人に対して、成年後見人の申立費用、報酬費用を助成する。	地域包括ケア課 高齢者安心課
手話通訳者・要約筆記※者派遣事業 再掲	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。	地域包括ケア課
手話通訳者設置事業 再掲	聴覚障害のある人等が社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を設置し、意思伝達の手段を確保する。	地域包括ケア課
日常生活用具※給付等事業 再掲	重度障害のある人に、日常生活を円滑にするために必要な用具を給付する。	地域包括ケア課
手話奉仕員養成講座事業 再掲	聴覚障害のある人等の支援者養成として、日常会話等の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催する。また、手話通訳者養成講座へつなげるためのフォローアップ講座を行う。	地域包括ケア課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人及び障害のある子どもについて、余暇活動・社会参加のための外出、社会生活上不可欠な外出のための支援を行う。	地域包括ケア課
地域活動支援センター※事業 再掲	障害のある人等を通所させ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援をする。	地域包括ケア課
福祉ホーム事業	住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室・その他の設備を提供し、日常生活に必要なサービス内容を提供することにより、地域生活を支援する。	地域包括ケア課
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な在宅で身体に重度の障害のある人に対して、自宅へ訪問し、入浴サービスを行う。	地域包括ケア課

事業名	事業概要	担当課
日中一時支援※事業	障害のある人及び障害のある子どもに、日中における活動の場を一時的に確保し、見守り及び社会に適応するための日常生活訓練等の支援を行う。	地域包括ケア課
サービスステーション・登録介護事業	心身障害のある子ども、人を常時介護する人が一時的に介護できない場合、登録した一定の資格を有する人、または市と契約したサービスステーションに一時的に介護を委託することにより介護者の負担軽減を図る。	地域包括ケア課
点字・声の広報等発行事業 再掲	市の封筒に点字を刻印し、市からの配付物が確認できるようにする。また、市社会福祉協議会の登録ボランティアが市の広報しぶかわをカセットテープに録音し、視覚に障害のある希望者に配付する。	地域包括ケア課
身体障害者自動車改造費補助事業	肢体不自由による身体障害のある人が所有し運転しようとする自動車を、当該障害のある人が運転しやすいように制御装置等を改造する場合に、その改造に要する経費の一部を補助する。	地域包括ケア課
更生訓練費※事業	就労移行支援※事業及び指定旧法施設支援を受けている身体障害のある人で更生訓練を受けている人に社会復帰の促進を図るため、訓練費の支給を行う。	地域包括ケア課
障害者虐待防止対策事業 再掲	障害者虐待防止センター※において、「障害者虐待に係る通報等の受理（24時間365日）」と「障害のある人及び養護している人に対して家庭訪問・カウンセリング等による相談、指導及び助言」、「緊急時の一時保護のための居室確保」等を行う。	地域包括ケア課

### (3) 生活安定施策の充実

障害のある人の生活の安定を図るため、福祉サービスの利用方法や障害を支給事由とする各種手当などのわかりやすい周知や、生活の基本となる住まいの場の確保の支援が求められます。障害のある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、十分な周知に取り組みます。また、障害の種別や程度にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、居住の場の確保に努めます。

#### ① 年金・手当などの制度の周知

事業名	事業概要	担当課
特別障害者手当等給付事業	著しく重度の障害の状態であるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅で重複する重度障害のある人に手当を支給する。(障害児福祉手当は、在宅で重度の障害のある20歳未満の人が対象) 広報しぶかわで周知をする。	地域包括ケア課
心身障害者扶養共済事業	心身に障害のある人を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を納付し、万が一の時、心身に障害のある人が終身年金を受給できる制度。	地域包括ケア課

#### ② 住まい・居場所の充実

事業名	事業概要	担当課
障害者相談支援事業 再掲	住宅入居等支援事業を利用して、住まいの相談に応じる。	地域包括ケア課
福祉ホーム事業 再掲	住居を求めている障害のある人に、低額な料金を、居室・その他の設備を提供し、日常生活に必要なサービス内容を提供することにより、地域生活を支援する。	地域包括ケア課



#### (4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障害のある人の生活の質の向上を図るため、様々な生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取組を行い、社会的活動への参加促進を図ります。

##### ① スポーツ活動の推進

事業名	事業概要	担当課
障害者スポーツ大会参加者壮行会実施	全国障害者スポーツ大会参加者に対して、壮行会を開催する。	地域包括ケア課
スポーツ活動の機会と場の提供	市民の健康づくりについて「一市民スポーツ」を掲げ、各種教室等を開催する。また、スポーツ施設の適切な管理運営を行い、市民の健康維持・増進と体力の向上を図る。	スポーツ課

##### ② レクリエーション活動の支援

事業名	事業概要	担当課
ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業	障害のある人や高齢の人を対象に、無料送迎バス・デマンド無料送迎バスを運行することにより、施設の利用促進と障害のある人となない人等のふれあいの場を提供する。	地域包括ケア課
身体障害者温泉療養訓練事業 再掲	障害のある人に温泉等への宿泊の機会を設け、生きがいを高めるとともに、機能回復と親睦を図る。	地域包括ケア課
障害者スポーツ・レクリエーション実施事業 再掲	障害があるため外で運動をする機会の少ない人が一堂に集い、親睦と交流を深めるとともに、体力の維持及びリハビリテーション効果等を図る。	地域包括ケア課

##### ③ 芸術文化活動の支援

事業名	事業概要	担当課
身体障害者文化教養講座実施事業 再掲	障害のある人の教養を高めるとともに、各教室を開催し、親睦と交流を深める。	地域包括ケア課
聴覚障害者支援活動事業 再掲	聴覚障害のある人に対し、各種教養講座等研修の場や交流の場を提供する。また、障害のある人となない人の交流の機会を創出する。	地域包括ケア課

## 基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療

### 現状と課題

アンケート調査結果によると、今後、特に重要であると思う渋川市の福祉施策について、「医療、リハビリテーション※の充実」を選んだ方の割合は、身体障のある人では20.2%、知的障害のある人は7.4%、精神障害のある人は7.9%となっています。

障害は、その発症を予防することとともに、早期に発見し早期に治療を開始することでその軽減に努めることが重要です。また、障害のある人が持つ可能性を、適切な療育によって伸ばすことが大切です。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、いつでも適切な医療サービスを受けられるように体制を構築し、地域生活支援拠点※の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化に努めます。

### (1) 早期発見・相談・支援体制の整備

子育て支援部門と教育部門が機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な療育支援体制を充実します。

#### ① 早期発見・相談・支援体制の整備

事業名	事業概要	担当課
精神保健福祉相談事業	精神障害及び心の健康に不安や悩みのある人やその家族に対して、精神科医師や保健師が相談に応じる「心の健康相談」、保健師が電話や窓口、家庭訪問等で行う「随時相談」を実施し、医療や社会生活上の助言、指導を行うことで、精神保健の向上に努める。	健康増進課
子育て相談	精神発達上の問題が疑われる幼児、及び育児不安が強い・愛着形成に問題がある等の養育者に対し、個別にカウンセリングを行い、育児環境を改善することで養育者の育児不安を解消する。	健康増進課
子育て教室	精神発達上の問題が疑われる児、及び愛着形成や養育環境等の問題がある、または疑われる養育者と児に対し遊びや日常生活についての具体的指導、心理相談等を通じて児の健やかな発達を促すとともに、健全な養育環境が得られるよう支援する。	健康増進課

事業名	事業概要	担当課
すこやか子育て発達支援事業	精神発達上の問題が疑われる就園期にある幼児に対し、心理士などの専門職による個別相談・集団活動・就園先訪問を行うことで、児の健全育成と養育者の育児不安の軽減を図り、就学に向けて切れ目のない支援を行う。	健康増進課
難聴児補聴器購入支援事業	18歳未満の児童のうち、両耳の聴力レベルが30デシベルあって手帳の該当とならない軽中度の難聴児に対し、補聴器購入費の助成を行う。	地域包括ケア課
年中児健診事業 再掲	発達障害※(特性)のある子どもの早期発見や特性に応じた早期支援の充実を図り、小学校へのスムーズな移行を行うため、市内に住所のある5歳到達児童を対象に健診を実施する。	健康増進課
子育て世代包括支援センター 再掲	妊娠期から子育て期までの様々な相談に、保健師、助産師、栄養士が応じ、切れ目ない支援を行う。	健康増進課
こども発達相談室 再掲	発達に心配のある18歳未満の子どもとその家族に対して、専門職による個別相談を行い、個々の状態に応じて医療機関や福祉サービス、国や学校・保健センター・児童相談所などの連携により子どもの成長や発達の状況に合わせて、切れ目ない支援を行う。	健康増進課
児童発達支援センター※	障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識等の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。	地域包括ケア課

## ② 行政、関係機関等とのネットワークづくり

事業名	事業概要	担当課
こども発達相談室 再掲	発達に心配のある18歳未満の子どもとその家族に対して、専門職による個別相談を行い、個々の状態に応じて医療機関や福祉サービス、国や学校・保健センター・児童相談所などの連携により子どもの成長や発達の状況に合わせて、切れ目ない支援を行う。	健康増進課
渋川市地域生活支援拠点	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、障害のある人やその家族の緊急事態に対応するもので、現在、渋川市、榛東村、吉岡町にある8法人の事業所が地域生活支援拠点として登録し、連携している。	地域包括ケア課

事業名	事業概要	担当課
渋川地域自立支援協議会※	障害を理由とする差別に関する相談事例を踏まえ、解消するための取組について、渋川市、榛東村、吉岡町の障害福祉関係者が地域課題を協議する渋川地域自立支援協議会で協議する。	地域包括ケア課
要保護児童対策地域協議会※	要保護児童の早期発見やその適切な保護並びに要保護児童及びその家庭への適切な支援を図るため、関係機関連携のもとに必要な情報の交換や考え方を共有し、支援策を導き出すとともに、その対応策に必要な事項について協議する。	こども支援課

## (2) 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成

障害のある人が身近な地域において、円滑に保健・医療のサービス、リハビリテーション等を受けることができる体制の整備を図るとともに、医療的ケア※が必要な人、発達障害や高次脳機能障害※のある人などが地域で暮らし続けていくための支援を進めます。

障害のある人のニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化し、ライフステージに応じた専門的な相談支援を行うとともに、地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、障害のある人の地域生活を支援する取組を充実します。

また、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児に関わる「相談体制の整備」及び「情報の共有の促進」等の支援を進めます。

### ① 健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実

事業名	事業概要	担当課
健康相談	心身の健康に関する不安・悩みのある人やその家族に対する個別の相談を実施し、市民自ら健康管理ができるための支援として必要な助言、指導を行う。個別の相談を実施するにあたり、相談者の状態を確認する必要がある場合は、相談者に対する尿検査、血圧測定を実施する。	健康増進課
精神保健福祉相談事業 再掲	精神障害及び心の健康に不安や悩みのある人やその家族に対して、精神科医師や保健師が相談に応じる「心の健康相談」、保健師が電話や窓口、家庭訪問等で行う「随時相談」を実施し、医療や社会生活上の助言、指導を行うことで、精神保健の向上に努める。	健康増進課
総合相談	高齢者の地域における様々な悩みや問題（介護・保健・医療・福祉・生活に関する内容）について総合的に受け止め、適切なサービス、制度、機関につなげる。	高齢者安心課
しぶかわ健康ダイヤル 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・医療・メンタルヘルス等の相談</li> <li>・夜間・休日の医療機関案内</li> <li>・医療機関情報の提供</li> <li>・介護ヘルパー情報の提供</li> </ul>	保険年金課
障害者相談支援事業 再掲	障害者相談事業所を中心に各機関と連携し、障害特性に応じた支援を行う。	地域包括ケア課

② 医療費の助成

事業名	事業概要	担当課
高齢重度障害者医療費助成	心身に一定の障害のある後期高齢者医療被保険者の医療費自己負担額を助成する。	保険年金課
心身障害者(児)医療費助成	心身に一定の障害のある人の医療費自己負担額を助成する。	保険年金課
精神通院医療費助成	精神通院医療の自己負担額を助成する。	保険年金課

③ 精神保健福祉における相談支援の充実

事業名	事業概要	担当課
精神保健福祉相談事業 再掲	精神障害及び心の健康に不安や悩みのある人やその家族に対して、精神科医師や保健師が相談に応じる「心の健康相談」、保健師が電話や窓口、家庭訪問等で行う「随時相談」を実施し、医療や社会生活上の助言、指導を行うことで、精神保健の向上に努める。	健康増進課

④ 医療的ケア児への支援の促進

事業名	事業概要	担当課
渋川地域自立支援協議会医療的ケア児支援部会	自立支援協議会医療的ケア児支援部会を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児に関わる「支援体制の整備」及び「情報の共有の促進」等を検討する。	地域包括ケア課
要医療重症心身障害児(者)*訪問看護支援事業	在宅で医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)を介護する家庭に対し、訪問看護を実施することにより、介護する家族の精神的、経済的負担等の軽減を図る。	地域包括ケア課
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等に対する総合的な支援を調整するコーディネーターの配置を行う。	地域包括ケア課
障害児通所支援*等の事業所等の確保	医療的ケア児や重症心身障害のある子どもを受け入れることができる障害児通所支援等の事業所等の確保を図る。	地域包括ケア課
在宅医療介護連携支援センター	医療機関検索が可能なポータルサイトにより、医療的ケア児支援を促進する。	高齢者安心課

### (3) 難病※患者及び在宅重度障害者への支援

難病を患っている人や在宅で生活している重度の障害のある人が、住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。関係機関と協力し、難病患者や在宅で生活している重度の障害のある人の生活の質の向上を図ります。

#### ① 難病患者への支援

事業名	事業概要	担当課
特定疾患患者等見舞金支給事業	特定疾病(指定難病)患者または患者の保護者に見舞金を支給する。	地域包括ケア課
小児慢性特定疾病※児童等日常生活用具給付事業	日常生活用具※の給付対象とならなかった障害者手帳を所持していない小児慢性特定疾病児童にも対象を拡大し、その児童の身体状態に応じて必要な日常生活用具を給付する。	地域包括ケア課

#### ② 居宅生活支援事業の実施

事業名	事業概要	担当課
理美容サービス事業	利用者の居宅において、散髪、洗髪及びひげそりの理容サービスやカット、ブロー及びシャンプーの美容サービスを行う。	高齢者安心課
布団丸洗いサービス事業	掛布団、羽毛掛布団、敷布団、かいまきまたは毛布の丸洗いサービスを行う。	高齢者安心課
紙おむつ給付事業	日常的に紙おむつを必要としている在宅で重度身体障害※のある人等に紙おむつを支給する。	高齢者安心課

## 基本目標6 人にやさしい快適なまちづくり

### 現状と課題

障害者対象のアンケート調査結果によると、外出の際に困ることについて、「歩道が狭く、道路に段差が多い」「建物などに階段が多く、利用しにくい」、「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉車両、福祉タクシー等）」、「電車やバスなどの交通機関が利用しづらい」等の回答割合が高い傾向にあり、また、災害時の不安としては、「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」等の回答割合が高くなっています。

障害のある人が安心して安全に外出できるためには、公共施設や公共交通機関、道路などのバリアフリー\*化をさらに推進することが必要です。

また、今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組みます。

### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン\*環境の推進

障害のある人が、あらゆる分野において活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるように、建物や交通機関等のバリアフリー化の取組を進め、誰もが安全にかつ安心して生活することができるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

#### ① 障害のある人等に配慮した住宅の整備

事業名	事業概要	担当課
重度身体障害者(児)*住宅改造費補助事業	下肢、体幹、視覚または上肢に重度の障害のある人及び子どもまたは、障害のある人と世帯を同一にする人が、住宅設備を障害のある人に適用するように改造する場合、その事業に要する経費に対して、補助金を交付する。	地域包括ケア課
日常生活用具*給付等事業 再掲	重度障害のある人に、日常生活を円滑にするために必要な用具を給付する。	地域包括ケア課

#### ② 公共的施設などの改善整備

事業名	事業概要	担当課
自治会活動拠点環境整備支援事業	自治会が管理する自治会館等の段差解消等バリアフリー化工事の補助対象事業費の1/2を補助(補助金の限度額200万円)し、公共施設である自治会館等のバリアフリー化を進める。	市民協働推進課
補助犬トイレの設置	公共施設等のトイレに補助犬が使用できる機能を持たせ、障害のある人と補助犬の利便を図る。	関係各課等



### ③ 歩道の整備

事業名	事業概要	担当課
道路改良事業	道路幅員が狭く住民の日常生活に支障をきたしている道路において、道路改良を実施することで、道路幅員を確保するとともに、それに併せ、歩行者が多い路線の交通の安全を確保するために歩道整備を実施する。	土木管理課

### (2) 交通・移動手段の整備充実

障害のある人もない人も分け隔てられることなく安心して出かけることができ、また、暮らしていけるように、公共交通施設のバリアフリー化、公共交通機関等の移動手段の確保など障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

#### ■ 移動支援サービスの充実

事業名	事業概要	担当課
バス交通活性化推進事業	バリアフリー化の促進を図るため、乗合バスにノンステップ車両、乗合タクシーにリフト付き車両を導入し、障害のある人が移動しやすいようにする。	交通政策課
じん臓機能障害者等通院交通費助成事業	じん臓または小腸の機能に障害のある人が、障害に基づく症状を軽減・除去する目的で、医療機関において人工透析療法または中心静脈栄養法・経腸栄養法による医療の給付を受けるため、通院に要した交通費を支払った場合の交通費を一部補助する。	地域包括ケア課
福祉ハイヤー助成事業	重度の障害のある人が社会生活上ハイヤーを利用した場合、その料金の一部を助成する。	地域包括ケア課
介護者用車両購入費補助事業	在宅の介護を必要とする人を介護する家族が障害のある人を同乗させて必要な病院または通所その他の外出をするために使用する介護用車両の購入に要する費用を一部補助する。	地域包括ケア課
身体障害者自動車改造費補助事業 再掲	肢体不自由及び聴覚障害による身体障害のある人が所有し運転しようとする自動車を当該障害のある人が運転しやすいように制御装置等を改造する場合、その改造に要する経費の一部を補助する。	地域包括ケア課
福祉有償運送運営協議会の運営	福祉有償運送では、NPO等が自家用車を使用して、移動することが困難な高齢者や障害のある人等を通院、通所、レジャー等を目的に有償で移送を行う。	地域包括ケア課

事業名	事業概要	担当課
福祉車両貸出事業	在宅で介護・車いすを必要とする人の日常生活における利便性の向上のために福祉車両を貸出す。	高齢者安心課
在宅福祉移送サービス	在宅の身体障害のある人や、寝たきりの高齢者等の生活圏拡大及び社会参加促進を図るため、ボランティアにより、自宅から病院・施設等への送迎を行う。	社会福祉協議会

### (3) 安全・安心のまちづくりの推進

障害のある人が地域で安心、安全に生活できるよう、関係行政機関や障害者団体、地域住民の連携を強化し、防災・防犯に関する知識の普及や情報提供に努めるとともに、防災訓練の実施、障害のある人に対する適切な避難支援や安否確認を行える体制整備をはじめとした地域の防災・防犯対策の向上を図ります。

#### ① 防犯・防災などの安全確保対策の推進

事業名	事業概要	担当課
あんしん見守り緊急通報システムサービス	緊急通報システム機器を設置することで、在宅の重度障害のある人が安全で安心した日常生活を維持する。	地域包括ケア課
災害時避難行動要支援者名簿への登録と個別支援プランの作成	災害等の発生時に自力で避難することが困難な人を支援するため、あらかじめ避難支援等に関する情報を市に登録する「災害時避難行動要支援者名簿への登録」と「個別支援プランの作成」を推進する。その情報を防災関連機関等に提供することで、災害時の避難支援や安否確認及び日頃の支援活動等のための体制整備に活用する。	地域包括ケア課
防災行政無線戸別受信機(文字表示装置)の設置	聴覚障害のある人の家に設置し、防災無線の情報を提供する。	危機管理室

② 消費者被害対策の啓発・推進

事業名	事業概要	担当課
消費生活センター運営事業	契約トラブルや商品事故の苦情、多様化する消費者問題への対応を行うとともに、暮らしに役立つ情報の提供や、消費者被害防止のための啓発活動を実施する。	危機管理室

③ 災害時の避難支援や避難所の体制整備

事業名	事業概要	担当課
災害時避難行動要支援者名簿への登録と個別支援プランの作成 <b>再掲</b>	災害等の発生時に自力で避難することが困難な人を支援するため、あらかじめ避難支援等に関する情報を市に登録する「災害時避難行動要支援者名簿への登録」と「個別支援プランの作成」を推進する。その情報を防災関連機関等に提供することで、災害時の避難支援や安否確認及び日頃の支援活動等のための体制整備に活用する。	地域包括ケア課
指定避難所（障害者対応）	地域防災計画に基づく福祉避難所 <sup>※</sup> に関して、渋川広域障害保健福祉事業者協議会と「災害時における福祉避難所の開設に係る施設利用に関する協定書」締結により、障害のある人（子ども）及びその介護者が、協議会に加入する障害者施設を福祉避難所として利用する。この福祉避難所のうち、法令基準を満たし同意を得られた障害福祉施設を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する。	地域包括ケア課
手話通訳者・要約筆記 <sup>※</sup> 者派遣事業（緊急時） <b>再掲</b>	病気・事故等で警察署または救急車に緊急通報した場合、聴覚障害のある人等が手話通訳者へ直接派遣依頼を行う。	地域包括ケア課
災害時ヘルプバンドナ普及推進事業	外見からは支援が必要であることが分かりにくい障害のある人や意思表示の難しい人でも、災害時等に着用することで周囲の人に支援や配慮が必要であることを伝えられる「災害時ヘルプバンドナ」を配布する。	地域包括ケア課

## 基本目標7 情報アクセシビリティ※の向上

### 現状と課題

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人が情報を得たり利用したりすること、意思疎通を図ることなどに関する施策を充実させ、必要な情報を円滑に入手し利活用できることが重要です。

本市ではこれまでも障害のある人の意思疎通の支援や障害特性に配慮した情報提供などの施策を行ってきましたが、本計画では意思疎通に係る施策をさらに充実させ、障害のある人を取り巻く情報環境の整備に取り組んでいきます。

### ■ 情報取得に係る各種支援の充実

事業名	事業概要	担当課
点字・声の広報等発行事業 再掲	市の封筒に点字を刻印し、市からの配付物が確認できるようにする。また、市社会福祉協議会の登録ボランティアが市の広報しぶかわをカセットテープに録音し、視覚に障害のある希望者に配付する。	地域包括ケア課
音訳ボランティア養成講座 再掲	音訳ボランティア活動の状況や音訳の基礎理論についての講義等により、ボランティアの養成を目的として講座を行う。	社会福祉協議会
日常生活用具※給付等事業 再掲	重度障害のある人に、日常生活を円滑にするために必要な用具を給付する。	地域包括ケア課
災害時ヘルプバンドナ普及推進事業 再掲	外見からは支援が必要であることが分かりにくい障害のある人や意思表示の難しい人でも、災害時等に着用することで周囲の人に支援や配慮が必要であることを伝えられる「災害時ヘルプバンドナ」を配布する。	地域包括ケア課
手話通訳者・要約筆記※者派遣事業 再掲	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。	地域包括ケア課
手話通訳者設置事業 再掲	聴覚障害のある人等が社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を設置し、意思伝達の手段を確保する。	地域包括ケア課
手話奉仕員養成講座事業 再掲	聴覚障害のある人等の支援者養成として、日常会話等の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催する。また、手話通訳者養成講座へつなげるためのフォローアップ講座を行う。	地域包括ケア課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時） 再掲	聴覚障害のある人等が、病気・事故等のため警察や消防に緊急通報した場合、手話通訳者へ直接派遣依頼を認める。	地域包括ケア課
ホームページ運営事業	市の情報を迅速・正確に伝達するとともに、ウェブアクセシビリティに配慮し、市ホームページを管理運営する。	政策戦略課

## 第2章 渋川市障害福祉計画（第7期）

### 1. 計画の成果目標

障害のある人がいつまでも地域で安心して生活できるためには、一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスを提供することが必要です。

本計画では、前期計画である「渋川市障害福祉計画（第6期）」の計画期間中のサービスの利用実績と国の基本指針を踏まえ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標を設定し、サービスの量や質の確保を図ります。

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち、自立訓練事業等を通じて、グループホーム※、一般住宅等に移行する人の数の目標値を設定します。

本市の令和4年度末の施設入所者数は、144 人であり、9 人が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、1 人削減することを目標とします。

成果目標			
No.	項目	基準値 (令和4年度末 施設入所者数)	目標値 (令和8年度末)
①	入所施設から地域生活への移行者数	144 人	9 人 (移行人数)
②	施設入所者数の削減見込み	144 人	1 人 (削減人数)
国の基本指針		①令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※の構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目標として、保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めます。

活動指標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
②	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18人	18人	18人
③	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
④	精神障害者の地域移行支援※の利用者数	0人	0人	0人
⑤	精神障害者の地域定着支援※の利用者数	20人	20人	20人
⑥	精神障害者の共同生活援助※の利用者数	68人	68人	68人
⑦	精神障害者の自立生活援助※の利用者数	2人	2人	2人
⑧	精神障害者の自立訓練(生活訓練)※の利用者数	5人	5人	5人
国の基本指針	①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。 ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。 ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。 ④現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑤現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑥現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑦現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 ⑧現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。			

### (3) 地域生活支援拠点※等の充実

障害のある人の、地域生活への移行の支援及び地域生活の支援を充実させるため、地域生活支援拠点の整備と機能の充実、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを目標とします

成果目標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	地域生活支援拠点等の設置	8か所 (圏域)	8か所 (圏域)	8か所 (圏域)
②	コーディネーターの配置人数	39人	39人	39人
③	検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	3回	3回	3回
④	強度行動障害※を有する障害者の支援体制の充実	有	有	有
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国の基本指針</div>		i) 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともにコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。 ii) 各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。		

参考	
項目	数値 (令和4年度末)
令和4年度末時点の施設入所待機者数	20人
上記のうち、強度行動障害のある者 (行動関連項目10点以上)	5人

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国基本指針に基づき、一般就労移行者数等の目標値を定め、就労移行支援※事業等（生活介護※、自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労に移行した者の割合が、5割以上となっている事業所の割合、また、就労定着支援※事業の利用者数と就労定着率の目標値を、それぞれ設定いたします。

成果目標			
No.	項目	基準値 (令和3年度末 施設入所者数)	目標値 (令和8年度末)
①	一般就労移行者数	9人	12人(1.3倍)
②	就労移行支援事業の一般就労移行者数	5人	7人(1.4倍)
③	就労継続支援A型※事業の一般就労移行者数	2人	3人(1.5倍)
④	就労継続支援B型※事業の一般就労移行者数	2人	3人(1.5倍)
⑤	就労定着支援事業の利用者数	6人	9人(1.5倍)
⑥	就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合		5割
⑦	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合		2.5割
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国の基本指針</div>		<p><b>※令和8年度末時点で</b></p> <p>①令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。</p> <p>②令和3年度の移行実績の1.31倍以上とする。</p> <p>③令和3年度の移行実績の1.29倍以上を目指す。</p> <p>④令和3年度の移行実績の1.28倍以上を目指す。</p> <p>⑤令和3年度実績の1.41倍以上とする。</p> <p>⑥5割以上とする。</p> <p>⑦就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。</p>	



### (5) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人の各種のニーズに対応できる専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する人材育成と相談機関との連携強化を図ります。

成果目標	
項目	目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保済・実施
国の基本指針	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）する

活動指標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
②	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
③	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
④	個別事例の支援内容の検証の実施回数	24回	24回	24回
⑤	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
⑥	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有
国の基本指針	i) 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター※を設置するとともに、センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ii) 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。			

### (6) 障害福祉サービス※等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するなか、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築が求められており、障害福祉サービスの質向上のため、県が実施する研修等へ市職員や事業所職員が参加することなどを活動指標として定めます。

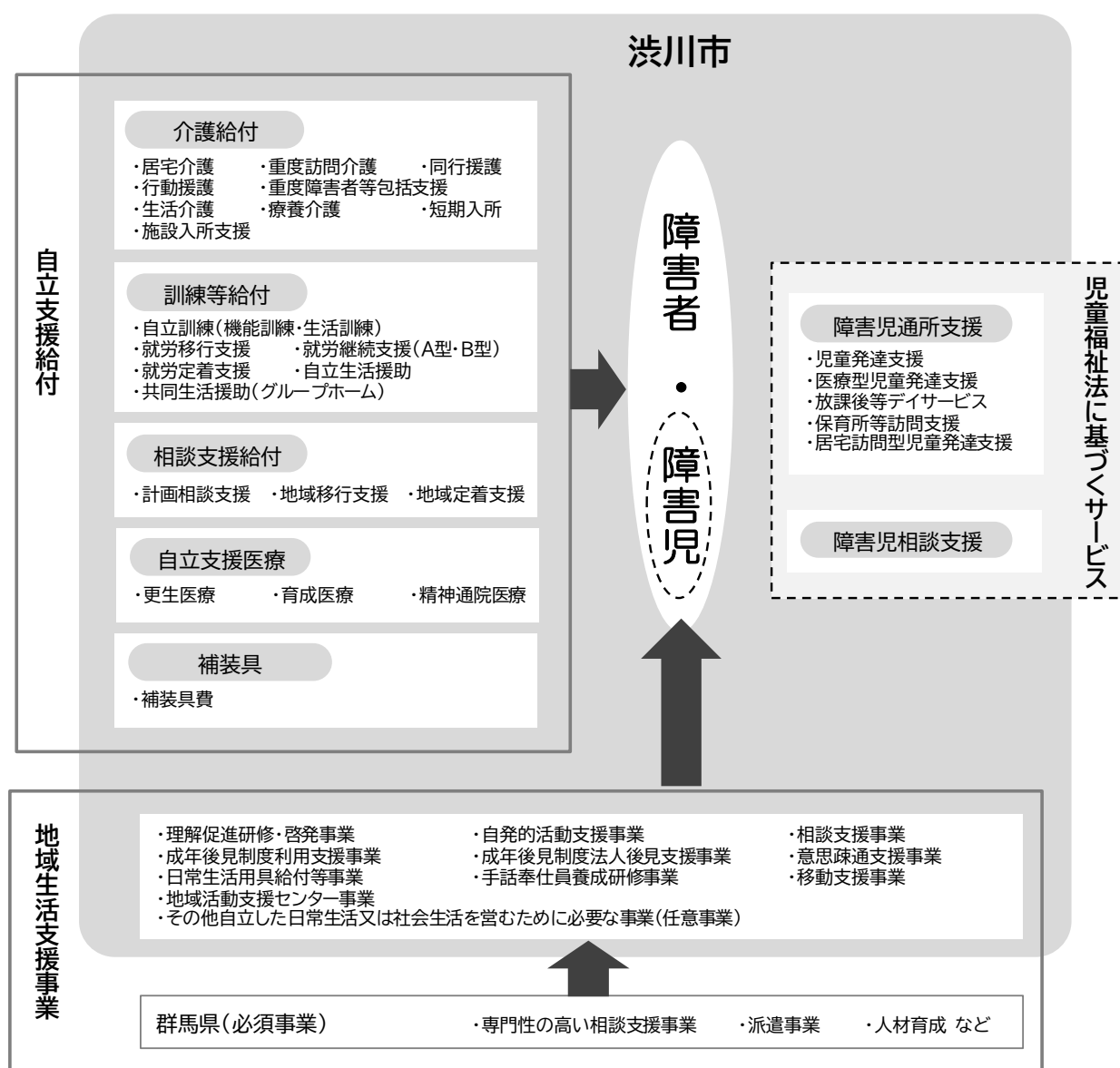
成果目標	
項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	実施
<b>国の基本指針</b>	令和8年度末までに、以下の活動指標に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

活動指標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
②	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無/0回	無/0回	無/0回
③	指導監査結果の関係市町村との共有	有/1回	有/1回	有/1回
<b>国の基本指針</b>	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。 ③都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援※事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。			

## 2. 障害福祉サービス※の見込量

障害者総合支援法による総合的な支援のための福祉サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業※」で構成され、さらに自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療及び補装具※に分けられます。

個々の具体的なサービスを、児童福祉法に位置付けられた障害児に対するサービスとともに、居宅における生活支援である「訪問系」、日中活動を支援する「日中活動系」、居住の支援である「居住系」等で分類し、以下に示します。



(1) 在宅生活を支援する訪問系サービス

サービスの名称	概要
居宅介護*	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護*	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護*	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。
行動援護*	行動に著しい困難を有する知的障害のある人や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護*、短期入所*等のサービスを包括的に提供する。

① 必要な量の見込み

実績				今後3年間のサービス見込量				
名称	単位	令和3年度	令和4年度	名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	135	126	居宅介護	人/月	118	121	125
					時間/月	1,794	1,839	1,900
重度訪問介護				人/月	4	4	4	
				時間/月	1,380	1,380	1,380	
同行援護 行動援護	時間/月	2,388	2,385	同行援護	人/月	22	22	22
					時間/月	356	356	356
重度障害者等包括支援*				行動援護	人/月	2	2	2
					時間/月	22	22	22
重度障害者等包括支援*	時間/月	2,388	2,385	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
					時間/月	0	0	0

② 方策

- ・ サービス需要に合わせ、事業者の参入の促進、事業所との連携や助言・指導を行います。
- ・ 利用者が質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、運営の適正化を図ります。

(2) 通所施設等日中活動系サービス

サービスの名称	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。
自立訓練（機能訓練）※	身体障害のある人または難病※を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション※、生活等に関する相談と助言等の支援を行う。
自立訓練（生活訓練）※	知的障害のある人または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行う。
就労移行支援※	就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。
就労継続支援（A型）※	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援（B型）※	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。
就労定着支援※	一般就労した障害のある人が、職場に定着できるよう支援する事業。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害のある人や企業を支援する。
療養介護	常時介護を要する重度の障害のある人に対し、適切な医療及び常時の介護を提供する。
福祉型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。
医療型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。

①-1 必要な量の見込み

サービス		実績		今後3年間の見込量		
名称	単位	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	214	219	213	213	213
	人日/月	4,495	4,705	4,345	4,345	4,345
内訳	強度行動障害※を有する者			74	74	74
	高次脳機能障害※を有する者			0	0	0
	医療的ケア※を必要とする者			14	14	14
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	0	0	0	0
	人日/月	11	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	2	6	6	6
	人日/月	85	46	105	105	105
就労選択支援※	人/月			0	10	10
就労移行支援	人/月	14	16	16	16	16
	人日/月	249	286	278	278	278
就労継続支援(A型)	人/月	34	37	39	39	39
	人日/月	706	788	835	835	835
就労継続支援(B型)	人/月	214	216	211	211	211
	人日/月	4,008	4,027	3,819	3,819	3,819
就労定着支援※	人/月	7	6	6	6	6
療養介護	人/月	19	21	19	19	19

①-2 必要な量の見込み

サービス		実績		今後3年間の見込み量						
名称	単位	令和3年度	令和4年度	名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
短期入所	人/月	20	23	短期入所(福祉型)		人/月	26	26	26	
						人日/月	146	146	146	
				内訳	強度行動障害を有する者		人/月	9	9	9
					高次脳機能障害を有する者		人/月	0	0	0
					医療的ケアを必要とする者		人/月	3	3	3
	人日/月	148	187	短期入所(医療型)		人/月	1	1	1	
						人日/月	2	2	2	
				内訳	強度行動障害を有する者		人/月	0	0	0
					高次脳機能障害を有する者		人/月	0	0	0
					医療的ケアを必要とする者		人/月	1	1	1

② 方策

- ・今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- ・障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- ・利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

### (3) 入所施設等居住系サービス

サービスの名称	概要
自立生活援助*	入所施設や共同生活援助*を利用している障害のある人へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。
共同生活援助	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。
施設入所支援*	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。
宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害を有する障害のある人に対して、居室その他の設備を利用とともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	13	9	8	8	8
共同生活援助	人/月	146	150	161	164	167
内 訳	強度行動障害を有する者	人/月		0	0	0
	高次脳機能障害を有する者	人/月		0	0	0
	医療的ケアを必要とする者	人/月		0	0	0
施設入所支援	人/月	139	144	147	145	143
宿泊型自立訓練	人/月	4	5	5	5	5

#### ② 方策

- ・ 障害のある人のニーズの把握に努め、福祉施設資源の活用によるサービス提供を図り、居住系サービスの整備に取り組みます。
- ・ グループホーム\*の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援\*及び地域定着支援\*等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- ・ グループホームの設置を促進することに併せ、障害のある人に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。



#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービスの名称	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行う。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害のある人等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行う。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行う。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	166	192	217	230	245
地域移行支援	人/月	1	0	2	2	2
地域定着支援	人/月	20	17	21	23	25

#### ② 方策

- ・ 障害者相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の質の向上に努めます。
- ・ 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるように体制を確保します。
- ・ 地域で生活している障害のある人が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。

### 3. 地域生活支援事業※の見込み量

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービスの名称	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁※」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動など(手話教室、福祉事業所展など)を行う。

#### ① 必要な見込み量

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	事業数	4	5	4	4	4

#### ② 方策

- ・ 障害や障害のある人への理解を深めるため、市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関紙などによる広報・啓発活動を行います。
- ・ ヘルプマーク※の配布など、障害のある人に関する表号の普及、啓発を図ります。

#### (2) 自発的活動支援事業

サービスの名称	概要
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動(ピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援する。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	事業数	5	5	5	5	5

#### ② 方策

- ・ 活動場所の提供など自主グループの活動を支援し、当事者団体の主体性の醸成を図り、障害のある人の生きがいづくりを促進します。

### (3) 相談支援事業

サービスの名称	概要
相談支援事業	障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス*の利用支援等、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター*	—	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター機能強化事業	—	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会*	—	実施	実施	実施	実施	実施

#### ② 方策

- ・ 基幹相談支援センターを拠点とした、障害の種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施するとともに、関係機関との連絡調整を行い、包括的かつ予防的な相談支援体制の充実を図ります。

### (4) 成年後見制度\*利用支援事業

サービスの名称	概要
成年後見制度利用支援事業	自己の判断で適切に福祉サービスを利用することが困難な知的障害や精神障害のある人で、かつ親族がない人に対して、成年後見人の申立費用、報酬費用を助成する。
成年後見制度法人後見支援事業	判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人等が得られないときに社会福祉協議会が後見人となり財産管理等の法律行為について支援する。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施

② 方策

- ・ 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業を実施します。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービスの名称	概要
手話通訳者・要約筆記※者派遣事業	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置事業	聴覚障害のある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳者を地域包括ケア課窓口等に設置する

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	124	144	134	134	134
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2	2

② 方策

- ・ 手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣を行い、聴覚障害のある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

## (6) 日常生活用具<sup>※</sup>給付等事業

サービスの名称	概要
日常生活用具給付等事業	日常生活を円滑にするため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）などの給付を行う。

### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	7	2	4	4	4
自立生活支援用具	件	8	6	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	17	7	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件	4	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件	1,734	1,674	1,704	1,704	1,704
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	1	1

### ② 方策

- ・ 用具に関する製品情報、福祉・医療関連製品等の情報提供を行いながら制度の周知を図り、サービスが必要な人への事業の利用促進に努めます。

## (7) 手話奉仕員養成講座事業

サービスの名称	概要
手話奉仕員養成講座事業	聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成講座を開講する。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	入門課程(人)	13	7	13	13	13
	基礎課程(人)	6	9	8	8	8
	フォローアップ講座(人)	5	4	5	5	5

② 方策

- ・ 聴覚、言語機能又は音声機能等の障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話ボランティア・通訳者の育成を目的とした講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービスの名称	概要
移動支援事業	社会生活上必要な外出等、障害のある人(子ども)の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣する。また、日中一時支援*事業利用の際の送迎として、車両移送型を実施する。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	実利用者数	51	63	57	57	57
	延べ利用時間	5,813	5,614	5,714	5,714	5,714

② 方策

- ・ 障害のある人の社会参加を促進するため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- ・ 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

### (9) 地域活動支援センター※事業

サービスの名称	概要
地域活動支援センター事業	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援や福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施する。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所数	2	2	2	2	2
	実利用者数	101	118	110	110	110
地域活動支援センター事業（他市町村利用）	箇所数	3	3	3	3	3
	実利用者数	20	24	22	22	22

#### ② 方策

- ・ 障害のある人が創作的活動や生産活動を行いながら、自己実現を図り、地域との関わりを持つ場として、今後も充実させていけるよう支援します。

### (10) その他の事業

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、サービスを必要とする人への配慮を行いながらサービス提供基盤の整備を図ります。

サービスの名称		概要
福祉ホーム事業		障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害のある人に対して、低額の料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行う。
訪問入浴サービス事業		家庭において入浴することが困難な在宅で身体に重度の障害のある人に対して、自宅へ訪問し入浴サービスを行う。
日中一時支援事業	日中一時支援事業	障害のある人及び障害のある子どもに、日中における活動の場を一時的に確保し、見守り及び社会に適応するための日常生活訓練等の支援を行う。
	サービスステーション・登録介護者事業	心身障害のある子ども（人）を常時介護する人が一時的に介護できない場合、登録した一定の資格を有する人、または市と契約したサービスステーションに一時的に介護を委託することにより介護者の負担軽減を図る。
点字・声の広報等発行事業		市の封筒に点字を刻印し、市からの配付物が確認できるようにする。また、市社会福祉協議会の登録ボランティアが市の広報しぶかわをカセットテープに録音し、視覚に障害のある希望者に配付する。
身体障害者自動車改造費補助金		肢体不自由による身体障害のある人が所有し運転しようとする自動車を、当該障害のある人が運転しやすいように制御装置等を改造する場合に、その改造に要する経費の一部を補助する。
更生訓練費 <sup>*</sup> 給付事業		就労移行支援 <sup>*</sup> 事業及び指定旧法施設支援を受けている身体障害のある人で更生訓練を受けている人に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費の支給を行う。



## 第3章 渋川市障害児福祉計画(第3期)

### 1. 計画の成果目標

障害のある児童が、地域の中で健やかに成長していくためには、児童一人ひとりの障害に合わせ、ニーズに応じられる幅広い福祉サービスの展開が重要となります。

本計画では、前期計画である「渋川市障害児福祉計画(第2期)」の計画期間中のサービス利用実績と国の基本指針を踏まえ、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標を設定し、サービスの量や質の確保を図ります。

#### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

本市では、国の基本指針により掲げられている成果目標は既に満たしている状況であり、障害のある子どもの支援の提供体制の維持と一層の充実を図ることを目標とします。

成果目標		
No.	項目	目標
①	児童発達支援センター*の設置	1か所 (圏域)
②	障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制	有
③	主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所*の確保	1か所 (圏域)
④	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス*事業所の確保	1か所 (圏域)
⑤	医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 (圏域)
⑥	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人
国の基本指針	①令和8年度末までに各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。 ②令和8年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援*事業所等が保育所等訪問支援*等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。 ③令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1カ所以上確保する。 ④令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保する。 ⑤令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。 ⑥令和8年度末までに⑤の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	

(2) 障害児支援の提供体制の整備等<発達障害者\*等に対する支援>

活動指標				
No.	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
②	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
③	ペアレントメンター*の人数	1人	1人	1人
④	ピアサポート*の活動への参加人数	1人	1人	1人
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国の基本指針</div>		①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）の見込みを設定する。 ②現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。 ③現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。 ④現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。		

・ 目標実現への方策

障害のある子どもの地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

## 2. 障害児支援の見込量

障害児支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス※、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援※、福祉型・医療型児童入所支援及び障害児相談支援があり、障害のある児童に対し将来における自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障害特性に応じた専門的な支援を行うものです。

サービスの名称	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児※等の重度の障害のある子どもで、障害児通所支援※を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行う。
福祉型児童入所支援	障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障害のある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得に向けた支援を行う。
医療型児童入所支援	障害児入所施設または指定発達支援医療機関に入所等をする障害のある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得に向けた支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害のある子どもに対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成する。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。

① 必要なサービス量の見込み

サービス名	単位	実績		今後3年間の見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人/月	50	66	88	96	104
	日/月	515	742	880	960	1,040
放課後等デイサービス	人/月	103	129	164	175	186
	人日/月	1,527	2,043	2,394	2,555	2,716
保育所等訪問支援	人/月	2	6	15	19	23
	人日/月	2	6	15	19	23
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人/月	3	5	5	5	5
医療型児童入所支援	人/月	2	1	2	2	2
障害児相談支援	人/月	42	54	78	93	112
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3	3	3

② 方策

- ・ 増大するサービス需要に対応するため、より多くのサービス提供事業者の参入を促進していきます。
- ・ 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施します。
- ・ 障害のある児童のニーズや課題に対応できるように情報提供に努め、サービス提供事業者の整備が図れるよう働きかけていきます。
- ・ 障害者相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の質の向上に努めます。
- ・ 障害者相談支援事業所と連携し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

### 3. 支援を必要とする子どもへの取組

障害のある子どもへの支援は、子どもの家族、関係機関ならびに行政や地域が一体となって取り組む必要があります。

子どもに関わる職員のスキル向上を図るとともに、障害のある子どもを持つ家族との信頼関係を醸成し、様々な課題へ取り組んでいくことが重要です。

また、関係機関が情報共有を密にし、各種福祉サービスが支援を必要としている子どもに十分に行き届くよう連携して施策を講じ、体制を強化していく必要があります。

支援を必要とする子どもへの取組については、本計画内の障害者計画（第2部、第1章）の施策として掲載している箇所を参照できるよう、次のとおり整理しました。

#### (1) 関係機関との連携による教育・支援体制の充実

障害に対しての理解を広げ、共生社会<sup>\*</sup>の為に、交流や体験学習などを通じた障害理解教育を推進していきます。また、支援が必要な児童生徒へ、適切な教育支援が実施されるよう、教育相談・支援体制の充実を図り関係機関との連携強化を促進します。

取組の種類	施策等	掲載ページ
障害に対する理解・教育	【福祉教育体制の整備】	58
	【インクルーシブ（包容）教育の推進】	59
	【福祉に関する啓発や実践活動の推進】	59
教育支援	【早期からの一貫した教育支援及び進路指導の体制の充実】	63
	【特別支援教育 <sup>*</sup> の充実】	63、64
就学前療育	【保育所・幼稚園・認定こども園の障害児療育の推進】	61、62

#### (2) 関係機関との連携による療育支援体制の充実

支援を必要とする子どもに対し、障害種別や発達・成長の段階に応じた適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの関係機関の連携を強化し、早期発見・早期支援に結びつくように、相談及び連携体制を強化します。

取組の種類	施策等	掲載ページ
早期発見・相談・支援体制の整備	【一貫した早期相談・支援体制づくり】	62
	【早期発見・相談・支援体制の整備】	73、74

取組の種類	施策等	掲載ページ
就学前療育	【保育所・幼稚園・認定こども園の障害児療育の推進】	61、62
就学後療育	【特別支援教育の充実】	63、64

### (3) 家族への支援の充実

障害のある子どもや、発達に心配のある子どもの親や家族からの相談に対して、各機関に配置された専門の職員が応じ、不安や悩みが解消されるよう今後の生活に向けた支援を行います。

また、保護者の意向を踏まえ、福祉施設、教育・保育施設、学校等の受け入れに向けた調整を図るなど、様々な支援につなげるための相談機能を強化するとともに、母子保健や子育て支援、福祉サービスなどの利用につなぐ関係機関の連携体制を強化します。

取組の種類	施策等	掲載ページ
障害のある子どもに関する相談	【発達障害※・就学・療育等の相談体制の充実】	62
	【行政、関係機関等とのネットワークづくり】	74、75
	【健康・医療・リハビリテーション※等の相談体制の充実】	76
子育て支援の強化・受け入れ支援の充実	【保育所・幼稚園・認定こども園の障害児療育の推進】	61

### (4) 医療的ケア児※への支援の充実

医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの確保と配置に努めます。

また、医療的ケア児を受け入れることができる事業所の確保に努めます。

取組の種類	施策別掲載ページ	掲載ページ
医療的ケア児への支援	【医療的ケア児への支援の促進】	77

# 資料編





## 策定経過

年月日	内容
令和4年5月11日	第1回渋川市障害福祉プラン推進委員会 ・策定方針の検討
令和4年6月21日	自立支援協議会定例会 ・策定方針の報告
令和4年5月23日	庁議 ・策定方針の報告
令和4年6月17日	市議会教育福祉常任委員会協議会 ・策定方針の報告
令和4年7月25日～ 令和4年7月29日	第2回渋川市障害福祉プラン推進委員会 ・アンケート内容の検討
令和4年8月8日	第1回渋川市障害福祉プラン推進懇話会 ・策定方針の報告 ・アンケート内容の協議
令和4年8月22日	庁議 ・アンケート内容の報告
令和5年1月5日～ 令和5年1月12日	第3回渋川市障害福祉プラン推進委員会 ・アンケート結果の確認
令和5年1月23日	第2回渋川市障害福祉プラン推進懇話会 ・アンケート結果の報告
令和5年2月13日	庁議 ・アンケート結果の報告
令和5年3月3日	市議会教育福祉常任委員会協議会 ・アンケート結果の報告
令和5年7月24日～ 令和5年7月28日	第4回渋川市障害福祉プラン推進委員会 ・計画骨子案の検討
令和5年8月24日	第3回渋川市障害福祉プラン推進懇話会 ・計画骨子案の協議
令和5年10月23日～ 令和5年10月27日	第5回渋川市障害福祉プラン推進委員会 ・計画案の検討
令和5年10月25日	自立支援協議会定例会 ・計画案の報告
令和5年11月7日	第4回渋川市障害福祉プラン推進懇話会 ・計画案の協議

資料編

年月日	内容
令和5年11月13日	庁議 ・ 計画案の中間報告
令和5年11月27日～ 令和5年12月26日	市民意見公募
令和5年12月8日	市議会教育福祉常任委員会協議会 ・ 計画中間案の報告
令和6年1月5日～ 令和6年1月10日	第6回渋川市障害福祉プラン推進委員会 ・ 計画案の検討
令和6年1月30日	第5回渋川市障害福祉プラン推進懇話会 ・ 計画案の協議
令和6年2月13日	庁議 計画案の報告
令和6年3月4日	市議会教育福祉常任委員会協議会 ・ 計画策定の報告

## 推進懇話会の要綱

### 渋川市障害福祉プラン推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 渋川市障害福祉プラン（渋川市障害者計画・渋川市障害福祉計画・渋川市障害児福祉計画）（以下「計画」という。）の策定及び推進に関する事項を、専門的見地等から検討し、もって、本市の障害福祉の推進を図るため、渋川市障害福祉プラン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は市長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

(役員及び会議)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 懇話会は、会長が招集し、これを主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 懇話会には、必要に応じて事案に係る者を出席させることができる。

5 懇話会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見の反映)

第5条 懇話会における意見は、渋川市障害福祉プラン策定委員会等において総合調整の上、計画に反映させるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 懇話会の事務局は、地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 委員名簿

	氏 名 (敬称略)	団 体 名
会 長	眞下 宗司	市内障害者福祉施設
副会長	諸田 尚三	市民代表
委 員	飯塚 秀利	渋川地区障害者福祉協議会
委 員	中澤 広行	渋川市身体障害者福祉協会
委 員	諸田 清孝	渋川市社会福祉協議会
委 員	都丸 一徳	渋川市民生委員児童委員協議会
委 員	石原 美智子	渋川広域障害福祉なんでも相談室
委 員	中野 正幸	渋川地区医師会
委 員	久保 直孝	渋川保健福祉事務所
委 員	長屋 竜太	渋川市小・中学校長会
委 員	高橋 玲	渋川特別支援学校
委 員	阿部 勝良	渋川公共職業安定所
委 員	坂田 タ工子	市内企業代表
委 員	大島 美恵	市民代表

## 推進委員会の要綱

### 渋川市障害福祉プラン推進委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市の障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、渋川市障害福祉プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 渋川市障害福祉プラン（渋川市障害者計画・渋川市障害福祉計画及び渋川市障害児福祉計画）の策定及び推進に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的調整及び実施に関すること。
- (3) その他障害者に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、福祉部長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、第3条第1項の職員以外の職員等を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、福祉部地域包括ケア課において行う。

#### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

番号		職名
1	委員長	福祉部長
2	委員	政策戦略課長
3	委員	危機管理室長
4	委員	市民協働推進課長
5	委員	高齢者安心課長
6	委員	介護保険課長
7	委員	こども政策課長
8	委員	こども支援課長
9	委員	健康増進課長
10	委員	保険年金課長
11	委員	商工振興課長
12	委員	土木管理課長
13	委員	交通政策課長
14	委員	学校教育課長

## 用語解説

本項では、計画書内で「※」が付された用語について、解説をします。

\* あいうえお順にて掲載

用語	用語の意味
ICT	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。インターネットのような情報通信技術を活用したコミュニケーションやサービスを意味する。
アンコンシャス・バイアス	「無意識の偏ったモノの見方」のこと。「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」とも表現される。
医療的ケア・医療的ケア児	医療的ケアとは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。 医療的ケア児とは、上記の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
医療的ケア児等支援センター	医療的ケアを日常的に必要とする子どもやその家族等が地域で安心して暮らせるよう、市町村等と連携してその支援に取り組む機関。 1「医療的ケア児等及びその家族等に対する専門相談・情報提供」、2「関係機関などの支援者に対する情報提供及び支援者間のネットワークの構築並びに人材育成」、3「同じ悩みや課題を持っている家族同士が交流・情報交換できる機会の提供」を事業内容とする。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。
ADHD	ADHD（注意欠如・多動症）は、「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする発達障害の概念のひとつ。
LD	学習障害(Learning Disability)のことを指す。全般的な知的発達に遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力に困難が生じる発達障害のこと。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
強度行動障害	直接的な他害（かみつきの、頭突き等）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態。
居宅介護	ヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。



用語	用語の意味
グループホーム (共同生活援助)	障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域で共同生活を営む住居。
高次脳機能障害	けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態のこと。
更生訓練費	自立訓練又は就労移行支援を利用して、かつ一定の要件を満たす方に対して、訓練に必要な文房具や参考書など訓練を受けるための経費や通所のための経費。(また、その経費の一部を支給する制度)
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害のある人や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
児童発達支援事業所	障がいのある未就学の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作や集団活動への適応の為の指導および訓練を行う施設。
児童発達支援センター	障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。
社会的障壁	障害者基本法第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供する。
重症心身障害・重症心身障害児	重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持った状態。 重症心身障害児は上記の障害の状態にある子どものこと。
重度身体障害	身体障害者程度等級表の1級、2級に該当する状態、もしくは、3級の障害を2つ以上重複して有している状態。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

用語	用語の意味
18トリソミー	過剰な 18 番染色体によって引き起こされる病態で、通常は知的障害と出生時低身長のほか、重度の小頭症、心奇形、後頭部突出、変形を伴う耳介低位、やつれたような特徴的顔貌などの様々な先天奇形で構成される。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労選択支援	障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。
就労定着支援	一般就労した障害のある人が、職場に定着できるよう支援する事業。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害のある人や企業を支援する。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。
障害者 虐待防止センター	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 24 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い設置された、虐待に関する通報受付窓口。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分 1 から区分 6 の障害支援区分が定められている。
障害福祉サービス	国が障害者総合支援法により定める障害のある人に提供される行政サービスをいう。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助から成り、これらは原則障害のある人等からの申請に基づき、市町村により支給される。
小児慢性特定疾病	主に 18 歳未満の児童を対象とし、1.慢性に経過する、2.生命を長期にわたって脅かす、3.症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる、4.長期にわたって高額な医療費の負担が続く、の 4 要件を満たし、厚生労働大臣が定める疾病。

用語	用語の意味
小児慢性特定医療費医療受給者証	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。住所地のある保健所、保健センターなどへ申請し、認定することで発行される。
情報アクセシビリティ	障害のある人等の情報収集に困難がある人たちも、等しく情報を取得し、不自由なく利用できるようにする考え方。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害のある人または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行う。
自立支援医療受給者証	自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、対象となる者に発行される受給者証。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害のある人につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害のある人に交付される手帳。障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のある人に交付される手帳。重度の側から1級から3級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
短期入所	居宅において障害者の家族の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障害のある人が短期間入所する障害福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の便宜を供与する。
地域活動支援センター	障害のある人に通っていただき、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。

用語	用語の意味
地域自立支援協議会	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき相談支援事業をはじめ地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場。
地域生活支援拠点	グループホームや障害者支援施設、基幹相談支援センターなどを拠点として、障害のある人が地域で生活するため必要となる支援（①相談支援、②短期入所など緊急時の受け入れ・対応、③地域生活を体験する機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の機能を併せ持った施設（拠点施設を設けず複数機関に機能を分散する面的整備型もある）。
地域生活支援事業	障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて障害のある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により効果的・効率的に行う事業。「必須事業」と「任意事業」に分かれる。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与する。
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難のある方（聴覚障害者等）と聴覚障害者等以外の人との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービス。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。
特定医療費受給者証	「指定難病」と診断され、住所地のある保健所へ申請し、認定することで発行される。医療費の助成が受けられる。
特別支援学級	障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害等）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障害の程度が比較的重度の児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼児部・小学部・中学部・高等部で行う。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 19（2007）年 4 月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられた。

用語	用語の意味
内部障害	心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害を有する人。外見では障害のあることがわかりにくく理解を得にくいいため社会的に不当な扱いを受けやすい。
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
難病相談支援センター	地域で生活する難病患者とその家族の療養上の相談、地域交流活動促進及び療養支援従事者への専門的・技術的支援を行う拠点。
日常生活用具	障害のある人の円滑な日常生活を支援するための用具。
日中一時支援	障がいのある人・子どもを介護している家族が在宅していない時間帯に日常的に、見守りや日中の活動支援、療育などを提供する福祉サービス。
ノーマライゼーション	障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念。
発達障害	生まれつき脳の一部に障害があるため、発達の仕方が通常の子どもと異なる障害。自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害（社会性の発達・コミュニケーション能力に障害があるなど）、学習障害（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものだけができないなど）、注意欠陥多動性障害（ADHD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）などが含まれる。
バリアフリー	生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
ピアサポート	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。
福祉避難所	災害が発生した際の、要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のこと。要配慮者のための（特別な用具・設備や相談員が配置されるなど）体制が整備された施設。
ペアレントトレーニング	親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親が子どもの養育技術を身につけるためのトレーニング。
ペアレントプログラム	保護者と子どもがよりよいコミュニケーションで日常生活がおくれるよう、保護者が子どもへの具体的で効果的な対応を身につけるために支援するプログラム。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

用語	用語の意味
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークのこと。
保育所等訪問支援	保育園その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害のある子どもに対して、当該施設を訪問し、当該施設における障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害のある子どもについて、授業の終了後または休業日に事業所に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。
補装具	障害のある人の、身体の損なわれた身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される用具。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサル社会	障害の有無、年齢等にかかわらず、一人ひとりが、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会。
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるデザイン（設計）のこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを主眼とし、適切な連携の下で対応していくための、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
リハビリテーション	障害のある人が、職業的自立、社会的活動への参加・復帰のために行う、身体的・心理的訓練、職業指導などのこと。
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。重度の側からA 1からB 2の判定が定められている。



## 渋川市障害福祉プラン

渋川市障害者計画（第6期）  
渋川市障害福祉計画（第7期）  
渋川市障害児福祉計画（第3期）

令和6年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279) 22-2111（代表）

編集 渋川市福祉部地域包括ケア課障害福祉係